

平成26年度
キャンパスガイド
(学生便覧)



熊本高等専門学校
熊本キャンパス

熊本高等専門学校の教育理念と目標

1. 教育理念

本校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

2. 教育目標（育成する人材像）

本科で育成目標とする人材像は、以下に示すとおりです。

- (1) 日本語および英語のコミュニケーション能力を有する技術者
- (2) ICT に関する基本的技術および工学への応用技術を身に付けた技術者
- (3) 各分野における技術の基礎となる知識と技能及びその分野の専門技術に関する知識と能力を持ち、複眼的な視点から問題を解決する能力を持った技術者
- (4) 知徳体の調和した人間性および社会性・協調性を身に付けた技術者
- (5) 広い視野と技術のあり方に対する倫理観を身に付けた技術者
- (6) 知的探求心を持ち、主体的、創造的に問題に取り組むことができる技術者

校章（シンボルマーク）



熊本高専の頭文字「K」をあしらったデザインです。視認性もよく、新高専のキャッチフレーズ「革新する技術、創造する未来 ～夢へ翔る熊本高専～」にも通じる躍動感に溢れていることから選ばれました。

熊本高等専門学校校歌

作詞 藤子迅司良

一、

大空遙か 羽ばたくように
こころの翼 大きく広げ
荒野を渡る 風に向かつて
明日を目指す 夢を語ろう

高い理想がある

しなやかな意思がある
ああ、豊かなる学び舎

二、

山脈遠く 飛ぶ雲映す
教室の窓は 希望の未来

友情育む 校庭の四季

花咲く日々よ 青春の日よ

生きる時代がある

きらめきの時間がある
ああ、永遠の学び舎

熊本高等専門学校校歌

藤子迅司良 作詞
石川 和彦 作曲

♩=84

お お そら はる か は ば た く よ う に こ
 や ま な み と お く と ぶ く も う つ す き
 こ ろ の つ ば さ を お お き く ひ ろ げ こ う や を わ た
 う し つ の ま ど は き ぼ う の み ら い ゆ う じ ェ う は ぐ
 る か ぜ に む か つ て あ し た を め ざ す ゆ
 む こ う て い の し き は な さ く ひ び よ せ
 め を か た ろ う た か い り そ う が あ
 い し ゅ ん の ひ よ い き る じ だ い が あ
 る し な や か な い し が あ る
 る き ら め き の と き が あ
 あ あ ゆ え た い か え ん の ま
 あ
 な な び や

目 次

§ 1. 沿革の概要	5
§ 2. 学則及び学生準則等	8
1. 熊本高等専門学校学則	8
2. 熊本高等専門学校学生準則	30
3. 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生心得(本科)	35
4. 自動車通学許可に関する内規	39
5. 熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則	40
6. 出欠席等の取扱いに関する細則	44
7. 熊本高等専門学校熊本キャンパス追認定試験の取扱いに関する細則	46
8. 熊本高等専門学校熊本キャンパス不正行為に関わる科目の成績評価に関する細則	47
9. 熊本高等専門学校外国人留学生規則	48
10. 熊本高等専門学校熊本キャンパスチューター制度実施要領	50
11. 熊本高等専門学校特別聴講学生規則	51
§ 3. 本校の組織とその概要	52
1. 組織図	52
2. 校務分担	53
3. 事務概要	54
§ 4. 教育課程と科目履修等について	55
1. 学期と授業時間	55
2. 教育課程	55
3. 授業科目の単位の修得	57
4. 授業科目の履修上の注意	57
5. 試験及び受験心得	58
6. 成績の評価及び評定	58
7. 進級、卒業、修了	58
8. 欠席、欠課、遅刻、早退等	59
9. 資格試験等	60
10. インターンシップ	65
11. 研修旅行	65
12. 学生証	65
13. 学校名等の英語訳	66

§ 5. 学生生活について	67
1. 福利厚生.....	67
(1) 入学料の免除.....	67
(2) 入学料の徴収猶予.....	67
(3) 授業料、寄宿料の免除.....	67
(4) 奨学制度.....	67
(5) 高等学校等就学支援金.....	68
(6) 通学証明書、学割証.....	69
(7) 施設、設備の使用について.....	69
(8) 課外活動用具の貸出について.....	70
(9) 学生食堂、売店.....	70
(10) アルバイトについて.....	70
(11) 掲示・放送について.....	70
(12) 拾得物、遺失物について.....	70
(13) その他.....	70
2. 保健衛生.....	70
(1) 保健室.....	70
(2) 健康診断.....	70
(3) 健康相談.....	70
3. 学生相談.....	71
4. 日本スポーツ振興センター.....	73
5. 熊本県 P T A 共済.....	74
6. 学生会.....	75
7. 就職、進学.....	77
8. 学生生活に関する諸規則.....	80
(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び 徴収猶予の取扱いに関する規則.....	80
(2) 熊本高等専門学校学生の懲戒に関する規則.....	85
(3) 熊本高等専門学校熊本キャンパス台風・大雨等に伴う休講措置に関する申合せ…	86
(4) 熊本高等専門学校熊本キャンパス体育施設使用規則.....	87
(5) 熊本高等専門学校熊本キャンパス福利施設(くぬぎ会館)使用規則.....	89
(6) 熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用規則.....	90
(7) 熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用心得.....	91
(8) 熊本高等専門学校熊本キャンパスクラブ室使用内規.....	92
(9) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会規約.....	93
(10) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会会計に関する細則	104
(11) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会選挙細則	108
(12) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス図書館利用規則…	110

(13) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス利用細則	114
(14) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス利用心得	119
(15) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則	121
§ 6. ICT 活用学習支援センター	124
1. 図書館	124
(1) 閲覧室	124
(2) 書庫	124
(3) 蔵書数	124
(4) 開館時間・休館日	124
(5) 利用方法	125
2. ICT 活用学習ルーム	126
(1) パソコンコーナー	126
(2) AV コーナー	126
(3) 就職支援資料コーナー	126
3. その他の施設	127
§ 7. 学寮について	128
1. 学寮の概要	128
2. 寮に関する諸規則	129
(1) 熊本高等専門学校学寮規則	129
(2) 熊本高等専門学校明和寮寮生心得	131
(3) 熊本高等専門学校明和寮における火災発生時の避難心得	136
(4) 熊本高等専門学校明和寮施設設備使用内規	137
(5) 熊本高等専門学校明和寮寮費徴収要項	138
(6) 熊本高等専門学校明和寮寮生会会則	140
(7) 熊本高等専門学校明和寮寮生の処分手続きに関する細則	143
§ 8. 諸納金、諸手続一覧	144
1. 諸納金	144
2. 諸手続一覧	145
付録	147
1. 熊本キャンパスの案内図	147
2. 熊本キャンパス建物配置図	148
3. 熊本キャンパス施設平面図	149

§ 1. 沿革の概要

(熊本電波工業高等専門学校沿革)

熊本高専熊本キャンパスは、全国55校の国立高等専門学校の中で、仙台、詫間の両電波工業高等専門学校とともに、昭和46年4月1日に電波通信の専門校「熊本電波工業高等専門学校」として電波通信学科2学級で発足しました。設立当初の目的は電波通信関係技術者の養成にありましたが、我が国の電子・情報産業の急速な進展に対応するため、昭和52年4月1日に電波通信学科1学級を電子工学科に改組し、昭和54年4月1日に情報工学科を、昭和63年4月1日に電子制御工学科を増設、平成元年4月1日に電波通信学科を情報通信工学科に名称変更しました。この結果、熊本電波高専は電子技術の核を成す電子情報系4学科で構成され、互いに密接な連携のもとに、急速な技術の発展に即応できる実践技術者の養成を目的とした高等教育機関として発展してきました。そして、電子情報系のための4学科構成という特色を生かして、平成2年度から1・2年次の低学年で、授業科目を共通とした混合学級を実施し、3年進級時の転科制度も実施しました。

平成12年4月1日には、本科で学んだ技術の上にさらに専門的先端技術を身につけ、柔軟な発想力と創造的、感性的な能力を備えた高度な研究開発型の実践技術者の育成を目的として、2年課程の専攻科（電子情報システム工学専攻、制御情報システム工学専攻）が設置されました。

このように、熊本電波高専はICT（情報通信技術）技術者の養成に優れた実績を残して来ました。

(熊本高等専門学校熊本キャンパス沿革)

平成21年10月1日に、ICT技術系学科を主とする熊本電波高専と複合系学科を主とする八代高専が互いの長所を生かして、高度化・複合化する技術に対応するため、高度化再編を行い、両高専を廃止し、新たに熊本高等専門学校が誕生しました。そして、従来の熊本電波高専は、熊本高専熊本キャンパス、八代高専は熊本高専八代キャンパスとなりました。熊本キャンパスには情報通信エレクトロニクス工学科、制御情報システム工学科、人間情報システム工学科の3学科を、八代キャンパスには機械知能システム工学科、建築社会デザイン工学科、生物化学システム工学科の3つを設置しています。また、専攻科については電子情報システム工学専攻（熊本キャンパス）、生産システム工学専攻（八代キャンパス）を設置しています。

【熊本電波工業高等専門学校の沿革】

- 昭和18年10月5日 財団法人熊本無線電信講習所として設立
- 11月1日 逓信省所管となり、官立無線電信講習所熊本支所となる
- 昭和20年4月1日 官制改正により、官立熊本無線電信講習所として独立
- 昭和21年6月1日 熊本市大江町居屋敷539の4に移転
- 昭和23年8月1日 逓信職員訓練法（昭和23年法律第208号）の施行により、文部省に移管
- 昭和24年5月31日 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）の施行により、熊本電波高等学校と改称
- 昭和26年7月11日 熊本市大江町渡鹿に移転
- 昭和46年3月30日 熊本県菊池郡西合志町須屋地区に熊本電波工業高等専門学校用地買収
- 4月1日 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和46年法律第23号）の施行により、熊本電波工業高等専門学校となる。電波通信学科設置

	初代校長に熊本大学教授福井武弘が就任
4月10日	第1回入学式举行
10月5日	熊本電波工業高等専門学校開校記念式典举行
昭和48年3月31日	熊本県菊池郡西合志町須屋2659の2の新校舎に移転
昭和49年3月9日	落成記念式典举行
4月1日	部課制の実施により、庶務課、会計課、学生課の3課設置
昭和51年3月8日	第1回卒業証書授与式举行
昭和52年4月1日	学科の改組が行われ、新たに電子工学科を設置
昭和54年4月1日	新たに情報工学科を設置
昭和55年4月1日	初代校長福井武弘が退官し、第2代校長に熊本大学教授工学博士岡田正秀が就任
昭和62年3月31日	第2代校長岡田正秀が定年退官
4月1日	第3代校長に大阪大学教授工学博士中村勝吾が就任
昭和63年4月1日	新たに電子制御工学科を設置
平成元年4月1日	電波通信学科を情報通信工学科に改称
平成4年4月1日	学校週5日制実施
平成5年10月5日	創立50周年記念碑設置
10月12日	創立50周年記念式典举行
平成6年3月31日	第3代校長中村勝吾が退官
4月1日	校長事務取扱に根本邦治教務主事が就任
4月2日	第4代校長に熊本大学教授工学博士上野文男が就任
平成8年3月11日	校内LAN竣工
12月6日	情報工学科棟1階にクリーンルーム（半導体デバイス製作室）竣工
平成10年3月31日	弓道場（的場）
平成11年3月31日	テニスコート竣工
	SCS（Space Collaboration System）設備竣工
7月12日	校舎棟に身障者用エレベーター・スロープ竣工
7月21日	太陽光発電設備竣工
平成12年4月1日	専攻科（電子情報システム工学専攻、制御情報システム工学専攻）を設置
12月22日	明和寮南棟改修工事竣工
平成13年3月31日	第4代校長上野文男が退官
4月1日	第5代校長に熊本大学教授工学博士江端正直が就任
平成14年3月15日	第1回専攻科修了証書授与式举行
3月25日	専攻科棟竣工
10月10日	ベルギーIMECと学術交流協定を締結
10月31日	地域共同テクノセンター竣工
平成15年3月25日	弓道場（射場）竣工
平成16年3月25日	シンガポールテマセクポリテクニクと学術交流協定を締結
4月1日	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）の施行により、独立行政法人国立高等専門学校機構熊本電波工業高等専門学校となる。
平成17年8月3日	フィンランドのオウルポリテクニクと国際交流協定を締結
平成18年5月8日	JABEE対応教育プログラムが日本技術者教育認定機構から認定され

- た。
- 平成19年 2月5日 アンテナ評価 /EMI 用電波暗室設置工事竣工
- 3月28日 独立行政法人大学評価・学位授与が実施した高等専門学校機関別認証評価において高等専門学校設置基準を満たしていることが認定された。
- 4月1日 庶務課と会計課が統合され総務課となり、総務課と学生課の2課となった。
- 9月11日 スペインC N M- I M Bと学術交流協定を締結
- 平成20年 1月22日 トレーニングルーム設置
- 4月1日 事務部が八代高専事務部と一元化され、熊本地区事務部となり、総務課が管理課、学生課が学生第二課となった。
- 平成21年 2月6日 香港V T Cと国際交流協定を締結
- 4月1日 第6代校長に八代高専校長理学博士宮川英明が就任
- 平成25年 4月1日 第7代校長に九州大学教授工学博士長谷川勉が就任

【熊本高等専門学校熊本キャンパスの沿革】

- 平成21年10月1日 高度化再編により熊本電波工業高等専門学校および八代工業高等専門学校を廃止し、熊本高等専門学校が開校。各高専は、熊本高専熊本キャンパス、熊本高専八代キャンパスとなる。熊本キャンパスには、情報通信エレクトロニクス工学科、制御情報システム工学科、人間情報システム工学科の3学科を、専攻科においては電子情報システム工学専攻を設置。学生第二課は、学生課となった。
- 平成22年 2月26日 1号棟（校舎棟）の改修工事竣工
- 3月9日 熊本高専第1回卒業式を挙行（熊本キャンパス）
- 3月29日 2号棟（電子棟）改修工事竣工
- 4月4日 熊本高専第1回入学式を挙行
- 平成24年 3月19日 1号棟（ICT 活用学習支援センター・図書館）の改修工事竣工



§ 2. 学則及び学生準則等

学生生活を有意義かつ円滑に送るためには、学則、学生準則、学生心得をよく読んで、これらを充分心得ておかねばなりません。

1. 熊本高等専門学校学則

第1章 本校の目的・理念

(目的・理念)

第1条 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。

2 前項の目的に照らし、本校の理念を次のとおりとする。

熊本高等専門学校は、専門分野の知識と技術を有し、技術者としての人間力を備えた、国際的にも通用する実践的・創造的な技術者の育成及び科学技術による地域社会への貢献を使命とする。

3 前項の理念を達成するため、本校教職員は、専門分野における学術の進展に即応するとともに教育方法の改善を目指し、自己研鑽に努めることを責務とする。

4 学科の人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、別に定め、公表するものとする。

第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 学年末休業

2 前項第3号から第6号までの休業の期間は、校長が定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 キャンパス、学科、学級、入学定員及び職員組織

(キャンパス)

第7条 本校が行う教育研究活動等の拠点の呼称及び位置は、次のとおりとする。

呼 称	位 置
熊本キャンパス	熊本県合志市
八代キャンパス	熊本県八代市

(学科、学級及び入学定員)

第8条 学科及び1学年の学級数並びに入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員
情報通信エレクトロニクス工学科	1	40人
制御情報システム工学科	1	40人
人間情報システム工学科	1	40人
機械知能システム工学科	1	40人
建築社会デザイン工学科	1	40人
生物化学システム工学科	1	40人
計	6	240人

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員)

第9条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他法令の定めるところによる。

(副校長・主事)

第10条 本校に、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事及び総務主事を置く。

2 副校長は、校長の命を受け、学校運営全般に関わることを掌理する。

3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

4 学生主事は、校長の命を受け、学生の支援・指導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

5 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の支援・指導に関することを掌理する。

6 総務主事は、校長の命を受け、地域との連携、研究の推進及び広報等に関することを掌理する。

(事務部)

第11条 本校に、庶務、会計及び学生の支援・指導等に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第12条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程等)

第14条 学年ごとの授業科目及びその単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、50分を標準とする。）の履修を1単位として計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

6 第1項に定める授業科目のほか、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（高等専門学校以外の教育施設における学修等）

第16条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（教育プログラム）

第17条 第1条第2項の本校の理念を達成するため、本科の第4学年及び第5学年の2年間並びに専攻科の2年間の計4年間からなる「電子・情報技術応用工学コース」及び「生産システム工学」、並びに専攻科の2年間からなる「電子・情報技術専修コース」の3つの教育プログラムを置く。

2 前項の教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（評価及び課程修了、卒業）

第18条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、定期試験及び平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（再履修）

第19条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る所定の授業科目を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、転学、留学及び卒業

（入学資格）

第20条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜）

第21条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項に規定する入学者の選抜方法によるほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、当該出身学校の長から送付された調査書を主な資料として、入学者の選抜を行う。

3 校長は、前2項により選抜した者で、第37条に規定する入学料を納付した者及び入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。

4 入学者の選抜に関し必要な事項は、別に定める。

（編入学）

第22条 第1学年の途中、又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第23条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

（入学手続）

第24条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは、校長は、その者の入学の許可を取り消すことがある。

（転科）

第25条 転科を希望する者があるときは、校長は、進級時に選考の上、転科を許可することがある。

2 転科に関し必要な事項は、別に定める。

（休学）

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

（休学期間）

第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は修業年限に算入しない。

(復学)

第28条 休学した者は、休学の事由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学するものとする。

(出席停止)

第29条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学、再入学)

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望するものがあるときは、校長は、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(在学年限)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者については、以後の在学を認めない。

(1) 2年間引き続き進級できない者。ただし、休学による者を除く。

(2) 休学期間を除き、在学年数が8年を超える者

(他の学校への入学等)

第32条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第33条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第34条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業をするためには、別に定める単位数を修得しなければならない。

(称号)

第35条 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第36条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「規則」という。）に定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第37条 入学料の額は、規則に定める額とする。

2 入学料は、所定の期日までに納付するものとする。

(授業料)

第38条 学生は、規則に定める額の授業料を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月末日までに、後期にあつては10月末日までに納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

第39条 学年の中途において入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

第40条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を、それぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第41条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、規則に定める額の寄宿料を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学生（保護者を含む。）の申し出又は承諾があつたときは、当該年度内に徴収する寄宿料の額の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収することができるものとする。

(入学料、授業料又は寄宿料の免除及び徴収猶予)

第42条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、若しくは入学する者又は学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額又は一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 死亡若しくは行方不明のため除籍された場合又は風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

5 前各項に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の取扱い)

第43条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、前期分授業料の徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料相当額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第7章 外国人留学生及び外国人受託研修員

(外国人留学生)

第44条 外国人で、本校の第2学年次以上に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第45条 外国人留学生は、定員外とすることができる。

第46条 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

(外国人受託研修員)

第47条 校長は、教育研究に支障がない場合に限り、外国人受託研修員の受入れを許可することがある。

2 外国人受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第48条 本校において、特定の専門事項についての研究を志願する者があるときは、校長は、本校の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第49条 本校において、特定の授業科目についての聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第51条 本校において、特定の授業科目についての履修を志願する者があるときは、校長は、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した単位は、判定の上、その科目を修得したものとして認定する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第52条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第53条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第54条 校長は、教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第27条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第42条第1項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに不許可となった額の入学料を納付しない者
- (5) 第42条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理され、徴収猶予を許可及び不許可とされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第10章 専攻科

(設置)

第56条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第57条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

(修業年限及び在学期間)

第58条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻及び入学定員)

第59条 専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員
電子情報システム工学専攻	24人
生産システム工学専攻	24人
計	48人

(教育課程)

第60条 専攻科の授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

2 履修方法等については、別に定める。

(入学資格)

第61条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
 - (4) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (7) その他本校が高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (入学者の選抜及び入学の許可)

第62条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第63条 専攻科学生は、休学期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第58条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(評価及び修了)

第64条 単位の認定は、定期試験及び平素の成績を評価して行うものとする。

2 成績の評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 専攻科に2年以上在学し、別に定める修了要件を満たした者については、専攻科の修了を認定する。

4 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第65条 専攻科学生については、第3条から第6条まで、第13条、第16条第1項、第23条、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第33条第1項及び第4項、第36条から第43条まで、並びに第48条から第55条までの規定を準用する。この場合において、第33条第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」、第55条第2号中「第27条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(その他)

第66条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 学寮

(学寮)

第67条 本校に学寮を設置する。

2 本校の学生で、入寮を希望する者は、選考の上入寮を許可する。

3 学寮の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第68条 本校に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成21年10月1日から施行する。

2 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号）附則第10条の規定に基づき、平成21年9月30日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）別表に規定する熊本電波工業高等専門学校及び八代工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であった教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。

3 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ熊本電波工業高等専門学校又は八代工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。

4 第8条第1項及び第59条の規定にかかわらず、第2項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。

(1) 情報通信工学科

- (2) 電子工学科
 - (3) 電子制御工学科
 - (4) 情報工学科
 - (5) 機械電気工学科
 - (6) 情報電子工学科
 - (7) 土木建築工学科
 - (8) 生物工学科
 - (9) 専攻科電子情報システム工学専攻
 - (10) 専攻科制御情報システム工学専攻
 - (11) 専攻科生産情報工学専攻
 - (12) 専攻科環境建設工学専攻
 - (13) 専攻科生物工学専攻
- 5 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月23日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 平成23年度以前に生産システム工学専攻に入学した者に係わる授業科目及びその単位数は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

別表第2

別表第3



教 育 課 程 表

(別表第 1 ～ 別表第 3)

別表第1の1

共通教育科（情報通信エレクトロニクス工学科・制御情報システム工学科・人間情報システム工学科用）
（平成22年度以降入学用）

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考
必修科目	基礎科目	国 語 I	2	2					
		国 語 I 演 習	1	1					
		国 語 II	2		2				
		国 語 II 演 習	1		1				
		国 語 III	2			2			
		国 語 IV	1				1		
		政 治 ・ 経 済	2	2					
		倫 理 A	2		2				
		世 界 史	2		2				
		日 本 史	2			2			
		地 理	2	2					
		数 学 I	6	6					
		数 学 II	6		6				
		微 分 積 分	3			3			
		線 形 代 数	2			2			
		物 理 I	3		3				
		物 理 II	2			2			
		化 学 I	3	3					
		化 学 II	2		2				
		保 健 体 育 I	3	3					
		保 健 体 育 II	2		2				
		保 健 体 育 III	2			2			
		ス ポ ー ツ 理 論	1				1		
		保 健 体 育 IV	1					1	
		生 物 科 学	2				2		
		英 語 I	5	5					
		英 語 II	5		5				
		英 語 III	4			4			
		英 語 IV	2				2		
		英 語 V	2					2	
		芸 術	2	2					音楽と美術を半期づつ
	応用科目	コミュニケーション論	1					1	
		国際言語文化論	1					1	
	開設単位合計（33科目）		79	26	25	17	6	5	
選択科目	応用科目	法 学	2				2		いずれか1科目修得
		経 済 学	2				2		
		哲 学	2				2		
		社 会 学	2				2		
		開設単位小計（4科目）	8	0	0	0	8	0	
		（履修可能単位）	2	0	0	0	2	0	
	特別選択科目	基礎科目応用第一	1	いずれの学年でも修得可					
		基礎科目応用第二	1						
		基礎科目応用第三	1						
		特別学習第一	1						
		特別学習第二	1						
		地域社会活動一	1						
		地域社会活動二	1						
		国際・異文化理解	1			1			
		開設単位小計（8科目）	8	8					
	開設単位合計（12科目）		16	0	0	0	8	0	学年毎の合計は、特別選択科目を除く単位数
	開設単位合計（45科目）		95	26	25	17	14	5	
	履修可能単位合計		81	26	25	17	8	5	

別表第1の2

共通教育科目（機械知能システム工学科・建築社会デザイン工学科・生物化学システム工学科用）
（平成22年度以降入学用）

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考
必修科目	基礎科目	国語Ⅰ	2	2					
		国語Ⅱ	2		2				
		国語Ⅲ	2			2			
		国語Ⅳ	1				1		
		世界史	2		2				
		日本史	2			2			
		現代社会	2	2					
		倫理B	1		1				
		科学技術と現代社会	1				1		
		数学Ⅰ	6	6					
		数学Ⅱ	6		6				
		数学Ⅲ	4			4			
		多変数の微分積分学	1				1		
		行列式と行列の応用	1				1		
		化学	3	3					
		物理Ⅰ	3		3				
		物理Ⅱ	2			2			
		総合理科Ⅰ	2	2					
		総合理科Ⅱ	1			1			
		保健体育Ⅰ	3	3					
		保健体育Ⅱ	2		2				
		保健体育Ⅲ	2			2			
		スポーツ科学	1				1		
		英語Ⅰ	5	5					
		英語Ⅱ	5		5				
		英語Ⅲ	4			4			
		英語ⅣA	1				1		
		英語ⅣB	1				1		
		英会話Ⅰ	1	1					
		英会話Ⅱ	1		1				
		情報基礎	2	2					
		基礎電気工学	2		2				
		ネットワーク入門	1		1				
		基礎情報工学	2		2				
		マイコンプログラミング入門	1		1				
	プログラミング基礎	2			2				
開設単位合計(36科目)			80	26	28	19	7		
選択科目	応用科目	日本現代文学	2	←				2	} 選択必修
		古典文学	2	←				2	
		経済学	2	←				2	
		哲学	2	←				2	
		健康科学	2	←				2	}
		総合英語A	1	←				1	
		歴史と文化	1	←				1	
		総合英語B	1	←				1	
		社会と法	1	←				1	
		開設単位小計(9科目)	14					14	
	(履修可能単位)	4					4		
	特別選択科目	一般特別セミナー	4	いずれの学年でも修得可					
	開設単位合計(10科目)			14					14
開設単位合計(46科目)			94	26	28	19	7	14	一般特別セミナーを除く
履修可能単位合計			84	26	28	19	7	4	特別選択科目を除く

別表第2の1

情報通信エレクトロニクス工学科

(平成22年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考
必修科目	基盤科目	基礎電気学Ⅰ	2	2					
		基礎電気学Ⅱ	3		3				
		創造基礎工学	2	2					
		情報基礎工学	2	2					
	専門基礎科目	応用数学Ⅰ	2				2		
		応用数学Ⅱ	2					2	
		応用物理	2				2		
		電気磁気学Ⅰ	2			2			
		電気磁気学Ⅱ	2				2		
		電気回路学Ⅰ	2			2			
		電気回路学Ⅱ	2				2		
		電子回路学Ⅰ	2			2			
		電子回路学Ⅱ	2				2		
		電子工学	2			2			
		電子計測	2			2			
		計算機工学Ⅰ	3		3				
		計算機工学Ⅱ	2			2			
		プログラミングⅠ	3		3				
		プログラミングⅡ	2			2			
		応用プログラミング	2				2		
		情報工学理論	2				2		
		デジタル設計	2				2		
		信号伝送工学	2				2		
		通信システム工学	2				2		
		信号処理	2					2	
		ネットワーク工学	2					2	
		電磁波工学	2					2	
		知的生産学	1					1	
	総合科目	ものづくり基礎	2	2					
		電子通信工学実験Ⅰ	3			3			
		電子通信工学実験Ⅱ	3				3		
		電子通信工学実験Ⅲ	3					3	
		卒業研究	8					8	
開設単位合計 (33科目)			77	8	9	17	23	20	
選択科目	専門応用科目	画像処理工学	2				2		並列開講科目（半導体プロセス）
		Webコミュニケーション	2				2		並列開講科目（電子材料）
		半導体プロセス	2				2		並列開講科目（画像処理工学）
		電子材料	2				2		並列開講科目（Web コミュニケーション）
		メディア工学	2					2	
		コミュニケーション装置工学	2					2	
		アナログシステム	2					2	
		デジタルシステム	2					2	
		実装工学	2					2	
		オプトエレクトロニクス	2					2	
		電気通信法規	1					1	
		技術英語Ⅰ	1				1		
		技術英語Ⅱ	1					1	
		開設単位小計（13科目）	23	0	0	0	9	14	
		（履修可能単位）	19	0	0	0	5	14	
	特別選択科目	専門科目応用第一	1	いずれの学年でも修得可					
		専門科目応用第二	1						
		国際化プロジェクト	1						
		インターンシップ	1				1		4年か5年で修得可
		開設単位小計（4科目）	4	4					
開設単位合計 (17科目)			27	0	0	0	9	14	学年毎の合計は、特別選択科目を除く単位数
開設単位合計 (50科目)			104	8	9	17	32	34	
履修可能単位			96	8	9	17	28	34	

別表第2の2

制御情報システム工学科

(平成22年度以降入学者用)

区分1	区分2	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	基盤科目	基礎電気学Ⅰ	2	2						
		基礎電気学Ⅱ	3		3					
		制御工学基礎	2	2						
		情報リテラシー	2	2						
	専門基礎科目	応用数学Ⅰ	2				2			
		応用数学Ⅱ	2					2		
		応用物理	2				2			
		電気磁気学Ⅰ	2			2				
		電気磁気学Ⅱ	2				2			
		電気回路学Ⅰ	2			2				
		電気回路学Ⅱ	2				2			
		電子回路学Ⅰ	2			2				
		電子回路学Ⅱ	2				2			
		計算機工学Ⅰ	3		3					
		計算機工学Ⅱ	2			2				
		情報処理	3		3					
		プログラミング通論	2			2				
		マイクロコンピュータ基礎	2			2				
		制御情報システム工学演習	2			2				
		オペレーティングシステム	2				2			
		ハードウェア設計論	2				2			
		電子制御回路学	2				2			
		組込みシステム基礎論	2				2			
		制御工学Ⅰ	2				2			
		制御工学Ⅱ	2					2		
		メカトロニクス工学	2					2		
		組込みシステム設計	2					2		
		知的生産学	1					1		
	総合科目	制御情報システム概論	2	2						
		制御工学実験Ⅰ	3			3				
		制御工学実験Ⅱ	3				3			
		制御工学実験Ⅲ	3					3		
		卒業研究	8					8		
	開設単位合計(33科目)			77	8	9	17	23	20	
選択科目	専門応用科目	計測工学	2				2		並列開講(通信工学)	
		プログラミング特論	2				2		並列開講(信号処理)	
		信号処理	2				2		並列開講(プログラミング特論)	
		通信工学	2				2		並列開講(計測工学)	
		バイオメカニクス	2					2		
		人間工学	2					2		
		ソフトコンピューティング	2					2		
		生体情報工学	2					2	並列開講(ソフトウェア設計)	
		ソフトウェア設計	2					2	並列開講(生体情報工学)	
		画像処理工学	2					2	並列開講(自律分散システム)	
		自律分散システム	2					2	並列開講(画像処理工学)	
		音響工学	2					2	並列開講(オブジェクト指向プログラム)	
		オブジェクト指向プログラム	2					2	並列開講(音響工学)	
		技術英語Ⅰ	1				1			
	技術英語Ⅱ	1					1			
	開設単位小計(15科目)			28	0	0	0	9	19	
	履修可能単位			18	0	0	0	5	13	
	特別選択科目	専門科目応用第一	1	いずれの学年でも修得可						
		専門科目応用第二	1							
		国際化プロジェクト	1							
インターンシップ		1				1		4年か5年で修得可		
開設単位小計(4科目)			4	4						
開設単位合計(19科目)			32	0	0	0	9	19	学年毎の合計は、特別選択科目を除く単位数	
開設単位合計(52科目)			109	8	9	17	32	39		
履修可能単位			95	8	9	17	28	33		

別表第2の3

人間情報システム工学科

(平成22年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考
必修科目	基盤科目	基礎電気学Ⅰ	2	2					
		基礎電気学Ⅱ	3		3				
		情報工学基礎	2	2					
		情報リテラシー	2	2					
	専門基礎科目	応用数学Ⅰ	2				2		
		応用数学Ⅱ	2					2	
		応用物理	2				2		
		電気磁気学	2				2		
		電気回路学	2			2			
		電子回路学	2			2			
		計算機工学	3		3				
		情報処理	3		3				
		プログラミング言語	2			2			
		プログラミング演習	2			2			
		コンピュータアーキテクチャ	2			2			
		ネットワーク技術	2			2			
		システム工学概論	2			2			
		信号処理	2				2		
		応用電子回路	2				2		
		マイクロコンピュータ	2				2		
		データ構造とアルゴリズム	2				2		
		情報ネットワーク	2				2		
		オペレーティングシステム	2				2		
		人間環境工学	2				2		
		統計解析	2					2	
		情報数学	2					2	
		情報理論	2					2	
		知的生産学	1					1	
	総合科目	創造基礎実験	2	2					
		情報工学実験Ⅰ	3			3			
		情報工学実験Ⅱ	3				3		
		情報工学実験Ⅲ	3					3	
		卒業研究	8					8	
	開設単位合計 (33科目)			77	8	9	17	23	20
選択科目	専門応用科目	ソフトウェア工学	2				2		
		数値計算論	2				2		並列開講 (ヒューマンメディア工学)
		ヒューマンメディア工学	2				2		並列開講 (数値計算論)
		データベース	2					2	
		数理情報工学	2					2	
		情報環境工学	2					2	
		形式言語とオートマトン	2					2	並列開講 (認知情報工学)
		認知情報工学	2					2	並列開講 (形式言語とオートマトン)
		システムプログラミング	2					2	並列開講 (福祉・教育工学)
		福祉・教育工学	2					2	並列開講 (システムプログラミング)
		線形システム工学	2					2	並列開講 (ヒューマン情報処理)
		ヒューマン情報処理	2					2	並列開講 (線形システム工学)
		技術英語Ⅰ	1				1		
		技術英語Ⅱ	1					1	
	開設単位小計 (14科目)	26	0	0	0	7	19		
	(履修可能単位)	18	0	0	0	5	13		
	特別選択科目	専門科目応用第一	1	いずれの学年でも修得可					
		専門科目応用第二	1						
		国際化プロジェクト	1						
		インターンシップ	1				1		4年か5年で修得可
開設単位小計 (4科目)		4	4						
開設単位合計 (18科目)			30	0	0	0	7	19	学年毎の合計は、特別選択科目を除く単位数
開設単位合計 (51科目)			107	8	9	17	30	39	
履修可能単位			95	8	9	17	28	33	

別表第2の4

機械知能システム工学科

(平成24年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考	
必修科目	基盤科目	工 学 入 門	2	2						
		機 械 工 学 概 論	1		1					
		科 学 技 術 史	1			1				
		製 図 基 礎 I	2	2						
		製 図 基 礎 II	2		2					
		も の づ く り 実 習 I	4	4						
	専門基礎科目	も の づ く り 実 習 II	4		4					
		応 用 数 学	2				2			
		数 理 解 析	2					2		
		力 学 基 礎	2			2				
		応 用 物 理	2				2			
		情 報 処 理 I	1				1			
		情 報 処 理 II	1				1			
		技 術 英 語	2					2		
		機 械 工 作 学	2			2				
		マ テ リ ア ル 学	2					2		
		材 料 力 学	2				2			
		熱 力 学	2				2			
		流 体 力 学	2				2			
		熱 流 体 現 象 論	2					2		
		機 械 力 学	2				2			
		制 御 工 学	2					2		
		計 測 工 学	2				2			
		電 気 回 路	2			2				
		電 子 回 路	2			2				
		総合科目	電 磁 気 工 学	2				2		
	機 械 設 計 製 図 I		2			2				
	機 械 設 計 製 図 II		2				2			
	総 合 設 計		2					2		
	総 合 実 習 I		2			2				
	総 合 実 習 II		2				2			
	機 械 知 能 シ ス テ ム 実 験 I		2			2				
	機 械 知 能 シ ス テ ム 実 験 II		2				2			
	卒 業 研 究		8					8		
	エ ン ジ ニ ア 総 合 学 習		1			1				
	進 路 セ ミ ナ ー	1				1				
	開 設 単 位 合 計 (36科目)			76	8	7	16	25	20	
選択科目	専門応用科目	生 産 シ ス テ ム	1					1	10単位修得可	
		精 密 加 工	1					1		
		塑 性 加 工	1					1		
		構 造 計 算 力 学	1					1		
		数 値 熱 流 体 力 学	1					1		
		エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	1					1		
		環 境 エ ネ ル ギ ー 技 術	1					1		
		機 械 振 動 学	1					1		
		シ ー ケ ン ス 制 御	1					1		
		デ ジ タ ル 回 路	1					1		
		デ ジ タ ル 信 号 処 理	1					1		
		電 気 電 子 デ バ イ ス	1					1		
		組 込 み シ ス テ ム	1					1		
		コ ン ピ ュ ー タ ネ ッ ト ワ ー ク	1					1		
		生 体 工 学	1					1		
		ロ ボ ッ ト テ ク ノ ロ ジ ー	1							
		ナ ノ テ ク ノ ロ ジ ー	1					1		
		ソ フ ト ウ ェ ア 工 学 概 論	1					1		
		数 値 解 析	1					1		
		画 像 処 理	1					1		
	専門総合科目	イ ン タ ー ン シ ッ プ	1				1		4 年か 5 年で修得可	
		複 合 工 学 セ ミ ナ ー I	1				1		4 年か 5 年で修得可	
		複 合 工 学 セ ミ ナ ー II	1				1		4 年か 5 年で修得可	
	特別選択科目	開 設 単 位 小 計 (23科目)	23	0	0	0	3	20		
		(履 修 可 能 単 位)	13	0	0	0	3	10		
		創 造 セ ミ ナ ー	10	いずれの学年でも修得可						
		専 門 特 別 セ ミ ナ ー	10	1	2	2	3	2	各学年は参考単位*	
		開 設 単 位 小 計 (24科目)	33	1	2	2	6	22	各学年は参考単位*	
		開 設 単 位 合 計 (24科目)	33	1	2	2	6	22	特別選択を含む、各学年は参考単位*	
開 設 単 位 合 計 (68科目)			109	9	9	18	31	42	特別選択を除く	
履 修 可 能 単 位			89	8	7	16	28	32	特別選択を除く	

*参考単位：特別選択科目10単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第2の5

建築社会デザイン工学科

(平成24年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考
必修科目	基盤科目	工 学 入 門	2	2					
		創 造 演 習	2	2					
		基 礎 製 図	2	2					
	専門基礎科目	測 量 学 及 び 同 実 習 I	2	2					
		測 量 学 及 び 同 実 習 II	2		2				
		建 設 材 料	2		2				
		設 計 製 図 I	2		2				
		設 計 製 図 II	2			2			
		構 造 力 学 I	1		1				
		構 造 力 学 II	2			2			
		構 造 力 学 III	2				2		
		地 形 情 報 処 理	2			2			
		建 築 一 般 構 造	2			2			
		土 質 工 学	2			2			
		メ デ ィ ア 造 形	2			2			
		応 用 数 学	2				2		
		応 用 物 理	2				2		
		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 工 学	2				2		
		地 域 及 び 都 市 計 画	1				1		
		環 境 エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム	1				1		
		応 用 数 学 演 習	1					1	
		鋼 構 造 工 学	2					2	
		技 術 英 語	2					2	
	地 球 環 境 工 学	1					1		
	総合科目	工 学 演 習	1			1			
		建 築 社 会 工 学 実 験 I	2			2			
		建 築 社 会 工 学 実 験 II	2				2		
		建 築 社 会 工 学 実 験 III	1					1	
		情 報 処 理 I	1				1		
		情 報 処 理 II	1				1		
		卒 業 研 究	8					8	
		エ ン ジ ニ ア 総 合 学 習	1			1			1 ～ 3 年 次 開 講
		進 路 セ ミ ナ ー	1				1		
		開 設 単 位 合 計 (33科 目)	61	8	7	16	15	15	
選択科目		専門応用科目	建 築 環 境 工 学	2				2	
	建 築 計 画 I		2				2		
	建 築 設 計 演 習 I		4				4		
	建 築 施 工 法 規		1				1		11単位修得
	建 築 施 工 法 I		1				1		
	計 画 工 学		2				2		
	水 理 学		2				2		6単位修得可
	地 盤 工 学		2				2		
	土 木 設 計 演 習 I		2				2		
	I T デ ザ イン 演 習		2				2		八代キャンパス全学科共通開講
	建 築 設 計 備		1					1	
	建 築 施 工 法 II		1					1	
	建 築 構 造 設 計		2					2	八代キャンパス全学科共通開講
	建 築 築 史		2					2	
	建 築 計 画 II		2					2	
	建 築 設 計 演 習 II		3					3	4年か5年で修得可
	交 通 工 学		1					1	
	河 川 海 岸 工 学		2					2	
	環 境 衛 生 工 学		2					2	4年か5年で修得可
	土 木 施 工 法		1					1	
	土 木 構 造 設 計		2					2	
	土 木 設 計 演 習 II		2					2	八代キャンパス全学科共通開講
	建 築 社 会 工 学 実 験 IV		1					1	
	情 報 化 社 会 論		1					1	
	電 気 工 学 演 習		1					1	4年か5年で修得可
	ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム		1					1	
	環 境 情 報 計 測		1					1	
	リ モ ー ト セ ン シ ン グ		1					1	6単位修得可
	環 境 保 全 工 学		1					1	
	防 災 工 学		1					1	
	地 域 社 会 工 学		1					1	八代キャンパス全学科共通開講
	景 観 工 学		1					1	
	ソ フ ト ウ ェ ア 工 学 概 論		1					1	
	数 値 解 析		1					1	4年か5年で修得可
	画 像 処 理	1					1		
	イ ン タ ー シ ッ プ	1					1		
	専門総合科目	複 合 工 学 セ ミ ナ ー I	1				1		4 年 か 5 年 で 修 得 可
		複 合 工 学 セ ミ ナ ー II	1				1		4 年 か 5 年 で 修 得 可
		開 設 単 位 小 計 (38科 目)	57	0	0	0	23	34	4 年 か 5 年 で 修 得 可
	特別選択科目	(履 修 可 能 単 位)	30	0	0	0	13	17	
		創 造 セ ミ ナ ー	10	いずれの学年でも修得可					
		専 門 特 別 セ ミ ナ ー	10	1	2	2	3	2	各 学 年 は 参 考 単 位 *
	開設単位合計(40科目)	開 設 単 位 合 計 (40科 目)	67	1	2	2	26	36	各 学 年 は 参 考 単 位 *
開 設 単 位 合 計 (73科 目)		128	9	9	18	41	51	特 別 選 択 を 含 む 、 各 学 年 は 参 考 単 位 *	
履 修 可 能 単 位 合 計		91	8	7	16	28	32	特 別 選 択 を 除 く	

*参考単位：特別選択科目10単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第2の6

生物化学システム工学科

(平成24年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	単位数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	備 考
必修科目	基盤科目	工 学 入 門	2	2					
		生 物 工 学 基 礎 実 習	3	3					
		生 物 工 学 実 習	2		2				
		生 物 工 学 演 習 I	1	1					
		生 物 工 学 演 習 II	1		1				
		生 物 基 礎 I	2	2					
	専門基礎科目	生 物 基 礎 II	2		2				
		化 学 基 礎	2		2				
		技 術 英 語	2				2		
		応 用 数 学	2					2	
		応 用 物 理	2					2	
		環 境 科 学	2					2	
		安 全 工 学	1					1	
		生 命 倫 理 学	1					1	
		基 礎 電 子 工 学	2			2			
		情 報 処 理 I	1				1		
		情 報 処 理 II	1					1	
		工 業 電 子 計 測	1				1		
		制 御 シ ス テ ム	1					1	
		細 胞 生 物 科 学	2			2			
		基 礎 微 生 物 学	2			2			
		分 子 生 物 学	2				2		
		遺 伝 子 工 学 基 礎	1					1	
		微 生 物 工 学	1					1	
		生 化 学 I	2			2			
		生 化 学 II	1				1		
		タ ン パ ク 質 化 学	1				1		
		生 物 化 学 工 学	2				2		
		バ イ オ 基 礎 化 学	1			1			
		有 機 化 学	2				2		
		分 析 化 学	2				2		
		基 礎 物 理 化 学 I	1				1		
		基 礎 物 理 化 学 II	1					1	
		化 学 工 学 I	1				1		
		化 学 工 学 II	1					1	
	総合科目	情 報 電 子 基 礎 実 験	2			2			
		化 学 系 基 礎 実 験	2			2			
		生 物 系 基 礎 実 験	2			2			
		生 物 化 学 基 礎 実 験	4				4		
		創 造 実 験	4				4		
		生 物 工 学 セ ミ ナ ー	2					2	
		卒 業 研 究	8					8	
		エ ン ジ ニ ア 総 合 学 習	1			1			1 ～ 3 年次開講
		進 路 セ ミ ナ ー	1				1		
	開 設 単 位 合 計 (44科目)			80	8	7	16	25	24
選択科目	専門応用科目	技 術 関 連 法 規 概 論	1					1	
		生 命 情 報 概 論	1					1	
		食 品 学 概 論	1					1	
		応 用 生 体 分 子	1					1	
		医 薬 品 工 学 概 論	1					1	
		分 離 技 術	1					1	
		細 胞 機 能 工 学	1					1	
		応 用 食 品 学	1					1	
		分 析 技 術 概 論	1					1	
		プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	1					1	7 単位修得可
		電 子 素 子	1					1	
		材 料 工 学	1					1	
		製 図 基 礎	1					1	
		プ ロ グ ラ ミ ン グ 応 用	1					1	
	専門総合科目	バ タ ー ン 認 識	1					1	
		デ ー タ ベ ー ス 概 論	1					1	
		ソ フ ト ウ ェ ア 工 学 概 論	1					1	八代キャンパス全学科共通開講
		数 値 解 析	1					1	八代キャンパス全学科共通開講
		画 像 処 理	1					1	八代キャンパス全学科共通開講
		イ ン タ ー ネット	1				1		4 年か5年で修得可
		複 合 工 学 セ ミ ナ ー I	1				1		4 年か5年で修得可
		複 合 工 学 セ ミ ナ ー II	1				1		4 年か5年で修得可
		開 設 単 位 小 計 (22科目)	22	0	0	0	3	19	
		(履 修 可 能 単 位)	10	0	0	0	3	7	
特別選択科目	創 造 セ ミ ナ ー	10	いずれの学年でも修得可						
	開 設 単 位 小 計 (2科目)	10	1	2	2	3	2	各学年は参考単位＊	
	開 設 単 位 合 計 (24科目)	32	1	2	2	6	21	各学年は参考単位＊	
開 設 単 位 合 計 (68科目)			112	9	9	18	31	45	特別選択を含む、各学年は参考単位＊
履 修 可 能 単 位			90	8	7	16	28	31	特別選択を除く

*参考単位：特別選択科目10単位の学年取得例を参考として含めたもの。

別表第3の1

電子情報システム工学専攻

(平成22年度以降入学者用)

区分1	区分2	授 業 科 目	種別	単位数	修得 単位数	学年別配当				
						1 年次		2 年次		
						前期	後期	前期	後期	
必修科目	総合基盤	起 業 化 と 社 会	講義	2	2	2				
		創 造 性 工 学	講義	2	2	2				
		ヒューマンインターフェース技術	講義	2	2	2				
		感 性 情 報 工 学	講義	2	2		2			
		技 術 者 倫 理	講義	2	2	2				
	コミュニケーション	コミュニケーション英語	講義	2	2		2			
		技 術 英 語	演習	2	2				2	
		技 術 表 現 特 論	演習	2	2				2	
	実験研究	創成技術デザイン実習	実習	2	2	2				
		システム工学特別研究Ⅰ	実験	2	2		2			
		システム工学特別研究Ⅱ	実験	8	8				8	
	小 計				28	28	10	6	12	0
選択科目	専門基盤	ディジタル信号処理工学	講義	2	14単位以上		2			
		物 理 数 学	講義	2		2				
		数 値 計 算 論	講義	2				2		
		離 散 数 学	講義	2			2			
		応 用 物 理 科 学	講義	2			2			
		材 料 工 学	講義	2		2				
		計 測 と 制 御	講義	2		2				
		マルチメディア工学	講義	2		2				
		ディジタル電子回路学	講義	2			2			
		情報工学基礎論	講義	2			2			
	電子通信系	画像情報処理工学	講義	2	20単位以上	2				
		回路システム学	講義	2		2				
		応 用 電 磁 気 学	講義	2		2				
		ディジタル通信システム工学	講義	2					2	
		光 情 報 処 理 工 学	講義	2				2		
		通 信 符 号 理 論	講義	2				2		
		電 子 物 性 論	講義	2			2			
		電子デバイス工学	講義	2					2	
		集 積 回 路 工 学	講義	2		2				
		表面電子工学	講義	2				2		
		波形伝送工学	講義	2				2		
		電 磁 波 計 測 工 学	講義	2			2			
		ネットワーク工学特論	講義	2			2			
	情報制御系	情報処理回路	講義	2				2		
		シミュレーション工学	講義	2				2		
		システム制御理論	講義	2		2				
		ロボット工学特論	講義	2			2			
		知的制御システム論	講義	2					2	
		数 理 ・ O R 工 学	講義	2			2			
		ファジイ工学特論	講義	2					2	
		アルゴリズム工学	講義	2				2		
		画像工学総論	講義	2			2			
		ソフトウェア設計工学	講義	2			2			
		人間生体工学	講義	2		2				
		音響システム工学	講義	2				2		
	共同教育	インターンシップ実習1	実習	1			1			
		インターンシップ実習2	実習	2			2			
		インターンシップ実習3	実習	3			3			
		インターンシップ実習4	実習	4			4			
		プロジェクト実習	実習	2			2			
		研究技術インターン	実習	1		1				
	特別セミナー	特 別 実 習 セ ミ ナ ー	講義・演習	1～2		1～2				
小 計				84～85	84～85					
開 設 単 位 数 合 計				107	103～107					
修 得 単 位 数 合 計				62単位以上						

備考1. インターンシップ実習1、2、3、4及びプロジェクト実習は、1年前期又は後期で履修できる。開設単位数の欄では、1年前期に集計してある。

別表第3の2
生産システム工学専攻

(平成25年度以降入学用)

区分1	区分2	授 業 科 目	種別	単位数	修得 単位数	学年別配当				
						1 年次		2 年次		
						前期	後期	前期	後期	
必修科目	総合基盤	比較文化論	講義	2	2				2	
		郷土の文学と人間	講義	2	2			2		
		技術開発と知的財産権	講義	2	2		2			
	コミュニケーション	上級英会話	講義	2	2	2		2		
		科学技術英語	講義	2	2		2			
		スピーチ・コミュニケーションⅠ	演習	1	1			1		
	自然科学	スピーチ・コミュニケーションⅡ	演習	1	1				1	
		線形代数	講義	2	2	2				
		データ解析	講義	2	2		2			
	基礎工学	物理化学	講義	2	2	2				
		生命基礎科学	講義	2	2		2			
		地球環境科学	講義	2	2				2	
	基礎工学	生産システム設計	講義	2	2				2	
		生産デザイン論	講義	2	2			2		
		エネルギー基礎工学	講義	2	2				2	
	実験研究	複合材料工学	講義	2	2				2	
		応用情報科学	講義	2	2	2				
		計算応用力学	講義	2	2	2				
	実験研究	工業基礎設計	実験	2	2	2				
		基礎工学演習	演習	2	2	2				
		特別研究Ⅰ	演習	2	2				2	
	実験研究	特別研究Ⅱ	実験	4	4	4				
		特別研究Ⅲ	実験	6	6				6	
開設単位小計			52	52	26		26			
選択科目	機械システム	創設設計法	講義	2	10単位以上			2		
		数値設計工学	講義	2					2	
		弾性力学	講義	2		2				
		先端機能材料	講義	2					2	
		流動論	講義	2			2			
		情報システム	熱移動論	講義		2		2		
			エネルギーシステム	講義		2			2	
			制御工学	講義		2	2			
			デジタル制御	講義		2				2
			機械システム実験	実験		2			2	
	建設システム		機械システム実驗	実験		2	2			
			情報代数学	講義		2			2	
			電磁気現象論	講義		2		2		
			電子物性デバイス	講義		2		2		
			電子応用工学	講義		2				2
		デジタルシステム	講義	2				2		
		情報伝送工学	講義	2					2	
		情報信号処理	講義	2			2			
		プログラミング技法	講義	2					2	
		情報システム実験	実験	2				2		
	生物システム	建設素材工学	講義	2			2			
		構造解析工学	講義	2					2	
		振動解析工学	講義	2					2	
		地盤保全工学	講義	2		2				
		水環境工学	講義	2				2		
		地域計画論	講義	2			2			
		空間計画論	講義	2					2	
		住環境工学	講義	2				2		
		景観設計演習	演習	2					2	
		環境施設設計演習	演習	2		2				
	コース共通	建設システム実験	実験	2				2		
		生命情報科学	講義	2				2		
		応用微生物学	講義	2			2			
		生物反応工学	講義	2		2			2	
		分子離膜工学	講義	2				2		
		分離機能工学	講義	2				2		
		リサイクバル技術	講義	2		2				
		環境分析技術	講義	2			2			
		生物システム実験	実験	2				2		
		地域経済論	講義	2		2				
	共同教育	地学技術者法	講義	2			2			
		電子計測技術	演習	1		1				
		情報通信技術	演習	1		1				
		創成実践技術	講義	2		2				
		創成実践セミナー	演習	1		1				
		エンジニア実践セミナー	講義	2		2				
		インターンシップⅠ	実習	1～4		1～4				
		インターンシップⅡ	実習					1～4		
		応用研究プロジェクト	実習							
		研究技術インターン	実習	2						
	学外	特別実習セミナー	講義・演習	1又は2						
開設単位小計		100		43～52		48～57				
開設単位合計		152	62単位以上	69～78		74～83				

2. 熊本高等専門学校学生準則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするように常に心がけなければならない。

第2章 誓約書及び保証人

(誓約書)

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書（別紙第1号様式）を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は独立の生計を営む成年者で、次の各号に該当しない者でなければならない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人及び被補佐人

(保証人の住所変更)

第4条 保証人の住所に変更を生じたときは、すみやかに保証人住所変更届（別紙第2号様式）を校長に届け出なければならない。

(保証人の変更)

第5条 保証人の死亡・失格又は変更を生じたときは、新たに保証人を定めて、保証人変更届（別紙第3号様式）を校長に届け出なければならない。保証人が氏名を変更した場合も同様式により校長に届け出るものとする。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第6条 学生は第1学年及び第4学年の初めに学生証の交付を受け、常時携帯し、求められたときはいつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第7条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は卒業・退学するときには、直ちに校長に返納しなければならない。

(再交付)

第8条 学生証を紛失又は汚損したときは、すみやかに学生証再交付願（別紙第4号様式）に紛失理由書を添え、校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(貸与等の禁止)

第9条 学生証は他人に貸与又は譲渡してはならない。

第4章 休学・復学・退学及び欠席等

(休学)

第10条 学生が疾病その他の事由により、引き続き3か月（専攻科生は45日）以上修学することができないときは、休学願（別紙第5号様式）を学級担任（「専攻科生にあっては専攻長とする。」以下同じ。）を経て校長に休学を願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項により休学を希望する場合は、休学願に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 疾病のため休養を要する場合は、医師の診断書又は罹患証明書
 - (2) 海外の教育施設において修学する場合は、受入れ先機関等の証明書
 - (3) 経済的な理由において休学する場合は、事情を証明する書類
 - (4) 学生が自発的に社会に貢献する活動に参加する場合は、活動団体等の発行する証明
 - (5) その他、修学上特に校長の承認を得る必要がある場合には、理由書、学級担任教員の意見書及び保護者等の意見書等
- (復学)

第11条 休学した者が休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願（別紙第6号様式）を校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学していた者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学・転学等)

第12条 学生が退学しようとするときは、退学願（別紙第7号様式）を学級担任を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学生（専攻科生を除く。）が他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとするときは、受験許可願（別紙第8号様式）を学級担任教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(住居変更・改氏名等)

第13条 学生が住居を変更したときは、すみやかに住居変更届（別紙第9号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。

2 学生は氏名の異動があったときは、戸籍抄本を添えて学生身上異動届（別紙第10号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。

(欠席届等)

第14条 学生（専攻科生を除く。）は、疾病その他の事由により欠席・欠課・遅刻又は早退しようとするときは、事前に連絡するとともに、欠席・欠課・遅刻・早退届（別紙第11号様式）を学級担任を経て、校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、事後すみやかに届け出なければならない。

2 疾病のため引き続き一週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えなければならない。

3 疾病その他真にやむを得ない事由のため定期試験又は中間試験を受けられないときは、その事実を証明する書類を添えなければならない。

4 学生会活動等、別に定める基準に従って公的理由のために、欠席又は欠課しようとするときは、公欠願（別紙第12号様式）を事前（やむを得ないときは事後）に関係教員を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(忌引)

第15条 父母近親の喪に服するときは、忌引願（別紙第13号様式）を学級担任を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、次のとおりとする。

- (1) 血族の1親等（父母等）7日
- (2) 血族の2親等（祖父母・兄弟・姉妹等）3日
- (3) 血族の3親等（伯叔父母・曾祖父母等）1日
- (4) 配偶者7日
- (5) 姻族の1親等（妻あるいは夫の父母等）3日
- (6) 姻族の2親等（妻あるいは夫の祖父母・兄弟・姉妹等）1日

第5章 服 装

(服装)

第16条 学生は登下校時には制服を着用しなければならない。ただし、4・5年生及び専攻科生については、制服以外の服装の着用を認めるものとする。

2 制服の様式については、学生心得に示す通りとする。

3 学生が制服以外の服装を着用するときは、本校学生としての品位を損なわないように留意しなければならない。

第6章 健康及び安全

(健康診断)

第17条 学生は常に衛生に留意し健康保持に努め、定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

(治療の命令)

第18条 校長は必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

(災害防止)

第19条 学生は常に安全に留意し、火災及び交通事故等の災害防止に努めなければならない。

第7章 学生会等

(学生会)

第20条 各キャンパスに学生会を置き、本科学生をその会員とする。

(学生会の目的)

第21条 学生会は学校の指導のもとに学生の健全で自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、高等専門教育の目標達成に資することを目的とする。

(学生会の目標)

第22条 学生会は前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく豊かで規律正しいものにし、よい校風を作る態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養をつちかい、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において、自治的能力を養うとともに社会人としての資質を向上させる。

(遵守事項)

第23条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及学則、学生準則その他本校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は本来の目的使命に則り、その目的を逸脱し、学校の秩序を乱すような行動を行わないこと。
- (3) 学生は学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は会員の総意に基づいて運営され、またいかなる場合においても、個人の思想・良心・身体等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は校外活動を行うにあたっては、校長の承認と学生会顧問の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。

- (6) 学生会はその目的使命の達成上必要があり、かつ学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合に限り、校外団体に加入することができる。

(規約)

第24条 学生会は、規約を制定して校長の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 目標
- (4) 構成
- (5) 組織
- (6) 役員等の選出
- (7) 会議
- (8) 会費
- (9) 会計
- (10) 事業計画
- (11) 予算及び決算
- (12) 会計監査
- (13) 規約の改正手続
- (14) 規約の施行期日

(学生会の指導)

第25条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

(学生団体結成)

第26条 学生が学生会の部（同好会）とは別に、本校の学生をもって会員とする体育活動、文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願（別紙第14号様式）に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、代表者2名以上の署名の上、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受け、学生会でその加盟の承認を受けなければならない。

(学生団体の解散)

第27条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長はその解散を命ずることができる。

(校外団体加入)

第28条 学生が、校外団体の行う活動に加入しようとするときは、校外団体加入願（別紙第15号様式）に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項を記載した文書を添え署名の上、学生主事を経て校長に提出して、その承認を受けなければならない。

なお、1年以上にわたるときは、1年毎に改めて同様式により継続願を提出しなければならない。

(校外団体加入取り消し)

第29条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその承認を取り消すことがある。

(集会・行事)

第30条 学生が校内又は校外において本校名又は本学生会名を使用して集会、催し物その他行事を主催し、又は参加しようとするときは、集会・行事許可願（別紙第16号様式）を、1週間以前に代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この

場合その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

（集会行事の中止）

第31条 前条の場合、本学生の本分に悖るような行為が認められるときは、校長はその中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の発行・配布及び販売

（印刷物の発行・配布及び販売）

第32条 学生が校内外において、雑誌・新聞・パンフレットその他の印刷物を発行又は配布あるいは販売しようとするときは、当該印刷物の原稿又は現物を添え、事前に印刷物発行・配布及び販売願（別紙第17号様式）を学生主事に願い出て、校長の承認を受けなければならない。

第9章 掲示・放送

（掲示・放送）

第33条 学生が校内外においてビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願（別紙第18号様式）に当該掲示物を添え、学生主事の承認を受けなければならない。なお、校内においては指定した場所に掲示しなければならない。

2 放送の場合も前項に準ずる。

3 この規定に従わない掲示物は、学生主事の指示により撤去する。

第10章 施設・設備等の使用

（施設・設備等の使用）

第34条 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を使用するときは、施設・設備等使用願（別紙第19号様式）を学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備備品については、この限りではない。

2 学生及びその団体が、本校の施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失または汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この準則は、平成22年4月1日から施行する。



3. 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生心得（本科）

学生は民主的社会の形成者として、諸規則を守り、礼儀をわきまえ、相互の人格を尊重し、次のことについては特に留意し実行すること。

1. 風紀

- (1) 常に学生としての自覚のもとに行動し、身だしなみを整えること。
- (2) 飲酒喫煙を禁ずる。
- (3) 漫画、ゲーム機、カードゲーム等の校内持ち込みを禁ずる。
- (4) 夜間の外出はやむを得ない場合を除き控えること。やむを得ず外出する場合は監督者の許可を受けること。
- (5) 外泊する場合は監督者の許可を受けること。
- (6) 男女交際は節度を守ること。

2. 登下校

- (1) 登下校は時間を守ること。下校の時間は午後6時までとする。ただし、学生会活動の場合及び自学学習のために図書館等の許可された場所で学習を行う場合は、夏季（4月～9月）は午後8時、冬季（10月～3月）は午後7時までとする。
- (2) 登校後は放課後まで校外に出ないこと。もし、外出の必要があるときは、学級担任の許可を受けること。

3. 日直

学級ごとに日直をおく。日直は次のことに当たる。

- (1) 学級日誌の記載
- (2) 特別教室の開閉
- (3) 教室内の整理整頓等
- (4) 照明、空調設備の節電

4. 身なり

- (1) 質実で清潔なものとし、奇異な身なりをしないこと。
- (2) 1年次から3年次の学生は、登下校のときは制服を着用すること。
- (3) 制服は次の様式のとおり定める。
 - ア. 男子制服（冬）：3つ釦ジャケット・長袖シャツ・スラックス・ネクタイ
（夏）：半袖シャツ・スラックス
 - イ. 女子制服（冬）：3つ釦ジャケット・長袖ブラウス・スカート・ネクタイ
（夏）：半袖ブラウス・スカート
 - ウ. セータ類を着用する場合は、無地とし、色は「紺、グレー、ベージュ、茶、白、黒」とする。
 - ・ア、イは学校指定とする。
 - ・襟章は着用しない。
- (4) 夏服の期間は、別に指示しないときは、5月1日から9月30日までとする。
- (5) 登下校は靴履きとする。

5. 清掃

- (1) 学生は、校内の清掃をし美化に努めること。
- (2) 清掃区域は、毎年4月に配付されるクラス単位の割り振りにより教室及び特別教室・外廻り等とする。
- (3) 清掃は、教室は毎日、ちり捨て・ペットボトルの回収及び特別教室・外廻り等は、週2回の校内一斉清掃時に行うこと。
- (4) ゴミは所定の基準に従って分別し、決められた場所に収集すること。

6. 盗難予防

- (1) 学生は盗難に十分注意し、施錠できるロッカーを利用すること。不必要な金品の所持や持ち込みをしないこと。また、所持品には名前を記入すること。
- (2) 盗難にあった場合は、直ちに学級担任を経て学生委員会委員または学生課に届け出ること。

7. 掲示・放送

- (1) 学生への周知・伝達は、掲示によって行われるから毎日一度は掲示板を見ること。
- (2) 緊急な周知・伝達は、放送によることがあるので留意すること。
- (3) 学生が掲示・放送を行うときは、学生準則第33条によること。

8. 試験等

(1) 校内の試験

- ア 定期試験は学期末に、中間試験は学期の中間にそれぞれ行われる。
- イ 学生準則第14条第3項により、定期試験又は中間試験を欠席したために追試験を受けなければならない場合は、追試験願（第2号様式）を学級担任を経て校長に願い出ること。
- ウ 試験中に不正行為をした者には、別に定める極めて重いペナルティが科せられるので絶対に行わないこと。なお、不正行為をした時間以降の受験は停止する。

(2) 校外の受験・受講

- ア 学生が欠席・欠課して校外の試験又は講習を受けようとするときは、校外受験（受講）願（第3号様式）を学級担任を経て校長に願い出ること。
- イ 本校が認めた国家試験を受けようとするときは、公欠願（学生準則別紙第12号様式）を学級担任を経て校長に願い出ること。

9. 交通

- (1) 交通事故防止のため、交通法規や交通マナーを厳守すること。
- (2) 通学のため自転車を使用する者は、下記の条件に基づき、自転車通学願（第4号様式）に専門店の点検・整備済証明書及び任意保険の加入を証明するもの（証券のコピー等）を添え、所定の期日までに学級担任を経て学生主事に願い出ること。
 - ア なるべくヘルメットを着用すること。
 - イ オートライト車（タイプ）であること。
 - ウ 2人乗りは禁ずる。
 - エ 許可を受けた学生は、配付されたステッカーを自転車の所定の位置に貼付すること。
 - オ 校内では駐輪場の所定の位置に停め、施錠をすること。
- (3) 通学のためバイクを使用する者（2年次以上）は、下記の条件に基づきバイク通学願

(第5号様式)に任意保険への加入を証明するもの(証券のコピー等)、及び専門店の点検・整備済証明書を添えて、所定の期日までに学級担任を経て学生主事に願い出ること。

また、学校で行う運転記録証明書の申し込み手続きをすること。

- ア 通学距離は4km以上40km以内とする。ただし、特別の事情のある者は別途考慮する。
 - イ 排気量は125cc以下とする。
 - ウ 車幅は原付が0.8m以下、51cc～125ccが0.9m以下とする。
 - エ 着用するヘルメットは、フルフェイス型又はジェット型とする。
 - オ 本校主催のバイク実技講習会には、2年次及び指示された者は必ず出席すること。
 - カ 二人乗りは禁ずる。
 - キ 他人には貸さないこと。
 - ク 前年度中の交通事故・違反を自己申告していない者や、前年度中に免許停止処分を受け、さらに違反を重ねているものは許可しない。
 - ケ 許可を受けた学生は、配付されたステッカーをバイクの所定の位置に貼付すること。
 - コ 校内では駐輪場の所定の位置に停めること。
- (4) 通学のための自家用車の使用は禁止する。ただし、健康上の理由等真にやむをえない事情のある者については、条件をつけて許可することがある。なお、この場合の許可条件及び申請手続き等については、別に定める。
- (5) 重大な交通違反のほか、次の事項に違反した者は処分の対象となるので注意すること。
- ア バイク通学許可を受けた学生であっても、校内(駐輪場以外)へのバイク乗り入れをしないこと。
 - イ バイク通学許可を受けていない学生は、土曜・日曜・長期休暇等の休日及び平日の放課後も校内(駐輪場も含む。)へのバイク乗り入れを禁ずる。また、学校周辺へもバイク・自動車で立ち寄りたり駐車してはならない。
- (6) 交通事故又は交通違反のあったときは、速やかに交通事故・違反報告書を学級担任を経て学生主事に届け出ること。

10. 学生証

- (1) 学生証は、1・4年次の4月に交付を受けること。
- (2) 有効期間は、1年次に交付を受けた者は3年間、4年次に交付を受けた者は2年間とする。ただし、留年等により前述以外で交付を受けた場合の有効期間は、学生証に記載した有効期間とする。
- (3) 学生証裏面の注意書きを守り、紛失・汚損しないように大切に取扱うこと。再交付を受けるときは、学生準則第3章第8条を参照のこと。

11. アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的な理由等やむを得ない事情によりアルバイトを必要とする者は、事前に保護者の同意を得ると共に、アルバイト許可願(第6号様式)を学級担任及び学生主事を経て学生課に提出し、校長の許可を得なければならない。

12. 更衣室(ロッカー・ルーム)

- (1) 体育の授業及びクラブ活動等で着替えを必要とする場合は、必ず更衣室を使用すること。
- (2) 脱いだ着衣及び財布等の貴重品類の保管は、必ずロッカーを利用し、施錠すること。
- (3) ロッカーは、着替えの時だけ利用するものとし、各自が専有しないこと。

- (4) 土足厳禁とし、飲食物の持込みは禁止する。

13. 旅 行

- (1) 比較的長期にわたる国内旅行又は海外旅行をしようとするときは、事前に旅行願（第7号様式）を学級担任を経て校長に願い出ること。
- (2) 学生運賃割引証の交付を受けるときは、学生運賃割引交付願（第8号様式）を学級担任を経て校長に願い出ること。

14. 雑 則

- (1) 授業開始時刻を10分過ぎても教員が来室しないときは、学級委員は直ちに科目担当教員又は学生課に連絡し、指示を受けること。
- (2) 火気については特に注意し防火に努め、万一火災が起こったときは、直ちに教職員に連絡し、速やかに避難すること。
- (3) 募金、販売などに類する行為は、事前に関係教員の許可を受けること。

15. 専攻科

専攻科生の学生心得は、別に定める。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。

Q. 台風で登校できそうにないのですが、どうすればいいですか。

午前6時に、本キャンパス周辺地域に暴風警報が出ている場合は、午前中の授業は自動的に休講になります。詳しくは、「熊本高等専門学校熊本キャンパス台風・大雨等に伴う休講措置に関する申し合わせ」を参照してください。

また、本キャンパス周辺地域に暴風警報が出ていなくても、自宅付近の状況が登校に危険が伴う場合は無理をせず、危険がなくなってから登校してください。安全第一でお願いします。

なお、危険回避のため登校できなかった場合、当日の気象状況、公共交通機関の運行状況等を総合的に判断し、公欠とする場合もありますので、教務係に相談してください。

4. 自動車通学許可に関する内規

熊本高等専門学校熊本キャンパス学生心得9（4）の但し書きに基づく自動車通学許可の許可条件及び申請手続き等は次によるものとする。

1. 許可条件

次の条件をすべて満たしていること。

- （1） 自動車の持つ特質（覆いがある、荷物が運べる等）を生かすことが必要と判断できる相当の理由があること。（4年生以上を対象とする。）

（例示）

- ① 身体的事由により公共交通機関・自転車・バイク通学が困難な者
- ② 家族の通院支援や介護を行う必要性がある者
- （2） 過去において重大な交通事故や違反をしていないこと。
- （3） 任意の自動車損害保険（対人・対物無制限）に加入すること。
- （4） 本校が実施する安全運転講習会を受講すること。

2. 事前審査手続き

- （1） 許可条件に該当し、自動車による通学許可を希望する者は、前項の（1）の自動車通学が必要な理由を詳細に記述した自動車通学審査願（身元保証人の同意書を含む。）及び前項の（2）の運転記録証明書を学生主事に提出する。
- （2） 学生主事は、自動車通学審査願の提出があったときは、直ちに学生委員会で審査し、審査結果を本人あてに通知する

3. 許可申請手続き

前記の事前審査で内諾を得た学生は、別に定める様式の自動車通学願に次の書類を添付して、学生主事に願い出る。

- ア. 運転免許証の写し
- イ. 車両検査書の写し
- ウ. 自動車任意保険証の写し

4. 通学許可

学生から自動車通学願の提出があったときは、学生主事は、関係書類を審査し、条件を満たしていることを確認のうえ許可証を発行する。

なお、許可期限は、原則として当該年度の3月31日までとする。

5. 遵守事項等

- （1） 自動車通学を許可された者は次の行為をしてはならない。
 - ア. 相乗りして通学すること。
 - イ. 暴走行為を行うこと。
 - ウ. 学校周辺に路上駐車等をする事。
 - エ. 自動車を他の学生に使用させること。
 - オ. 整備不良車・改造車で通学すること。
 - カ. 事前に届け出ることなく、通学許可車以外の自動車で通学すること。
- （2） 上記の行為が判明した場合は、通学許可を取り消す。
- （3） 明らかな加害行為や飲酒等の危険運転があったときは、許可を取り消し、処分に付す。

6. その他

自動車通学に関して疑義がある場合は、学生委員会で審議する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

5. 熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校学則（以下「学則」という。）第18条第2項の規定に基づき、本校における学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定等に関し必要な事項を定める。

(試験)

第2条 試験は、定期試験、中間試験、追試験及び追認定試験に区分する。

(定期試験及び中間試験)

第3条 定期試験は、学期末に実施するものとする。

2 中間試験は、学期の中間に実施するものとする。

3 平素の成績、実技又はその他の方法で評価し得る科目については、試験の一部又は全部を実施しないことがある。

(不正行為をした場合の取扱い)

第4条 定期試験、中間試験及び追試験において不正行為をした者については、当該試験期間中の全ての科目の試験の点数を0点とし、科目の成績評価については別に定める。

2 当該試験期間において、不正行為をした時間以降の受験は停止する。

(追試験)

第5条 次の各号のいずれかに掲げる事由により、定期試験又は中間試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことがある。

(1) 病気（原則として、医師の証明がある場合に限る。）

(2) 忌引

(3) 懲戒

(4) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

2 前項各号のいずれかの事由に該当し、追試験を受けようとする者は、速やかに追試験願（別紙様式）を校長に提出し、その許可を得なければならない。

3 追試験は、1回限り行うものとし、その実施日は、当該定期試験又は中間試験を受けることができなかった事由が解消した後、速やかに行うこととする。

(追認定試験)

第6条 追認定試験は、第15条の定めるところの当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、成績の評価が60点未満のものがある場合に、その授業科目について1回限り行うことがある。

2 追認定試験実施に関し必要な事項は、別に定める。

(試験欠席の取扱い)

第7条 正当な理由がなく試験を受けなかった科目の試験の点数は0点とする。

(欠課及び公欠)

第8条 授業に出席しなかった場合は、単位時間ごとに欠課とする。

2 遅刻及び早退については、3回をもって欠課時数1として取扱うものとする。

3 欠課のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、校長の承認を得たものについては、公欠として取扱うものとする。

(1) 出席停止

(2) 忌引

- (3) 天災又は事故等による交通遮断
 - (4) 校長が許可した進路に関する試験又は定められた資格取得試験に要する期間
 - (5) 文化活動、体育活動として、学校又は公的団体を代表しての参加
 - (6) その他校長が必要と認めたもの
- 4 前項に定める公欠以外の欠課で、やむを得ない事由に基づくものについては、教務委員会に諮り、校長の許可を得た科目に限り補講を受講することができる。

(成績評価)

第9条 学業成績は、試験及び平素の成績を総合して100点法で評価する。ただし、実技的要素の多い科目については、その科目の実情に応じて評価する。

- 2 欠課時数（補講が実施されていない公欠を含む。）がシラバス記載の規定授業時数（以下「規定授業時数」という。）の3分の1を超えるものについては、原則としてその科目の評価はしないものとする。

(成績評価の時期)

第10条 成績の評価は、学期の中間、前期末及び学年末に行う。ただし、半期開講科目については、開講学期の中間及び当該学期末に行うものとする。

(評定)

第11条 授業科目の成績評価は、次の表のとおりとする。

評 点	標語	判定	標語の意味
90点～100点	S	合格	極めて優秀
80点～ 89点	A	合格	優秀
70点～ 79点	B	合格	良好
60点～ 69点	C	合格	合格に値する
0 点～ 59点	F	不合格	合格に及ばず

- 2 特別活動の成績評価は、合格または不合格とする。

(単位の認定)

第12条 授業科目について、原則として欠課時数が規定授業時数の5分の1以内で、学年成績の評価が60点以上の場合、当該科目を修得したものとして、単位を認定する。

- 2 特別活動について、実施時数の5分の1以内の欠課で、かつ、活動良好なものについて、合格と認定する。

- 3 長期病欠者及び公欠による欠課時数累積の者に関し必要な事項は、別に定める。

(必修の特例)

- 4 3か月以下の短期留学者に関し必要な事項は、別に定める。

第13条 特別活動及び年度当初に特に指定した選択科目は、必修科目と同等の取扱いとする。

(学年課程修了の認定)

第14条 学年課程の修了は、キャンパス運営会議の議を経て、校長が認定する。

(学年課程の修了要件)

第15条 学年課程の修了要件は、次の各号をすべて満たしていることとする。ただし、校長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 学則第14条に定める所属学科の教育課程に従って、別表1に定める修了要件を満たすこと。
- (2) 当該学年における特別活動の履修状況が良好であること。

(卒業の認定)

第16条 卒業は、別表2に定める卒業に必要な単位数をすべて修得した者について、キャンパス運営会議の議を経て、校長が認定する。

(進級及び卒業)

第17条 学年課程の修了を認定された者は、次学年へ進級させる。

2 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(原学年にとどめられた者の単位及び成績の取扱い)

第18条 第14条の認定の結果、現学年にとどめられた者については、その年度に修得した科目の単位及び成績は、原則として認めない。

(雑則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



Q. 試験中に病気になってしまいました。追試験は受けられますか？

病気や忌引きなど、正当な理由があれば、追試験を受けることができます。追試験願いを提出してください。なお、寝坊した場合は受けることができませんので気を付けてください。

別表1－1 進級に必要な要件（情報通信エレクトロニクス工学科、制御情報システム工学科、人間情報システム工学科、機械知能システム工学科、建築社会デザイン工学科、生物化学システム工学科）

区分			学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	合計
情報通信 エレクトロ ニクス 工学科	共通教育科目	必修科目		26	25	17	6	5	79
		選択科目					2		2
	専 門 科 目	必修科目		8	9	17	23	20	77
		選択科目					9（4年次で2 単位以上）		9
	合	計		34	34	34	65		167
制御情報 システム 工学科	共通教育科目	必修科目		26	25	17	6	5	79
		選択科目					2		2
	専 門 科 目	必修科目		8	9	17	23	20	77
		選択科目					9（4年次で2 単位以上）		9
	合	計		34	34	34	65		167
人間情報 システム 工学科	共通教育科目	必修科目		26	25	17	6	5	79
		選択科目					2		2
	専 門 科 目	必修科目		8	9	17	23	20	77
		選択科目					9（4年次で2 単位以上）		9
	合	計		34	34	34	65		167
機械知能 システム 工学科	共通教育科目	必修科目		26	28	19	7	2	82
		選択科目							*1
	専 門 科 目	必修科目		8	7	16	25	20	76
		選択科目							*1
	合	計		34	35	35	32	*2	167
建築社会 デザイン 工学科	共通教育科目	必修科目		26	28	19	7	2	82
		選択科目							*1
	専 門 科 目	必修科目		8	7	16	15	15	61
		選択科目					10	10	*1
	合	計		34	35	35	32	*2	167
生物化学 システム 工学科	共通教育科目	必修科目		26	28	19	7	2	82
		選択科目							*1
	専 門 科 目	必修科目		8	7	16	25	24	80
		選択科目							*1
	合	計		34	35	35	32	*2	167

- * 1 選択科目は「別表2 卒業に必要な修得単位数」を満たすように修得していること。
 * 2 必修科目をすべて修得するとともに、選択科目は「別表2 卒業に必要な修得単位数」を満たすように修得していること。

別表2 卒業に必要な修得単位数

	共通教育科目の修得単位	専門科目の修得単位	卒業に必要な修得単位
各学科共通	75以上	82以上	167以上

6. 出欠席等の取扱いに関する細則

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパスにおける出欠席等の取扱いについては、学則その他別に定めるものの外この細則による。

第2条 出席すべき日数とは授業日数から次の各号に該当する期間を除外した日数をいう。

- (1) 忌引日数
- (2) 法定伝染病発生による出席停止期間
- (3) 公傷と認められた欠席期間。ただし3か月以上にわたる場合は休学扱いとする。
- (4) 懲戒による出席停止期間
- (5) その他校長が特に承認した期間

第3条 規定授業時数とは、次の各号に定める回数をいう。

- (1) 30単位時間（1単位時間は50分）の授業で1単位とする履修科目については、科目の単位数×50分の授業×30回とする。
- (2) 25時間の授業と20時間の自学自習をもって1単位とする学修科目については、科目の単位数×50分の授業×30回とする。
- (3) 15時間の授業と30時間の自学自習をもって1単位とする学修科目については、科目の単位数×60分の授業×15回とする。

第4条 次の各号による欠課は、公欠とする。

- (1) 法定伝染病による出席停止
- (2) 忌引
- (3) 公傷と認められた欠席
- (4) 天災又は事故等による交通遮断
- (5) 校長が許可した進路に関する試験又は定められた資格取得試験に要する期間
- (6) 文化活動、体育活動として、学校又は公的団体を代表しての参加
- (7) その他校長が必要と認めたもの

2 公欠は欠課時数として扱う、ただし特別活動時の公欠は出席扱いとする。

3 公欠は規定授業時数から差し引くことはしない。

4 公欠は顕彰については欠課としない。

5 懲戒による出席停止は欠課とする。

第5条 公欠は欠課時数として扱う。

2 欠課時数が規定授業時数の5分の1を超え、公欠を除く欠課時数が5分の1以下の場合、熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則（以下「規則」という。）第12条第1項の「5分の1」を「3分の1」と読み替える。

3 欠課時数が規定授業時数の3分の1を超え、公欠を除く欠課時数が5分の1以下の場合、公欠による欠課については、申請により補講を受講できる。

第6条 復学した者の授業日数、出席すべき日数、出席日数、規定授業時数及び出席時間数については、次のとおり取扱うことができる。

(1) 2年度以上にわたる休学の場合は、休学前と復学後の年度分とを加算して、規則第12条第1項による。

(2) 復学が休学と同一年度の場合は、規則第12条第3項による。

第7条 規則第12条第3項の長期病欠者とは、前期開講科目、後期開講科目および通年開講科目の全部または一部において長期疾病（全治2週間以上で医師の診断書を要する。）により

欠課時間数が規定授業時数の3分の1以内の者で、願出により校長が認めた者をいう。

2 長期病欠者については、規則第12条第1項の「5分の1」は「3分の1」と読み替える。

第8条 規則第12条第4項の3ヶ月以下の短期留学者については、規則第12条第1項の「5分の1」は「3分の1」と読み替える。

第9条 遅刻とは授業の開始時刻に遅れて出席することであり、早退とは授業の終了時刻より前に教室等を退出することである。ただし、第4条の各号に準ずる遅刻、早退及び本人の責任に起因しない特別な理由による場合は、遅刻、早退としない。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から適用する。

Q. 欠課と公欠の関係を教えてください

欠課は、病気などによる普通の休みによるものと、就職試験・公式試合出場・出席停止・忌引きなど公欠によるものの全てを含みます。公欠も欠課です。ただし、特別活動の場合の公欠（クラスマッチのときの就職試験など）だけは公休とし出席したものとします。

Q. 欠課時数が規定授業時数の1/5を超えてしまいました。単位の認定はされますか？

- (1) 公欠を除く欠課時数が規定授業時数の5分の1を超える場合は単位が認定されません。
- (2) 公欠を除く欠課時数が規定授業時数の5分の1以下で、かつ欠課時数が規定授業時数の1/3以下なら、あとは成績が良ければ単位が認定されます。

Q. 欠課時数が規定授業時数の1/3を超えてしまいましたが、その超えた分は公欠によるものです。単位の認定はされますか？

公欠を除く欠課時数が規定授業時数の5分の1以下で、公欠によって1/3を超えている場合、1/3未満になるように補講を受ける必要があります。これは、就職試験等による公欠といえども授業に出ていないことは変わらないので、少なくとも2/3は授業に出席してほしいと考えているためです。

Q. 病気で休むのですが、どうすればいいですか。

休む時は必ず、学校に連絡してください。学生課教務係への電話連絡（096-242-6205）、Webclass からあるいはメール（k.kesseki@kumamoto-nct.ac.jp）でも構いません。そして、治って出校したら、必ず書面で届をしてください。インフルエンザや伝染病などの場合は、届け出がないと公欠にはなりません。

Q. 公欠の届出の期間はいつまでですか

公欠は就職試験など事前に分かっているものについては、事前に提出することが原則です。インフルエンザによる場合や、何らかの事情で事後に提出する場合は、最後の欠課の日から1週間以内に提出してください。それ以降の提出は認めません。

7. 熊本高等専門学校熊本キャンパス追認定試験の取扱いに関する細則

(目的)

第1条 熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則（以下、規則という）第6条2の定めに基づき、熊本高等専門学校熊本キャンパスにおける追認定試験の取り扱いについて定める。

(追認定試験)

第2条 追認定試験は、規則第6条に定めるとおり、当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、学年成績の評価が60点未満のものがあるときは、その授業科目について1回限り行うことがある。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、追認定試験は行わない。

(1) 規則第15条の定めるところにより、当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、学年成績の評価が30点未満の授業科目がある者。

(2) 規則第15条の定めるところにより、当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、学年成績の評価が30点以上60点未満の授業科目が4科目以上ある者。

(3) 規則第15条の定めるところにより、当該学年に修得しなければならない授業科目の中に、出席時数の不足する科目がある者。

3 追認定試験で受験できる科目は、必修科目および学年課程を修了するのに必要な最低限の選択科目とする。

(実施および評価)

第3条 追認定試験の実施日は、学年成績判定から原則として2週間以上をおいて、当該年度内とする。

2 前期開講科目については、前期成績評価の確定から2週間以上をおいて、追認定試験を実施することができる。

3 学年成績判定における前項の科目の評価は、60点未満のまま処理する。

4 追認定試験による成績の評価は、最高60点とする。

5 追認定試験を欠席した者は、単位の取得を認めない。

6 追認定試験を受験しようとする者は、追認定試験受験願を学生課に提出しなければならない。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に入学した学生については、改正後の第2条及び第3条の規定にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

8. 熊本高等専門学校熊本キャンパス不正行為に関わる科目の成績評価に関する細則

(目的)

第1条 熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則（以下、規則という）第4条の定めに基づき、熊本高等専門学校熊本キャンパスにおける不正行為に関わる科目の成績評価の取り扱いについて定める。

(試験の範囲)

第2条 本規則でいう不正行為とは、規則第1条に定める試験におけるものをいう。

(評価)

第3条 試験中に不正行為をした者の学業成績は、開講されている全ての科目（当該試験期間中に試験を実施しない実験・体育実技等の科目を含む。）について、平常点を含め当該四半期分を0点として評価する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

9. 熊本高等専門学校外国人留学生規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校学則（以下「学則」という。）第46条の規定に基づき、熊本高等専門学校外国人留学生に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、「外国人留学生（以下「留学生」という。）」とは、高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し、本校に入学を許可された者をいう。

2 短期留学生については、別に定める。

(入学時期)

第3条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学資格)

第4条 入学資格は、外国において学校教育における11年の課程を修了した者又は高等学校に対応する学校の課程を修了した者とする。

(入学志願手続)

第5条 入学を志願する者は、次の書類に学則第36条に定める入学検定料を添え、校長に願い出なければならない。

(1) 入学志願書

(2) 履歴書

(3) 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書

(4) 健康診断書（公の医療機関の発行するもの）

(5) 日本政府又は日本政府が承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書

(6) 写真（縦5センチメートル、横3.5センチメートル）

(入学者選考及び入学許可)

第6条 入学志願者に対しては、原則として書類審査、学力検査、健康診断及び面接によって選考を行い、校長が入学を許可する。

(入学手続)

第7条 入学を許可された者は、指定の期日までに、学則第37条に定める入学科を添え、次の書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 外国人登録済証明書

(3) 日本に居住する確実な身元保証人の身元保証書

(4) 日本留学中の経費の支払能力を証明する書類

(教育課程の履修方法)

第8条 留学生については、通常の授業を受けるために必要な日本語その他の学力を養う必要があると認められた場合は、特別に編成された教育課程の学習をもって、通常の教育課程の履修にかえることができる。

2 前項の特別な教育課程の編成は、関係学科と協議の上、教務主事が行う。

(卒業の要件)

第9条 留学生は、学則の定めるところにより卒業に必要な課程を修了しなければならない。

(留学生指導教員)

第10条 留学生に対し、第8条の特別な教育課程の学習その他生活面等に関して必要な指導助言を与えるため、留学生指導教員（以下「指導教員」という。）を置く。

2 指導教員は、当該学科の教員の中から、学科長の推薦に基づき校長が任命する。

（留学生相談員）

第11条 留学生の学習上の支援及び日常生活上の助言等を行うため、留学生相談員（以下「チューター」という。）を置く。

2 チューターは、学生のうちから当該学科長の推薦に基づき、校長が委嘱する。

3 チューターは適宜、留学生の相談に応ずるとともに、定期的に指導教員に連絡して、その指導を受けるものとする。

（国費外国人留学生等の検定料等）

第12条 国費外国人留学生及び学校間交流協定に基づく留学生（派遣元学校に在籍する者に限る。）については、入学検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

（事務）

第13条 留学生に係る事務は、学務課及び学生課において処理する。

（雑則）

第14条 この規則に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



10. 熊本高等専門学校熊本キャンパスチューター制度実施要領

(目的)

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパスに入学を許可された外国人留学生（以下「留学生」という。）に対し、日本人学生による個別の指導を行い、留学生の学習の向上及び環境への適応を図ることを目的とする。

(チューターの選考)

第2条 留学生の所属する学科の学科長は、必要と認められる教員と協議の上、当該学科の学生の中から人物・学業ともに優れた学生を選考し、校長に推薦するものとする。

(指導期間)

第3条 指導期間は、校長が必要と認めた期間とする。

(指導時間)

第4条 指導は、原則として週2回とし、その指導時間は1回につき2時間とする。なお、年間実施総週数は、35週を標準とする。

(指導内容)

第5条 チューターは、留学生の日本語能力及び基礎学力について学習上の援助を行うとともに、日常生活上の助言等を行うものとする。

(指導報告書)

第6条 チューターは、毎月、別紙様式により指導報告書を校長に提出するものとする。

(給与)

第7条 前条の指導報告書に基づき、予算の範囲内において、毎月、給与を支給する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

11. 熊本高等専門学校特別聴講学生規則

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本高等専門学校学則（以下「学則」という。）第50条第2項の規定に基づき、熊本高等専門学校特別聴講学生（以下「特別聴講学生」という。）の取扱に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 特別聴講学生として入学することのできる者は、学生間相互単位互換協定を締結している高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学（以下「大学等」という。）の学生並びに入学までに学生間相互単位互換協定締結が可能な当該大学等の学生とする。

(入学時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(履修期間)

第4条 特別聴講学生の履修期間は1年以内とし、当該年度を超えないものとする。

(入学志願手続)

第5条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書（別紙様式）を所属する大学等を通じて、校長に願い出なければならない。

(入学許可)

第6条 特別聴講学生の入学の許可は、校長が決定する。

(履修科目)

第7条 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、演習、実験及び実習を除く専門科目及び専攻科の専門科目とする。

(検定料、入学科及び授業料)

第8条 検定料及び入学科は徴収しない。

2 授業料については、当該大学等との間で、相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(単位の認定)

第9条 履修科目に係る単位の認定は、本校の定める評価基準に基づいて行う。

(単位修得等証明書)

第10条 特別聴講学生には、願い出により履修した科目の単位取得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 学則その他学内規則に違反した者に対しては、校長は退学を命ずることができる。

(その他規程等の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項については、学則その他学内規則を準用する。

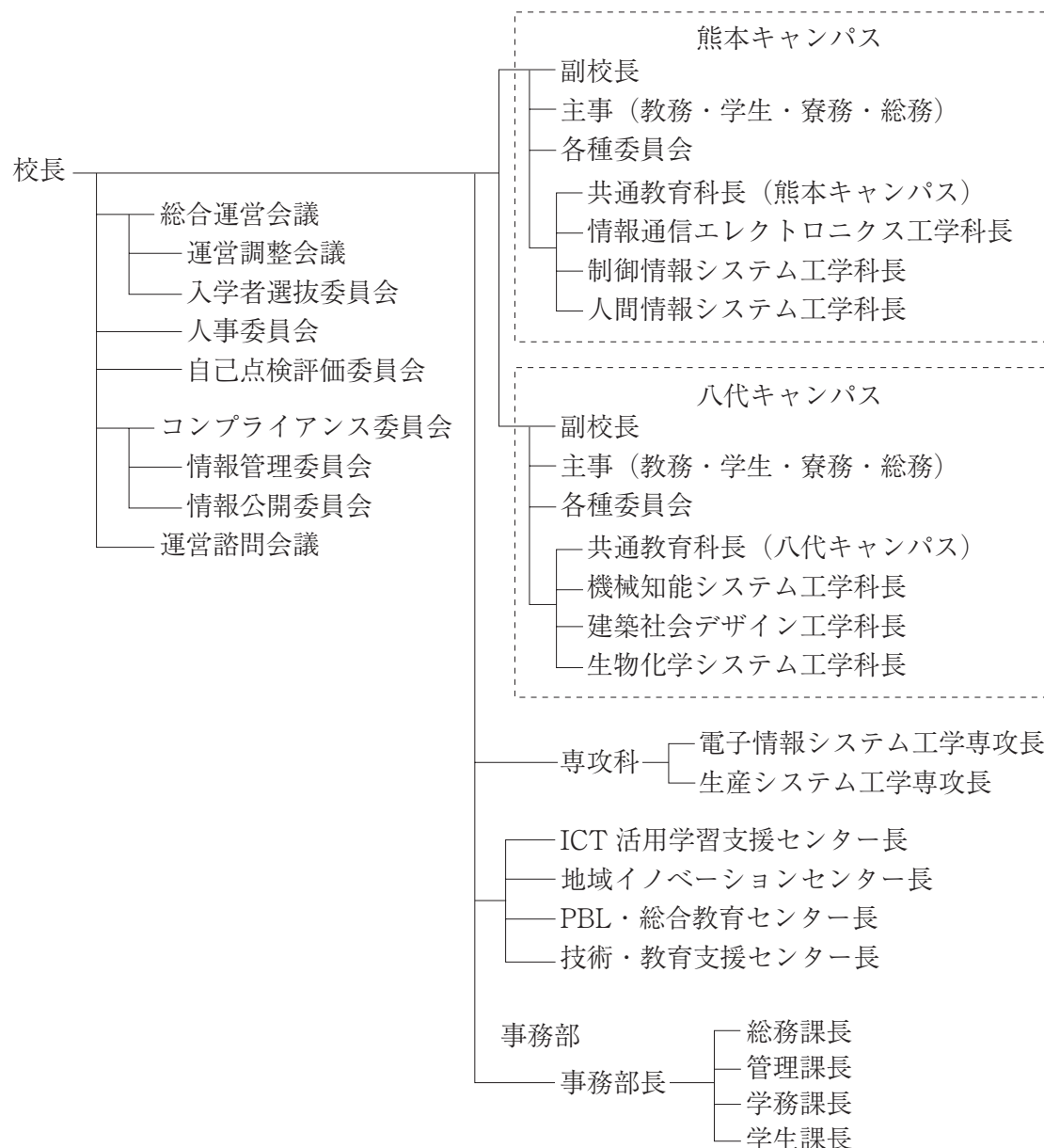
附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

§ 3. 本校の組織とその概要

本校の組織は、学生の教育及び研究に直接たずさわる教員組織と学校の管理運営の事務を処理する事務組織に大別され、この両組織が円滑に活動して、本校の教育が行われます。

1. 組織図



2. 校務分担

○教務主事

教務主事は、校長の命を受け、教育課程の編成及び実施、学校行事、入学・退学・転学等進学及び卒業、進学、出欠席の取り扱い、教科書その他教材の取り扱い等について総括調整しています。

○学生主事

学生主事は、校長の命を受け、学生の課外活動、個人相談、学生会の指導、学生の補導、保健指導、進路指導、奨学、厚生福祉等について総括調整しています。

○総務主事

総務主事は、校長の命を受け、本校の広報活動、情報公開及び研究推進等について総括調整しています。

○学科長

学科長は、校長の命を受け、各学科の教育課程、施設設備並びに機械器具の管理、学生の就職その他学科全般にわたり、学科を代表してその運営に当たっています。

○専攻長

専攻長は、校長の命を受け、専攻の総括として、全般にわたりその運営に当たっています。

○図書館長

図書館長は、校長の命を受け図書館の管理運営に関する業務を掌理しています。

○ICT 活用学習支援センター長（副センター長）

ICT 活用学習支援センター長（副センター長）は、校長の命を受け本校の情報処理教育に関する業務及び情報処理システムの管理運営に関する業務を掌理しています。

○地域イノベーションセンター長（副センター長）

地域イノベーションセンター長（副センター長）は、校長の命を受け、地域イノベーションセンターの業務及び管理運営に関する業務を掌理しています。

○PBL・総合学習センター長（副センター長）

PBL・総合学習センター長（副センター長）は、校長の命を受け、PBL・総合学習センターの業務及び管理運営に関する業務を掌理しています。

○技術・教育支援センター長

技術・教育支援センター長は、校長の命を受け、本校の学生の実験及び実習を総合的に支援するために業務を掌理しています。

○学年主任

学年主任は、第1学年および第2学年に置き、当該学年の運営に関し主事、学科長および学級担任との連絡調整を行います。

○学生相談室長

学生相談室長は、校長の命を受け、学生相談室の管理運営に関する業務を掌理しています。

○学級担任

学級担任は、各学級における学生の直接の指導、相談相手です。学習上のこと、生活上のこと、悩みなど遠慮なく相談してください。

（以上のほか、教務主事補、学生主事補、寮務主事補、総務主事補がいて、それぞれ主事を補佐しています。）

3. 事務概要

事務分担は、次の3課8担当からなっています。

学生に直接関係のある担当および業務内容は次のとおりです。

○学生課

教務係……………入学者の選抜、授業時間割の編成、試験、学業成績、教科書購入、休学・退学・転学等、進級及び卒業、出欠席、実習及び見学旅行、各資格試験、各種の証明書の発行、その他教務に関する事務

学生支援係……………課外活動、奨学金関係、授業料等の減免、保健衛生、進路、通学証明書、学生旅客運賃割引証の発行、学生会の経理、留学生関係、その他の福利厚生に関する事務

学寮係……………学生の入退寮、寮生の給食・栄養管理、学寮の管理運営等に関する事務

図書係……………図書の閲覧及び貸出、図書の収集及び整理、図書の選定及び受入、図書の保全管理、その他図書に関する事務

○総務課

庶務係……………学則その他いろいろな規則の制定・改廃、入学式・卒業式等の式典、文部科学省等諸機関との連絡調整、教員の学術研究、その他事務の総括的な業務

研究推進係……………地域連携・国際交流、研究協力に関する業務

○管理課

管理係……………物品業務、契約業務、光熱水料、環境整備等に関する業務

施設管理係……………施設マネジメント、施設整備等の維持管理、防火管理等に関する業務

§ 4. 教育課程と科目履修等について

1. 学期と授業時間

(1) 学期

1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め35週にわたることと定められており、学年は前期（4月1日から9月30日まで）と後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2学期に区分されています。

(2) 授業時間

1単位時間の授業時間は50分ですが、授業科目によっては2単位時間以上を連続して行う場合もあります。

時間割は学期の初めに発表します。また、時間割の変更や休講がある場合には、その都度学生課教務係から関係クラスに電子掲示板で連絡します。

なお、「自習」の時間になることがありますがその時は教室又は図書館で静かに自習してください。

授業開始等の時刻は、原則として次のとおりで、チャイムにより合図されます。

授業時刻表		
	8：10～8：25	ラジオ英会話
第1時限	8：30～9：20	
第2時限	9：30～10：20	
第3時限	10：30～11：20	
第4時限	11：30～12：20	
昼食		
	12：50～13：05	ラジオ英会話
第5時限	13：10～14：00	
第6時限	14：10～15：00	
第7時限	15：10～16：00	
第8時限	16：10～17：00	

下校時間は午後6時までです。ただし、学生会活動の場合及び自学学習のために図書館等の許可された場所で学習を行う場合は夏季（4月～9月）は午後8時、冬季（10月～3月）は午後7時までとなっています。

2. 教育課程

(1) 教育課程

本校は5年間の一貫した教育により、豊かな教養と高度な実践的技術を身につけた心身ともに健康な技術者（知・徳・体の調和のとれた技術者）の育成を目的としています。

各学科の教育課程は、学則の別表に示す通りですが授業科目は共通教育科目と専門科目があり、低学年では共通教育科目が多く、高学年になるに従って専門科目が多くなっています。これは、共通教育科目と専門科目が相互に関連づけられ、教養と理論と実践的技術とを総合的に学習することができるように配慮されているからです。

また、学生の個性に応じた履修を可能とし、自主的な勉学意識を高めるために高学年では選択科目を導入しています。

(2) 特別活動について

特別活動は、1年から3年までの学生を対象にしたホームルームと全学年を対象にした各種行事（学生会活動を含む。）の二つに分けられます。

1年から3年を対象にしたホームルームは、毎週1回、授業時間割の中で実施されます。次に示す内容例が適宜採り入れられます。

1. 学年別共通テーマ
ホームルームの計画立案、学校行事及び学生会行事に関すること、休業中の反省と新年の抱負
2. ホームルームとしての共同生活に関すること
ホームルーム内の集団づくりのための諸行事（校外見学等）
3. 人間として望ましい生き方に関する問題
勉強とクラブ活動、交通道德、先生と学生、青年期の諸問題
4. 将来の進路についての問題
進路の決定と学習、職業観と職場について
5. レクリエーション
各種スポーツ、音楽鑑賞、映写会、読書会、ゲーム
6. 校長講話、主事・学科長の話、先生の話
7. その他

また、全学年を対象としたものは、入学式、卒業式、始業式、終業式、全校集会、学生会活動（対面式、クラブ紹介、クラスマッチ、電波祭及びその準備等）が特別活動として実施されます。

（3） 混合学級と転科制度

本キャンパスでは、平成2年度から、全国の高専に先駆けて低学年統一カリキュラム、混合学級を実施しています。これによって次のような効果が期待されています。

- ① 学科の枠を超えた交流がなされ、1年、2年での高等学校的な雰囲気の中で、仲間作りができ、友達の輪が広がり、人間形成にもプラスになる。
- ② 1年生の混合学級、2年進級の時のクラス替えと混合学級、3年生以降の学科別クラス編成により、常に新鮮な刺激が得られ、従来から指摘されていた途中での中だるみの解消が期待できる。
- ③ 第2、3学年進級時に1回だけ転科が出来る。
- ④ 1年、2年生では、女子学生を各クラス均一に配分することにより、女子学生の孤立化が防げる。

転科制度は、本人の学習意欲を大切にしたいという観点から、混合学級と共に発足し、混合学級3年目の平成4年度から実施されており、例年10名前後が転科しています。「第二志望学科で入学したので、第一志望学科に転科したい。」「1年、2年と学んで行くうちに、自分の将来の進路をより具体的に考えるようになり、そのために転科したい。」などの理由がありました。

なお、転科の際には、1、2年次の学年成績と専門基礎科目の筆記試験、口答試問、面接等を元に出考します。

（4） 単位

教育課程には、授業科目の量を「単位」数で示してありますが、1単位とは1週間に1単位時間（50分）×30回の授業科目の単位数をいいます。ただし、4、5年生の科目については、体育と実験・卒業研究を除き、25時間（50分×30回）の授業+20時間の自学自習もしくは15時間（60分×15回）の授業+30時間の自学自習をもって1単位としています。シラバスの規定授業時数の欄で確認してください。

（5） 必修科目

必修科目とは、履修し、そのうえ修得しなければならない授業科目のことをいいます。

(6) 選択科目

選択科目は、文字どおり学生が選択できる科目のことをいいますが、選択科目についても定められた単位以上を修得しなければなりませんので、どの科目もおろそかにできません。

(7) 授業の内容について

前期のはじめにシラバスを発行します。シラバスには全授業科目についての詳しい情報が掲載されています。授業の内容についてはこれを参照し、有効に活用してください。

3. 授業科目の単位の修得

- (1) 学生は、学則の別表に定める各学科の教育課程に従い授業科目を履修し、少なくとも熊本高等専門学校学業成績評価並びに進級及び卒業の認定等に関する規則の別表に定める単位を修得しなければなりません。

(2) 修得

修得とは、授業科目の公欠以外による欠課時数が規定授業時数（シラバスに記載）の5分の1以下であり、学年成績の評価が60点以上である場合をいいます。ただし、欠課時数については長期病欠者は、3分の1以下。また、公欠以外の欠課時数が5分の1以下であって、公欠による欠課を加えた結果、5分の1を超える場合も3分の1以下とします。

4. 授業科目の履修上の注意

- (1) 学年制ですから、各学年の課程を修了しないと次学年へ進級できません。したがって修得しなければならない単位に1単位でも不足すると修了が認定されず、原学年にとどめられ、同一学年を再び全部履修しなければならなくなりますから、どの科目の学習もおろそかにできません。また、原学年にとどめられた者が引続き進級できないときは、以後の在学はできないことになります。

(2) 選択科目の履修について

- ① 選択科目は教育課程表を参照してください。

② 履修手続

選択科目を履修する者は、前年度1月中旬に履修願を学科長へ提出しなければなりません。なお、提出後は、原則として選択科目の変更はできませんので、履修科目の選択にあたっては慎重に考慮してください。

③ 履修取消・追加・変更について

選択科目の履修取消・追加・変更は、原則として認めないが、特別の理由がある場合は、4月初旬（後期開講科目に関しては10月初旬）の決められた期日までに履修取消・追加・変更願を学科長へ提出し、教務委員会の許可を受けなければなりません。なお、提出期限を過ぎた場合の願い出の受付は、一切認められません。

④ 学校認定関係

無線従事者国家試験の学校認定による科目免除を受けようとする者が、修得しなければならない選択科目は、9. 資格試験等の(1)④に記載しています。

(3) 基礎科目応用、専門科目応用、特別学習及び地域社会活動について

この科目は、学生が自発的に行う学習活動で、教育上有益と認められるものについて、一定の学習活動又は資格取得等の成果が認められた場合に単位の取得を認定するものです。これらの単位は進級及び卒業の認定に必要な単位には含みませんが、修得単位には付加されます。単位の申請及び認定は第1学年から第5学年の各学年で行われますので、任意の学年で申請してください。認定対象の学習活動等は、シラバスを参照してください。

5. 試験及び受験心得

(1) 試験

試験は定期試験、中間試験、追試験及び追認定試験に区分されます。

定期試験は、前期、後期の学期末に、中間試験は学期の中間に各授業科目について行われますが、平素の成績で評価し得る科目については、試験の全部又はその一部を行わないことがあります。

追試験は、疾病、忌引等やむを得ない事情により、定期試験及び中間試験を受験出来なかった者に対して、1回限り行うことができますが、この場合、追試験願が必要です。

定期試験、中間試験の時間割は原則として、試験実施の2週間前に掲示により通知します。

追認定試験は、修了判定時において修得できていない科目について、後期の定期試験終了後、おおむね3週間をおいて実施され、全て合格すれば、修了を認定されます。受験できるのは、その学年において修得すべき科目のうち、出席要件は満たすものの30点以上60点未満の科目が3科目以内で、かつ30点未満の科目が1科目もない場合で、受験できる科目は必修科目及び学年課程を修了するのに必要な最低限の選択科目です。

(2) 受験心得

定期試験、中間試験、追試験及び追認定試験の受験については、次のことに留意して下さい。

- ① 受験の際は、学生名簿の番号順に着席すること。
- ② 受験に際しては、筆記用具及び許可されたもの以外は、各人のロッカーに入れておくこと。
- ③ 受験に際しては、特に遅刻しないように心掛けること。原則として、20分を超えて遅刻した者は、当該試験を受験することができない。
- ④ 答案は20分を経過した後でなければ提出できない。
- ⑤ 試験時間終了前に答案を提出した者は、直ちに退室しなければならない。
- ⑥ 監督者の指示に従うこと。
- ⑦ 試験中に不正行為をした者の学業成績は、試験をしなかった科目も含め開講されているすべての科目に対して、当該四半期分を0点として評価する。また、不正行為をした時間以降の受験は停止される。
- ⑧ 疾病、忌引、その他校長がやむを得ない事情と認めた理由により、試験（追認定試験を除く）を受けることができなかった場合は、試験期間終了後に追試験を行うことができるので、受験希望者は追試験願を学生課教務係に提出しなければならない。ただし、病気の場合は、原則として医師の診断書を添えること。
- ⑨ 正当な理由がなく、試験を受けなかった授業科目の試験成績は0点となる。
- ⑩ 第⑧項に該当するもので追試験願を提出していない者は、当該試験の受験は許可しない。それに伴い、当該授業科目の試験成績は0点となる。

6. 成績の評価及び評定

成績の評価は、学期の中間、前期末及び学年末に行われ、定期試験、中間試験、小テスト、レポート、その他の項目について総合的に判断して、その期までの通算した成績が100点法で評価されます。

また、成績は勉学指導上、学期の中間と期末に、試験終了後、適宜家庭へ通知されます。

7. 進級、卒業、修了

学年の課程を修了すると、次学年に進級することになりますが、この場合、定められた科目

の単位を取得し、特別活動の履修状況が良好でなければ修了が認定されず、進級できないことになりますから、平素の学習を怠らないようにして下さい。

また、第5学年の課程を修了すると、卒業が認定されます。

8. 欠席、欠課、遅刻、早退等

(1) 学生が、欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に学級担任を経て、学生課教務係に届け出ることになっています。急病などやむを得ない場合を除き、事前に提出して下さい。なお、病気などのために1週間以上欠席する（した）ときは、医師の診断書を添えることになっています。また、これらの届けを怠っていた場合、長期病欠等の認定を受けられない場合があるので必ず提出するようにして下さい。

- ① 「欠席」とは、登校すべき日に全く登校しない場合をいいます。
- ② 「欠課」とは、各授業時間に全く出席しない場合をいいます。
- ③ 「遅刻」とは、各授業時間に開始時刻に遅れて出席する場合をいいます。
- ④ 「早退」とは、各授業時間の終了時刻より前に退出する場合をいいます。

(2) 公欠

校長が許可（承認）したクラブの対外試合、資格取得試験、就職試験等については、公欠扱いにしてもらうことができます。公欠は、通常の欠課として扱われますが、皆勤賞については欠課とはなりません。

この場合は、必ず事前に公欠願を学生課教務係に提出して下さい。許可された場合には、出席簿の該当欄に㊦の印が押されます。やむをえず、事後に提出する場合は欠課後1週間以内に提出すること。以後の提出は認めません。

また、通常の欠課が規定授業時数の5分の1以下で、公欠によって欠課時数が規定授業時数の3分の1を超えた場合は、補講を受けることができますので補講願を提出して下さい。

(3) 学校伝染病による出席停止（公欠扱い）及び臨時休業

学校での感染症の流行を防ぐために、学校安全保健法に基づき学生の出席を停止させたり、クラス・学校を臨時休業としたりすることがあります。

下の表の病気にかかった場合は、学生課に備えてある学校伝染病証明書に、医師の診断結果を記入してもらい、欠席届と一緒に学生課教務係に提出して下さい。この場合も授業は公欠（欠課扱い）となりますが、皆勤賞については欠課とはなりません。また、通常の欠課が規定授業時数の5分の1以下で、学校伝染病による出席停止によって欠課時数が規定授業時数の3分の1を超えた場合は、補講を受けることができますので補講願を提出して下さい。

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 南米出血熱 痘そう
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎 風疹水痘 咽頭結膜熱及び結核
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス及びパラチフス その他の伝染病（詳細は保健室に問 い合わせて下さい。）

9. 資格試験等

本キャンパス学生に関係ある資格試験等について説明します。

(1) 無線従事者国家試験（総務省管轄）

（日本無線協会ホームページ <http://www.nichimu.or.jp/>）

無線技術士とは、放送局等の無線設備の保守・調整、あるいは新しい技術を開発するための実験などいわゆる無線設備の技術操作を専門に行うことができる資格を持つ人をいいます。資格は第1級と第2級の陸上無線技術士があります。

また、前記陸上無線技術士の下位資格で第1級陸上特殊無線技士があります。

① 試験の種別及び施行時期

ア. 陸上無線技術士

	第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士	試験期
試験科目	無線工学の基礎 無線工学 A 無線工学 B 法規	無線工学の基礎 無線工学 A 無線工学 B 法規	7月 1月

イ. 第1級陸上特殊無線技士

	1級陸上特殊無線技士	試験期
試験科目	無線工学 法規	2月 6月 10月

② 科目合格の有効期間

試験の科目合格の有効期間は3年で、その有効期間内に全科目合格できない場合は、有効期間を経過した科目から効力が失われますので、その科目をもう一度受験しなおさなければなりません。

全科目合格者には申請により無線従事者免許証が交付され、終生有資格者として認められます。

③ 受験指導

受験開始の時期については、教育課程にしたがって、低学年では基礎学力をしっかりと身につけ、高学年になってから受験するよう指導しています。これは、低学年を基礎学力の養成期間とし、高学年を国家試験に取組む期間としたもので、平素学業を真面目に学習していれば、大多数の者が、無線従事者の資格をもって社会人となることができると考えられます。

無線従事者の国家試験を受験受験しようとする者は、公欠願を学級担任を経て学生課教務係へ提出し、許可を受けること。許可を受けた学生は、公欠が認められます。

④ 学校認定

本キャンパスの卒業生で所定の科目（選択科目の履修の項参照）を修得した者は、無線従事者国家試験の一部または全てが次のように免除されます。学校認定を受ける場合は、所定の手続きが必要となりますので、必ず学生課教務係に問合せください。

情報通信エレクトロニクス工学科	第2級陸上無線技術士	無線工学の基礎	なし
	第1級陸上特殊無線技士	全科目	電気通信法規（5年）

(2) 工事担任者（総務省管轄）

① 日本データ通信協会ホームページ（<http://shiken.dekkyo.or.jp>）電気通信回線設備又は自営電気通信設備を接続するための工事を行い、又は監督する者に必要な資格です。本キャンパスでは、ISDN 以外のデジタル回線への端末設備を工事の範囲とする DD 種の受験を奨励しています。

② 試験の種別及び施行実施

	DD 1・2 種	試験期
試験科目	電気通信技術の基礎（基礎科目） 端末設備の接続のための技術及び理論（技術科目） 端末設備の接続に関する法規（法規科目）	5 月 11 月

③ 科目合格の有効期間は3年で、その有効期間内に全科目合格できない場合は、有効期間を経過した科目から効力が失われますので、その科目をもう一度受験しなおさなければなりません。全科目合格者には申請により工事担任者資格者証が交付され、終生資格者として認められます。

(3) 情報処理技術者試験（経済産業省管轄）

（独立行政法人情報処理推進機構のホームページ <http://www.jitec.jp/>）

情報処理技術者試験は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している国家試験です。

情報システムを構築・運用する「技術者」から情報システムを利用する「エンドユーザ（利用者）」まで、IT に関係するすべての人に活用いただける試験として実施しています。特定の製品やソフトウェアに関する試験ではなく、情報技術の背景として知るべき原理や基礎となる技能について、幅広い知識を総合的に評価しています。試験体系は、右図のようになっています。なお、詳細は上記ホームページを参照してください。

（試験体系）

情報処理技術者試験は、「共通キャリア・スキルフレームワーク」のレベル1に対応する「IT パスポート試験」、レベル2に対応する「基本情報技術者試験」、レベル3に対応する「応用情報技術者試験」及びレベル4に対応する高度試験9区分の計12区分から構成する。

【試験の体系図】

共通キャリア・スキル フレームワーク		情報システム／組込みシステム								
		ベンダ側／ユーザ側								
レベル 4	高度な 知識・技能	高度（プロフェッショナル）試験								独立
		IT ストラテジスト 試験	シス テムアーキテ クト試験	プロ ジェクトマネ ージャ試験	ネッ トワークスペ シャリスト試 験	デー タベーススペ シャリスト試 験	エン ベツドシステ ムスペシャリ スト試験	情報セ キュリティス ペシャリスト 試験	ITサー ビスマネージャ 試験	シス テム監査技術 者試験
		(ST)	(SA)	(PM)	(NN)	(DB)	(ES)	(SC)	(SM)	(AU)
レベル 3	応用的 知識・技能	応用情報技術者試験（AP）								
レベル 2	基本的 知識・技能	基本情報技術者試験（FE）								
レベル 1	職業人に 共通に 求められる 基礎知識	IT パスポート試験（IP）								



(4) 工業英語能力検定試験（日本工業英語協会主催）

諸君が技術者として、実社会で活躍される職場では必ず英文の文献・資料・カタログ・仕様書等を読解する能力と成果を英文で起草する能力と更には、日常会話の基礎能力が要求されます。

したがって、諸君は在学中にこれらの能力を身に付けて置く必要があります。工業英検はこの目的に沿っていると思われるので活用し、各自のレベルアップに努力することを望みます。

資格は、次のとおりです。

資 格	受験区分	出題形式
工業英検 1 級	工業英語の専門家としての実務能力を有する者	英文和訳 和文英訳 修辭 面接、リスニングテスト
工業英検 2 級	実務経験者を標準とし、工業英語全般の知識を有する者	英文和訳 和文英訳 修辭
工業英検 3 級	大学専門課程、工業高等専門学校上級学年、専修・専門・各種学校在学程度の工業英語の応用知識を有する者	英文和訳 和文英訳（短文） 適語補充 単語問題
工業英検 4 級	工業高校、工業高等専門学校程度の工業英語の基礎知識を有する者	英文和訳（短文） 適語補充 単語問題 他

(5) マルチメディア検定試験

（財団法人画像情報教育振興協会（CG-ARTS 協会）<http://www.cgarts.or.jp>）

■マルチメディア検定とは

インターネットやマルチメディアパソコンの普及により、業種や職種を問わず、デジタル情報でコミュニケーションする機会は年々増加しています。マルチメディア検定を目標に学ぶことは、マルチメディアの広大な範囲についての知識を整理したり、今まで知らなかった領域のことを効率よく身につけていくことに役立ちます。インターネットやマルチメディアパソコンなどの活用能力やコンテンツ製作、システム開発などの能力を向上させていく上でも非常に有効と言えるでしょう。自分が、マルチメディアについてどの程度の知識を理解し、技術を身につけているか客観的に判断するための目安となります。

■各級の想定している学習レベルと出題範囲

マルチメディア検定は、次の2つの級に分かれています。

【ベーシック】

マルチメディアの扱い方とインターネットを用いたコミュニケーション技術に関する基礎的な理解、多様な生活の場面で知識を利用する能力を測ります。

出題範囲：マルチメディアの特徴、マルチメディアの中核をなすパーソナルコンピュータ、コンテンツ制作のためのメディア処理、新たなインフラとなったイン

ターネット、インターネットで提供されるサービス、急速に伸びるインターネットビジネス、マルチメディア端末へと進化する携帯電話、家庭のマルチメディア化、日常生活に広がるマルチメディア、ネットワークセキュリティと著作権

(詳細は <http://www.cgarts.or.jp/kentei/about/multimedia/third.html> 参照)

【エキスパート】

マルチメディアを用いたネットワーク技術・コミュニケーション技術・プレゼンテーション技術についての専門的な理解と Web サイトやシステム、製品開発のビジネスに知識を応用する能力を測ります。

出題範囲：マルチメディアの基礎、メディアの処理技術、コンピュータとインターネット、コンテンツ制作とプログラミング、Web サイト構築と運用、生活を豊かにする道具、インターネットの応用、マルチメディアと IT 社会

(詳細は <http://www.cgarts.or.jp/kentei/about/multimedia/second.html> 参照)

(6) デジタル技術検定 (文部科学省管轄)

(財団法人実務技能検定協会のホームページ <http://digital.kentei.or.jp/> 平成 24 年 4 月 1 日より、実施事業者が、公益財団法人 国際文化カレッジに移管されます。)

- ① 情報化社会において、その核となるコンピュータは、日常の中でもさまざまな形・規模で使用されています。その応用分野としては、まず第一に情報の処理があげられ、大量の情報を速く処理する能力は、現在の社会では欠かせないものです。一方、制御を目的とした応用も広く行われ、無人化された工場の制御システムから家庭電化製品の制御まで、多くの例が見られます。これらの中で使われている技術の一部は、デジタル技術としてまとめることができます。

本検定では、情報処理から制御まで「デジタル技術」を中心としてまとめられています。それだけに、試験内容は広範囲にわたりますが、2 級からはそれぞれの得意な分野に挑戦できるように＜情報部門＞・＜制御部門＞に分けて実施されます。

② 試験の種別

試験	程度	試験期
1 級情報部門	情報処理理論、情報通信理論及びプログラミング方法論をよく理解し、情報処理システムの構成法、試験、運用法及びプログラム開発をよく修得しているとともに、実務の指導ができる。	11 月
1 級制御部門	論理設計理論、自動制御理論、情報処理理論及び情報通信理論をよく理解し、制御システムの動作、設計、試験及び運用法をよく修得しているとともに、実務の指導ができる。	11 月
2 級情報部門	やや高級な情報処理理論及び情報通信理論を理解し、各種情報処理装置の動作原理及び利用技術を知り、設計、運用、応用などの実務ができる。	6 月
2 級制御部門	やや高級な論理設計理論及び自動制御理論を理解し、計算機、計算機応用装置の動作原理及び利用技術を知り、設計、試験、運用などの実務ができる。	6 月
3 級	基礎的な論理設計及び情報処理の知識を持ち、情報処理装置及び制御装置の基本原理並びに簡単な応用技術の原理を理解し、これを利用することができる。	6 月

(7) 英検、TOEIC

英語の自学自習を督励するため、単位確認につて下記の制度を設けています。

- ・ 3年生までに英検2級以上またはTOEIC 500点以上を取得している学生は4年生の英語の単位を修得したものとして認定する。
- ・ 4年生までに英検準1級以上またはTOEIC 700点以上を取得している学生は4年生の英語の単位を修得したものとして認定する。

10. インターンシップ

夏季休業中、4年生を対象に本人の希望により会社等において実習を実施しています。費用は自己負担で、保護者の同意が必要です。希望は5月初めに調査し、関係教員で協議の上、実習先を選定し、先方に受け入れの可否を打診し、許可があれば実習できることになります。なお、単位の認定を行いますので、事前研修への参加、実習証明書及び実習報告書の提出等が必要になっています。

11. 研修旅行

教育課程において有益な見学・体験等の機会を設け、教育効果の向上や国際理解教育の推進を図るため、下記の研修旅行を実施しています。なお、費用は自己負担となります。

- 2年生 台湾研修旅行（20名定員・希望者）
- 3年生 英語研修を伴う一泊研修（学科ごと）
- 4年生 シンガポール研修旅行（学科ごと）

12. 学生証

学生は、1年・4年の初め学生課教務係から学生証の交付を受け、その使用に当たっては、次のことに注意しなければなりません。

- (1) 本証は、本校学生の身分を明らかにするものであるから、常に携帯すること。
- (2) 本証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) 本証は、通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示すること。
- (4) 本証の記載事項に変更が生じたとき、又紛失・汚損したときは、直ちに学生課教務係に届け出て、再交付の手続をすること。
- (5) 本証は、有効期間を経過し、新たな学生証の交付を受けたとき、又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに返納すること。

13. 学校名等の英語訳

学校名・学科名及び専攻科名の英語訳は、次のとおりです。

学校名

熊本高等専門学校熊本キャンパス	Kumamoto National College of Technology Kumamoto Campus
-----------------	---

学科 Departments

共通教育科	Faculty of Liberal Studies
情報通信工学科	Department of Information and Communication Engineering
電子工学科	Department of Electronic Engineering
電子制御工学科	Department of Electronic Control Engineering
情報工学科	Department of Information and Computer Sciences
情報通信エレクトロニクス工学科	Department of Information, Communication and Electronic Engineering
制御情報システム工学科	Department of Control and Information Systems Engineering
人間情報システム工学科	Department of Human-Oriented Information Systems Engineering

専攻科 Advanced Engineering Courses

電子情報システム工学専攻	Advanced Course of Electronics and Information Systems Engineering
--------------	--



Q. 転科制度について教えてください

新設学科の学生は、2年又は3年進級時に、両キャンパスの6学科間で在学中に一回だけ転科することができます。転科できる資格は、学年末成績がある基準（平均点で70点）以上でないといけません。そして、各学科で定める面接（専門の口答試験も含む。）や筆記試験を受ける必要があります。これらの条件を満たしても、最終的には、各学科の定員があるので、在籍者数と転科希望者の数によっては希望がかなわない場合があります。

§ 5. 学生生活について

本校学生は、在学期間を有意義かつ円滑に過ごすために、学則・学生準則及びその他の規則をよく読んで、これらを十分に心得ておかねばなりません。

1. 福利厚生

(1) 入学料の免除

入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、本人の申請に基づいて免除することがあります。

(2) 入学料の徴収猶予

経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、又は入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、或いは入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合には、本人の申請に基づいて徴収を猶予することがあります。

(3) 授業料、寄宿料の免除

経済的な理由によって、授業料・寄宿料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合には、本人の申請に基づいて免除を行うことがあります。

なお、希望する場合は事前に学級担任と相談して下さい。

(「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則」参照のこと。)

(4) 奨学制度

① 日本学生支援機構奨学生

日本学生支援機構は、優秀な資質をもちながら経済的理由のため修学困難な学生・生徒に学資を貸与して、教育の機会均等を図り、国家社会の発展に寄与する人材を育成することを目的として設立されたものです。

ア. 出願の資格

本校の学生で、人物・学業共に優秀かつ健康で学資の支弁が困難であると認められる者。

中学第3学年在学中に日本学生支援機構の行う選考試験により採用候補者となり、本校入学後正式に採用する場合及び本校在学の学生を対象として採用する場合があります。

イ. 奨学金の種類

第一種奨学金（無利息）・第二種奨学金（利息付）

ウ. 奨学金の月額（平成25年度）

第一種奨学金

単位：円

種 別	通学区分	1～3年	4～5年
第一種	自 宅	10,000円、21,000円から選択	30,000円、45,000円から選択
	自宅外	10,000円、22,500円から選択	30,000円、51,000円から選択

エ. 貸与期間

貸与期間は、高等専門学校での採用時から最短在学期間ですが、学業成績の低下その他で貸与期間の短縮又は停止をうけることがあります。

オ. 出願の手続

出願するときは、学生課学生支援係において日本学生支援機構所定の願書の交付を受け、本人と身元保証人（保護者）が必要事項を正確に記入し学級担任の確認印を受けてから学生支援係へ提出して下さい。奨学生の出願を受け付ける時期は、その都度掲示します。

カ. 奨学生の選考・採用

所定の手続によって出願した学生の中から、学業・人物・家計及び健康状態について選考委員会で審査の上、適格者を日本学生支援機構へ推薦します。

キ. 奨学金の交付

奨学金は各自の銀行口座に振込まれます。払出可能日は、毎月原則として11日です。ただし、最高学年及び緊急採用者の2・3月分は2月にそれぞれ一括して振り込まれます。

ク. 奨学金継続願の提出

奨学金を毎年継続していくためには、2月までに「適格認定奨学金継続願」を提出しなければいけません。提出を怠ると奨学金の交付が廃止されます。

ケ. 成績・性行不良者等の処置

成績・性行不良者に対しては、奨学金の停止・廃止等の処置がなされます。

コ. 奨学金の返還

奨学金は貸与期間終了後、20年以内に月賦または月賦・半年賦併用のどちらかの方法で返還しなければなりません。

② その他の奨学生

日本学生支援機構奨学生のほか、地方公共団体・民間団体の奨学制度があります。これらはそれぞれ取扱いが異なりますので、出願に当たっては学生課学生支援係に相談して下さい。

奨 学 生 数（熊本キャンパス） 平成26年1月1日現在

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	計	備 考
日本学生支援機構	13	13	6	18	26	76	
そ の 他	7	10	12	9	7	45	各市町村奨学会等
合 計	20	23	18	27	33	121	

（5）高等学校等就学支援金

高等学校等就学支援金とは1～3年生を対象に授業料に充てるための就学支援金を国が支給することにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としています。

この制度は授業料について年間118,800円（公立高校生が助成される額と同額の月額9,900円）が本人の申請に基づき助成されます。また、保護者の所得によっては、支給額が加算されます。

なお、平成26年度より制度が変わり、市町村民税所得割額が30万4,200円（保護者の市町村民税所得割額の合算額）未満の世帯に上記の金額が支給されます。

留意事項

* 就学支援金の支給は、（休学・留学の場合を除き、）在籍36ヶ月までの学生を対象としているため、留年で在籍が36ヶ月を超える場合は、対象となりません。

*就学支援金は、学生又は世帯に交付されるものではなく、授業料から減額されるものです。

(6) 通学証明書、学割証

① 通学証明書

通学証明書を希望する学生は、通学証明書交付願を学生課学生支援係へ提出し交付を受けて下さい。

なお、通学証明書交付願は学生課学生支援係にあります。

② 学生旅客運賃割引証

学生が校外実習あるいは帰省等のために、鉄道等を利用して旅行しようとするときは学校から学生旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の交付を受けて利用することができます。

学割証は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽くし、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるので、使用に際しては、不正のないよう充分注意して下さい。

ア. 使用目的の範囲

- (ア) 休暇・所用による帰省
- (イ) 実験・実習などの正課の教育活動
- (ウ) 学校が認めた特別活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (エ) 就職又は進学のための受験等
- (オ) 学校が就学上認めた見学又は行事への参加
- (カ) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (キ) 保護者の旅行への随行

イ. 学割証の交付枚数は、原則として年間1人10枚以内です。

ウ. 学割証による割引普通乗車券は、学割証1枚につき1人1回に限って購入できます。

なお、片道100km以上に限られ、運賃の2割が割引になります。

エ. 学割証には、乗車船区間及び乗車券の種類を使用者自身で記入しなければなりません。

オ. 使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは使用できません。

カ. 学割証は、次の場合無効になります。

- (ア) 記入事項が不鮮明なとき。
- (イ) 記入事項をぬり消したり、改変してあったとき。
- (ウ) 訂正印のないとき。
- (エ) 有効期間（発行の日から3か月）を経過したとき。
- (オ) 記名人以外の者が使用したとき。

キ. 学割証で購入した割引普通乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。

又、学生証は係員の請求があるときは呈示して下さい。

ク. 学割証を必要とするときは、所定の交付願を原則として3日前までに学生課学生支援係に提出して下さい。

なお、見学旅行・夏季休業及び連休の場合は、交付申請期限を別に定め掲示する事があります。

(7) 施設、設備の使用について

校内の施設、設備の使用、機械器具の取扱については充分注意して下さい。施設・設備使用は、その使用目的を考慮した上で認められますので、事前に所定の施設・設備等使用願（福利施設の場合は、福利施設使用許可願）を学生課学生支援係へ提出して下さい。

(「学生準則第34条」・「熊本高等専門学校熊本キャンパス体育施設使用規則」参照のこと。)

(8) 課外活動用具の貸出について

学生が、クラブ活動・クラス単位・有志等で課外活動を行う場合のために、下記の用具が準備されています。

なお、品物によっては、電波祭等、学校行事でしか使用を許可しないものもあります。使用を希望する学生は、課外活動用具使用願に行事計画書（クラブで使用する場合は集会行事願）を添えて学生課学生支援係へ提出して下さい。

課外活動用物品	テント	ハンドマイク
	シュラフ	食器類
	クーラーボックス	その他

(9) 学生食堂、売店

本校には、寮の食堂のほかに通学生・教職員のために「学生食堂・売店」が開設されています。

通学生並びに教職員の福利厚生施設として、できる限り安価な良い食事を提供するように心掛けています。学生食堂については、食事の内容、価格、衛生状態、また売店についても市価より安いことを目標にしていますが、できる限り利用者側の意見を反映させたいので、気づいた点があれば学生課学生支援係へ連絡して下さい。

(10) アルバイトについて

本校学生のアルバイトは、特別な場合を除いて原則として禁止しています。

(11) 掲示・放送について

学生への周知・伝達は、掲示（1号棟1階掲示板）・電子掲示板・放送等により行いますので、これらによく注意して下さい。

(12) 拾得物、遺失物について

校内で金品を紛失したり拾得したりした場合は、速やかに学生課学生支援係へ届け出て下さい。届けられた拾得物については、同課学生支援係で保管していますので、心当たりの者は同課学生支援係へ問合わせて下さい。

(13) その他

その他、学生の福利厚生に関することは、学生課学生支援係で取扱っていますので、遠慮なく申し出て下さい。

2. 保健衛生

(1) 保健室

学生の保健管理のため、保健室を設け、救急医薬品及び医療器具を常備するとともに看護師が常勤し、学校内で発生した疾病、傷害に対する応急処置を行い健康に関する相談に応じています。また、心身の不調や悩みごとに対しては、保健室でインターカー（看護師）が話を聴き、学生相談室と連携して対応していきます。

(2) 健康診断

学校保健安全法に基づき、毎学年定期健康診断を実施しています。この健康診断は学生の健康状態を把握し、学生の健康管理の重要な資料とするとともに、疾病を早期に発見して予防、治療を指示し、学生生活における健康維持を図ることにあります。したがって学生はこの健康診断を必ず受けなければなりません。

(3) 健康相談

有意義な学園生活を送るためには、心身共に健康でなければなりません。そのためには常に健康意識を持ち、高専生としての自覚のもとに自己の健康管理につとめなければなら

ません。健康上の問題で困ったことがあったらいつでも保健室の看護師が相談に応じ、必要であれば校医に取次ぎ健康相談を受けられるよう取り計らいます。なお、本校の校医は合志市須屋成松医院院長 成松秀人先生です。

3. 学生相談

学習、学校生活、課外活動、寮生活、家庭生活、交友関係、就職・進学等の問題解決の手助けのために、学生相談室が、保健室横に設けられています。カウンセラーの先生と、本校の常勤教員が相談員となっています。秘密は守られますので安心して利用して下さい。

◇開 室 日：毎日

◇カウンセラー：植村 孝子（臨床心理士）・徳田菜穂子（臨床心理士）

※来校日は、保健室で確認して下さい。

※その他の曜日は本校教員が担当します。

◇利用方法：保健室が窓口になっていますので、受けたい時はいつでも申し出て下さい。

また、キャンパス内の様々なハラスメントに対する相談員もいますので気軽に相談してください。

キャンパス・ハラスメント相談員名簿

所 属	氏 名	職 名	電話番号	メールアドレス
人権委員会	山 本 直 樹	委 員 長	242-6069	oishi@kumamoto-nct.ac.jp
学生相談室	工 藤 友 裕	室 長	242-6024	kudou@kumamoto-nct.ac.jp
共通教育科	松 尾 かな子	准 教 授	242-6029	kanakom@kumamoto-nct.ac.jp
総 務 課	小 枝 義 則	課 長	242-4190	so-kacho@kumamoto-nct.ac.jp
学 生 課	高 嶋 重 俊	課 長	242-2435	gs-kacho@kumamoto-nct.ac.jp

セクシュアル・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメントとは何か

セクシュアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる性的な言動をいいます。

セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対してなされる場合が最も多いのですが、女性から男性へ、あるいは同性間でも問題になることがあります。また、教員と学生、職員と学生、先輩と後輩など、いわゆる上下関係の間で生じるのが一般的ですが、教員、職員、学生のそれぞれ同僚や同級生の間でなされる場合、又は学生から教員、職員などになされる場合なども問題になります。

セクシュアル・ハラスメントには大きく分けて2つの型があります。

〈地位利用型〉

教育研究上又は職務上の地位を利用したり、あるいは利益、不利益を条件に性的要求をすること。

〈環境型〉

性的な言動により学習や職務の遂行を妨げるなど、学習・職場環境を悪化させること。

セクシュアル・ハラスメントを行わないために認識すべきことは

1. セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために、次の重要性について十分認識しなければなりません。

(1) お互いの人格を尊重し合うこと。

- (2) お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
 - (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識を無くすこと。
 - (4) 異性を劣った性として見る意識を無くすこと。
2. セクシュアル・ハラスメントになり得る言動としては、例えば次のようなものがあります。
- (1) 性的な発言
 - ① 性的な関心、欲求に基づくもの
 - スリーサイズを聞くなど、身体的特徴を話題にする。
 - 聞くに耐えない卑猥な冗談を言う。
 - 体調が悪そうな女子学生に「今日は生理日か」などと言う。
 - 性的な経験や性生活について話したり、聞いたりする。
 - 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象にする。など
 - ② 性別により差別をしようという意識等に基づくもの
 - 「男の子、女の子」、「お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。
 - 課外活動中等に「男のくせに根性がない。」、「女はすぐにへたばるからダメだ。」などと言う。
 - 「女は学問などをしなくてもよい。」などと言う。など
 - (2) 性的な行動
 - ① 性的な関心、欲求に基づくもの
 - ヌードポスター等を教室等に貼る。
 - 机上のパソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示する。
 - 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつける。
 - 食事やデートにしつこく誘う。
 - 浴室や更衣室等をのぞき見する。
 - 性的な関係を強要する。
 - 身体に不必要な接触をする。など
 - ② 性別により差別しようとする意識に基づくもの
 - 女性（女子学生）であるというだけで、お茶くみ、掃除、私用等を強要する。
 - 女性（女子学生）にカラオケでのデュエットを強要する。など

セクシュアル・ハラスメントに直面したら

1. セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されません。勇気を持って嫌なことは相手にはっきりと自分の意志を伝えることが大事です。
2. 相談員に相談してください。

本校では、セクシュアル・ハラスメントについての相談に応じるため、キャンパスハラスメント相談員を配置していますので、自分自身がセクシュアル・ハラスメントを受けた場合又は第三者としてセクシュアル・ハラスメントの事実を知り得た場合には、最も相談しやすい人に相談してください。

相談員は相談者の悩みを親身に聞いて、今後とるべき方法について、または相談者が自分で意志決定をするために必要な相談に応じます。

相談は、面談だけでなく、手紙、電話、Eメールなどでも受け付けます。

相談員は、相談者の名誉やプライバシーを厳格に守りますので、安心して相談してください。

4. 日本スポーツ振興センター

本校は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入していますので、学校の管理下における負傷、疾病、障害又は死亡に対して給付金を受けることができます。給付金の対象となる災害の範囲については別表を参照してください。

学校の管理下において負傷、疾病等が発生した場合は、直ちに学生課学生支援係に届け出るとともに、給付金申請に必要な書類を保健室に提出してください。申請が遅れると請求できなくなる場合があります。

- ① 掛金 年額 1,520円
- ② 災害の範囲と給付金額

(別表)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費（給付金の計算方法） ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金（障害等級表） 3,770万円～82万円 〔通学中の災害の場合1,885万円～41万円〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円 〔通学中の場合1,400万円〕
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円 〔通学中の場合も同額〕
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円 〔通学中の場合1,400万円〕

※上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの間の医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合をいいます。

（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります。）

③ 学校の管理下の範囲

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- 休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
- 通常の経路及び方法により通学するとき。
- 学校の寄宿舎にあるとき。
- 前各号に掲げる場合に準ずるとき。

④ 災害共済給付の対象になる運動競技の範囲

対象になる対外運動競技は、主催者が国・地方公共団体若しくは学校体育団体、又これ

らと関係競技団体との共同主催に限られます。

⑤ 災害共済給付の制限

- 給付事由が生じた日から2年を過ぎると時効により消滅します。
- 医療費の支給開始後10年を経過した時以降は、医療費と死亡見舞金は支給されません。
- 給付事由が第3者の行為によって生じた場合、加害者から損害賠償を受けた時は、そのうけた限度において給付は行われません。
- 公費負担による療養、保障等の給付を受けたとき。
- 自己の故意又は重大な過失による場合は給付の一部が行われません。
- 歯科診療については、その診療が保険外の場合は給付の対象になりません。

⑥ 災害共済給付金の申請について

災害発生の場合は速やかに関係教員又は保健室に連絡して下さい。給付手続きは保健室で行っていますので、備え付けの日本スポーツ振興センター医療費申請書を保健室に提出して下さい。

学生課学生支援係では、その申請書により必要書類をまとめ振興センターに申請します。

⑦ 給付金の支払いについて

振興センターの審査を経て給付された給付金の支払いは、原則として保護者宛に送金しますが、この間約2か月半位の期間がかかります。

5. 熊本県 PTA 共済

この制度は、熊本県内の学校教育活動や PTA 活動中などに、活動への参加あるいは活動中に起きた事故により死亡、負傷、活動中の急性の疾病等の災害を被った方に対して、共済金を給付するという熊本県 PTA 教育振興財団の共済事業です。

① 掛金 年額 800円

② 共済金の支払い請求

災害発生の場合には、速やかに関係教員及び学生課学生支援係へ連絡して下さい。

なお、共済金は日本スポーツ振興センター共済の給付に該当する場合には、重複して支給されません。死亡・傷害の場合は支給されます。

③ 給付の対象となる活動内容

活動区分	活 動 内 容
1. 学校教育活動	(1) 教育課程に基づいて実施される諸活動 授業中、総合的な学習の時間 特別活動：学級活動、児童(生徒)会活動、クラブ活動、学校行事 (2) 教育課程外の教育活動 部活動、休憩時間中などでの活動 (3) 指導者の場合：部活動指導中（公務災害等にあたる場合を除く） (4) これらの活動に参加するための正規の往復中
2. 学校教育外活動	(1) 単位 PTA が主催又は共催する児童生徒等の活動 (2) 学校教育外活動における、校長が委嘱した指導者の指導監督によるスポーツ・文化活動で、事前に PTA 会長が承認したもの（部活動、学級、学年、学校単位の活動であること） (3) 単位 PTA が主催又は共催する活動で、児童生徒等の参加が事前に認められているもの (4) 単位 PTA の主催又は共催ではないが、部活動、学級、学年、学校単位で参加する活動で、事前に PTA 会長が承認したもの (5) これらの活動に参加するための正規の往復中
3. 交通事故	(1) 給付の対象となる活動中及び活動参加のための正規の往復中 (2) 校長又は単位 PTA 会長の承認により、自校の児童生徒等が参加する活動を応援するための正規の往復中（いずれも公共交通機関利用中を除く）

④ 給付金額

区分	給 付 内 容 ・ 共 済 金 等			
	死亡共済金	障害共済金	負傷共済金	交通事故共済金
日本スポーツ振興センター共済の適用を受ける災害	1,500万円	第1級 1,500万円 ～ 第14級 50万円	歯科治療 保険外診療分 (限度額あり)	諸活動に参加するための通常の経路及び方法による往復中の事故に支給する。 交通死亡共済金 500万円 交通障害共済金 500万円～18万円 交通負傷共済金 ア. 入院共済金 1日以上3万円 3日以上5万円 イ. 通院共済金 1日以上3万円
日本スポーツ振興センター共済の適用を受けない災害	3,000万円	第1級 3,000万円 ～ 第14級 100万円	最高限度額100万円 但し、保険診療自己負担額1,000円以上に適用 歯科治療 保険内・外診療分 (限度額あり)	

6. 学生会

(1) 目的及び組織

熊本キャンパス学生会は、学校の教育指導方針に基づき、学生の自発的な活動を通してその人間形成を助長し、教育目的の達成に資することを目的としており、学生全員（専攻科生を除く。）をもって組織されています。

学生会は、選出された学生会長を頂点に、副会長、会計、庶務、書記の執行部員を置き、課外活動の中心となっています。

学生会には総会、評議委員会、執行委員会の下に文化局、体育局が設けられています。学生はいずれかの部（同好会）に参加して、友人や先輩とともに学業を離れた縦の交りのなかで、苦しみ、楽しみながらスポーツを通じて体得したルール尊重、チームワーク、フェアプレーの精神又は頑張りの根性、文化活動で得られる豊かな知識を身につけて下さい。（「学生会規約」参照のこと。）

(2) 熊本キャンパス学生会組織及びクラブ一覧

次ページの図参照。

(3) 高専大会

スポーツ実践の機会を与え、技能の向上を図り心身共に健康な学生の育成と、更に高専相互間の親睦を図るために行われるものです。

① 九州沖縄地区国立高専体育大会

九州沖縄地区の国立高専を3ブロックに分け、輪番制でその主管校及び担当校の地域で、種目分散により毎年7月に大会が開催されます。種目は、陸上競技・ソフトテニス・剣道・水泳・硬式野球・バスケットボール・卓球・バレーボール・柔道・サッカー・バドミントン・テニス・ハンドボールと、秋にラグビー大会があります。

② 全国高専体育大会

全国8地区より選ばれたチーム及び個人が参加して開催されます。夏季大会は、陸上競技・バスケットボール・バレーボール・ソフトテニス・卓球・柔道・剣道・硬式野

熊本キャンパス学生会組織及びクラブ一覧

【議決機関】

総 会

評議委員会

【執行機関】

会 長

執行委員会

クラスマッチ実行委員会

電波祭実行委員会

学 級 会

体育局長会

合同部長会

文化局長会

安全委員会

図書委員会

美化委員会

広報委員会

外部連携委員会

ハ ン ド ボ ー ル 部	ソ フ ト ニ ス 部	弓 道 部	空 手 部	ラ グ ビ ー ン 部	バ ド ミ ン ト 部	テ ニ ス 部	水 泳 部	サ カ キ 部	剣 道 部	柔 道 部	卓 球 部	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部	バ ス ケ ッ ト 部	野 球 部	陸 上 部
---------------------------------	----------------------------	-------------	-------------	----------------------------	----------------------------	------------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	---	----------------------------	-------------	-------------

吹 奏 楽 部	軽 音 楽 部	天 文 部	写 真 部	電 子 計 算 機 部	イ ラ ス ト 研 究 部	放 送 部	ロ コ ン 部	茶 道 部	思 考 ゲ ー ム 部
------------------	------------------	-------------	-------------	----------------------------	---------------------------------	-------------	------------------	-------------	----------------------------

軟式野球同好会

模 型 同 好 会	ラ イ メ ン 同 好 会	ゲ ー ム 製 作 同 好 会	ラ ジ コ ン 同 好 会	手 芸 同 好 会	数 学 同 好 会	書 道 同 好 会	ピ ア ノ 同 好 会	英 語 同 好 会	マ ー ケ ー テ ィ ン グ 同 好 会	あ か べ ら 同 好 会	ミ ス テ リ 同 好 会
-----------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------	---	---------------------------------	---------------------------------

【監査機関】

選挙管理委員会

監査委員会

球・サッカー・ハンドボール・テニス・バドミントン・水泳があり、冬季にはラグビー大会があります。

(4) その他の大会

その他の大会として、九州沖縄地区高専弓道大会・西日本地区高専空手道大会・九州沖縄地区国立高専英語弁論大会・ロボットコンテスト・プログラミングコンテスト・NHK放送コンテストなどがあります。

7. 就職、進学

(1) 就職について

諸君にとって、就職は学生生活最後を飾る最大の関心事だと思います。本キャンパスにおいては、多くの卒業生が社会の各分野で広く活躍しています。

社会では、近年就職状況が大変厳しくなっていますが、本キャンパスでは民間の企業を希望する学生のほぼ100%が就職を決定しています。自分に合った職種が何なのかを早めに決め、第1希望の企業等に就職できるよう頑張ってください。

なお、平成25年度卒業生の就職状況は別表のとおりです。

(2) 進学について

卒業後更に勉学を志し、本校専攻科に進学する者や大学の工学部等の3年に編入する学生もいます。

また、進学を希望する高専卒業生を対象に設置された大学で、長岡技術科学大学（新潟県）と豊橋技術科学大学（愛知県）の両校があり高専から多くの編入学を受け入れています。

■平成25年度本科卒業生就職状況

平成26年 3月16日現在

企業等	学科名	情報 通信工 学科	電 子 工 学 科	電 子 制 御 工 学 科	情 報 工 学 科	合 計	企業等	学科名	情報 通信工 学科	電 子 工 学 科	電 子 制 御 工 学 科	情 報 工 学 科	合 計
CTC システムサービス		1				1	東芝エレベータ			1			1
KCCS モバイルエンジニアリング		1				1	東洋新薬				1		1
KDDI エンジニアリング		1				1	東レ		1				1
MHI コントロールシステムズ				1		1	東和薬品					1	1
NTT ネオメイト					1	1	ドコモ・エンジニアリング関西					1	1
RKK コンピュータサービス		1				1	鳥栖キューピー				1		1
TDC ソフトウェアエンジニアリング					1	1	トヨタテクニカルディベロップメント				1		1
アドソル日進					1	1	トヨタプロダクションエンジニアリング		1				1
アルファシステムズ		1				1	ナカヤマ精密		1				1
アルメックス		1				1	成尾整形外科病院					1	1
エステンナイン京都					1	1	ニコン	1					1
開発電子技術		1				1	西日本旅客鉄道				1		1
河村電器産業			1			1	日本ビジネスエンジニアリング					2	2
関西電力			1			1	肥銀コンピュータサービス				1		1
九州精鍛				1		1	日立情報通信エンジニアリング				1		1
九州電力		1				1	日立ビルシステム				1		1
京セラコミュニケーションシステム		2				2	平田機工				1		1
京セラドキュメントソリューションズ				1		1	フリップスエレクトロニクスジャパン		1	1			2
協和エクシオ		1				1	富士重工業				1		1
ケーネス		1				1	富士精工				1		1
ゴーシュー				1		1	富士ゼロックス	1					1
国立印刷局			1	1		2	富士ゼロックス福岡	1				1	2
サムコ			1			1	富士通マーケティング	1					1
サンクライム					1	1	富士電機	1					1
サンリットオートメーション			1			1	ベアールートシステム					1	1
サンワテクノ			1			1	堀場エステック				1		1
サンワハイテック			1			1	三菱電機エンジニアリング		1				1
システムニシツウ					1	1	三菱電機システムサービス		1				1
システムバンキング九州共同センター				1		1	三菱電機ビルテクノサービス		1				1
ジャパンケーブルネット					1	1	三菱電機プラントエンジニアリング	1		1			2
新電元熊本テクノリサーチ		1				1	メタウォーター				1		1
西部電気工業			1			1	モラブ阪神工業					1	1
ソフト九州					1	1	矢崎総業				1		1
ダイキン工業				1		1	安川エンジニアリング				1		1
ダイハツ工業				1		1	ヤマハ発動機		1				1
大和製罐			1			1	ユニチカ				1		1
大和冷機工業			1			1	理化電子	1					1
中外製薬工業		1				1	リコーテクノシステムズ	1					1
中部電力		1	1			2	菱栄テクニカ		1				1
デザインネットワーク				1		1	リンクテクノロジー					1	1
東海旅客鉄道				1		1	自営	1					1
東芝			1			1	合計	24	22	27	17		90

■平成25年度本科卒業生進学状況

平成26年 3 月16日現在

大学名等 学科名	情報 通信工 学科	電 子 工 学 科	電 子 制 御 工 学 科	情 報 工 学 科	合 計
豊橋技術科学大学			1	5	6
長岡技術科学大学				1	1
電気通信大学	1				1
静岡大学				1	1
岡山大学	1			1	2
九州大学			1		1
九州工業大学		1		1	2
佐賀大学	1	4	1		6
熊本大学		1	2	2	5
宮崎大学				1	1
鹿児島大学	2			1	3
琉球大学		3			3
熊本高専専攻科	12	6	13	11	42
合 計	17	15	18	24	74

8. 学生生活に関する諸規則

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第109号
制定 平成24年3月1日

目 次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 授業料の免除（第4条－第8条）
- 第3章 入学料の免除（第9条－第10条）
- 第4章 寄宿料の免除（第11条－第12条）
- 第5章 授業料及び入学料の徴収猶予（第13条－第15条）
- 第6章 補則（第16条－第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）第12条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）における授業料、入学料及び寄宿料の免除並びに授業料及び入学料の徴収猶予（以下「授業料免除等」という。）の取扱いについて定める。

（適用範囲）

第2条 機構における授業料免除等は、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 授業料免除等は、学校の学科及び専攻科の学生（聴講生、研究生又は科目等履修生を除く。）（以下「学生」という。）並びに学科又は専攻科に入学する者（聴講生、研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。）（以下「入学者」という。）を対象とする。

（未決定期間内の徴収の猶予）

第3条 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料、入学料又は寄宿料の徴収を猶予する。

第2章 授業料の免除

（経済的理由による場合）

第4条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、学生の申請に基づき、学校の選考機関（以下「選考機関」という。）の議を経て、各学校の校長（以下「校長」という。）は、授業料の免除を許可することができる。

2 前項の授業料免除は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

一 授業料免除申請書

二 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる、当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）及び学生を含む世帯の所得証明書等（以下

「所得証明書等」という。)

三 その他校長が必要と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、前期において授業料の免除を申請する者が、後期においても免除申請を予定している場合は、前期の申請に併せて後期の免除申請を行うことができる。

5 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(休学又は退学の場合)

第5条 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除することとする。ただし、休学の日が月の初日である場合にあっては、休学当月から免除することとする。

一 休学許可日が、授業料の納付期限以前である場合

二 授業料の徴収猶予が認められている場合又は月割分納の許可を受けている場合

2 授業料の徴収猶予が認められている学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可する場合は、月割計算により退学の翌月以降に当該学生が納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第6条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第7条 次の各号の一に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期分の授業料免除に代えて当該期分の授業料を免除することができる。

一 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限までに、次の各号の必要書類を、校長に提出しなければならない。

一 授業料免除申請書

二 所得証明書等

三 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類（以下「死亡証明書」という。）

四 災害による場合は、市町村等が発行する罹災証明書（以下「罹災証明書」という。）

五 その他校長が必要と認める書類

3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(その他特別な事由の場合)

第8条 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長（以下「理事長」という。）は、第4条から第7条までに規定する以外に授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、授業料を免除することができる。

第3章 入学料の免除

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

第9条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生

に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

- 2 入学料の免除又は徴収猶予を不許可とされた者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の入学料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

- 第10条** 入学者であって、次の各号の一に該当する特別な事情により、入学料の納付が著しく困難であると選考機関が認める場合には、校長は理事長の承認を経て、入学料の免除を許可することができる。

- 一 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

- 二 前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

- 2 入学料免除の許可を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 入学料免除申請書

- 二 所得証明書等

- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書

- 四 災害による場合は、罹災証明書

- 五 その他校長が必要と認める書類

- 3 免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

第4章 寄宿料の免除

(死亡、行方不明又は未納による除籍の場合)

- 第11条** 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

- 第12条** 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

- 2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を、その都度校長に提出しなければならない。

- 一 寄宿料免除申請書

- 二 所得証明書等

- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書

- 四 災害による場合は、罹災証明書

- 五 その他校長が必要と認める書類

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

- 第13条** 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生（当該学生が行方不明の場合は当該学生に代わる者）の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

- 二 行方不明の場合
 - 三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
 - 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあって徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許可することができる。
- 4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。
- 一 授業料徴収猶予申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書
 - 五 その他校長が必要と認める書類
- (授業料の月割分納)
- 第14条** 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事情があると認められる場合は、選考機関の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。
- 2 前項の月割分納の取扱い、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。
- 3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。
- 一 授業料月割分納申請書
 - 二 所得証明書等
 - 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書
 - 五 その他校長が必要と認める書類

(入学料の徴収猶予)

- 第15条** 入学者が、次の各号の一に該当する場合には、学生の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、入学料の徴収の猶予を許可することができる。
- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 二 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は当該入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学手続き終了の日までに納付が困難であると認められる場合
 - 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合
- 2 入学料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、入学料の納付期限までに、次の各号の必要書類を校長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。
- 一 入学料徴収猶予申請書
 - 二 所得証明書等

- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
 - 四 災害による場合は、罹災証明書
 - 五 その他校長が必要と認める書類
- 3 前項に掲げる必要書類等のうち、既に提出したものについては再度の提出は要しない。
 - 4 徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

第6章 補則

(免除実施可能額)

第16条 各学校における第4条及び第7条に定める授業料の免除実施可能額は、毎年度理事長が定める。

- 2 前項の額を超えて授業料の免除を行う必要が生じたときは、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。
- 3 理事長は、前項の規定に基づき申請があった場合は、当該申請に係る学生の置かれた経済状況等に基づき予算の範囲内で当該申請の承認又は不承認を決定するものとする。

(許可の取消)

第17条 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、選考機関の議を経て、校長はその許可を取り消すものとする。

- 一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合
 - 二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合
- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。
- (不許可者等の納付)

第18条 授業料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、学校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

- 2 入学料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、学校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校学生の懲戒に関する規則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校学則第54条の規定により懲戒を行う場合は、この規則の定めるところによる。

(違反行為の確認)

第2条 学生主事は、懲戒に相当すると思われる学生の行為（以下「事案」という。）を知ったときは、直ちに校長に報告するとともに、当該事案について、調査及び事実の確認に当たるものとする。

(事情の聴取等)

第3条 学生主事は、調査に当たり、当該学生に対し、事情の聴取を行うものとする。

2 前項の事情の聴取に当たっては、当該学生が弁明する機会を与えるものとする。

(学生委員会審議)

第4条 学生主事は、調査結果に基づき、学生委員会において、懲戒の要否及び種類・程度を審議し、その結果を校長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

第5条 校長は、学生主事の報告に基づき、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

2 前項の懲戒の種類及び程度の決定に当たっては、必要に応じ、運営会議の議を経るものとする。

(懲戒処分書の交付)

第6条 学生主事は、校長の命により、当該学生に対し懲戒処分書を交付するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、懲戒の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



(3) 熊本高等専門学校学熊本キャンパス台風・大雨等に伴う休講措置に関する申合せ

- 1 この申合せは、台風襲来や大雨時における熊本高等専門学校学熊本キャンパスの休講措置等の取扱いを定め、よって学生の登校及び下校時の事故発生を未然に防ぐことを目的とする。
- 2 この申合せにおいて「本キャンパス周辺地域」とは、次の区域をいう。

一次細分区域	二次細分区域	
熊本地方	熊本市	熊本市
	鹿本菊池	合志市、山鹿市、菊池市、菊池郡
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉名郡
	上益城	上益城郡、阿蘇郡西原村

- 3 本キャンパス周辺地域に台風が接近又は襲来した場合は、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 午前6時に、本キャンパス周辺地域に暴風警報が発令されている場合、午前中の授業は休講とする。
 - (2) 午前11時までに本キャンパス周辺地域の暴風警報が解除されない場合、午後も休講とする。暴風警報が解除された場合は、午後の授業を行う。
 - (3) 授業開始後、本キャンパス周辺地域に暴風警報が発令された場合、以降の授業を休講とし、学生の安全に配慮して下校あるいは校内待機を促す。
 - (4) 上記(1)、(2)、(3)の規定にかかわらず、授業が困難であると教務主事が判断したときは学生課長と協議の上、校長の了承を得て授業の休講の措置をとることができる。
- 4 本キャンパス周辺地域において大雨・洪水その他の自然災害や人為的な危険が生じ、平常の授業を行うことができないと教務主事が判断したときは学生課長と協議の上、校長の了承を得て授業の休講の措置をとることができる。
- 5 公共交通機関の運休・道路状況、その他登下校の困難や危険によりやむを得ず学生が授業を欠席等（遅刻・早退を含む。）した場合は、その学生の願出により公休（校長が特に承認した場合）として取り扱うことができる。その場合、平常評価等の点で学生に不利益が生じないように特に配慮するものとする。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。



(4) 熊本高等専門学校熊本キャンパス体育施設使用規則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパス（以下「本キャンパス」という。）の体育施設の使用（授業及び学校行事に使用する場合を除く。）については、他の法令又は特別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(体育施設)

第2条 この規則で、体育施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館
- (2) 武道場
- (3) 運動場
- (4) 野球場
- (5) 球技コート
- (6) プール

(使用の範囲)

第3条 体育施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 学生会体育局所属の部及び同好会の活動に使用する場合
- (2) 本キャンパス学生又は教職員がスポーツ活動に使用する場合
- (3) その他本キャンパス学生又は教職員の行う行事等で、校長が適当と認めたもの

2 前項に定めるもののほか、本キャンパス以外の者が、スポーツ活動に使用する場合に、その使用を許可することがある。

(使用時間)

第4条 体育施設の使用時間は、熊本高等専門学校学則第5条に規定する休業日以外の日の次の各号に掲げる時間とする。

- (1) 夏季（4月～9月）午前8時30分から午後8時まで
- (2) 冬季（10月～3月）午前8時30分から午後7時まで

2 特別な事情がある場合に限り、校長の承認を得て、前項に定める時間以外の時間に使用することができる。

(使用手続)

第5条 体育施設の使用手続については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学生が、体育施設を利用しようとするとき（次の号のときは除く。）には、熊本高等専門学校学生準則第34条に定める施設・設備等使用願（学生準則別紙第19号様式）を、使用予定日の一週間前までに学生課に提出しなければならない。ただし、学生が同準則第30条による集会等で本キャンパスの体育施設を使用する場合は、その承認をもって使用の許可があったものとみなす。
- (2) 学生会体育局所属の部又は同好会が、体育施設を日常練習活動に使用しようとするときには、夏季及び冬季ごとにその使用を開始する月の前月の末日までに、次に掲げる事項を記載した体育施設の使用計画書を作成し、クラブ顧問等の承認を得て、学生課へ提出するものとする。

ア 部又は同好会名

イ 部又は同好会の代表者氏名、学科及び学年

ウ 使用する体育施設名

エ 使用目的

オ 使用期間

カ 使用時間

キ クラブ顧問氏名及び確認印

(3) 教職員の手続は、第1号の規定を準用する。この場合、施設・設備等使用願中「学科
年組号・専攻 年」とあるのは、「所属職名」に読み替える。

(使用の調整)

第6条 体育施設の使用が競合する場合は、学生課長がその調整を行う。

(使用の承認)

第7条 体育施設の使用の承認は、校長が行う。

(使用の取止め又は変更)

第8条 体育施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り止め
又は使用内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を学生課に申し出て、その手続を取
らなければならない。

(使用上の注意)

第9条 使用者は、この規則及び別に定める「使用心得」を遵守しなければならない。

2 使用者は、施設・設備等を滅失又は汚損した場合は、必ず学生課に届け出なければならない。
い。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その
損害を賠償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第11条 校長は、体育施設を校務のために使用する必要が生じた場合は、承認した体育施設の
使用を取り消すことがある。

(使用の禁止)

第12条 校長は、体育施設の利用者に、この規則又は使用心得に反する行為があった場合は、
体育施設の使用を禁止することがある。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定め
る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



(5) 熊本高等専門学校熊本キャンパス福利施設（くぬぎ会館）使用規則

（趣旨）

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパス（以下「本キャンパス」という。）福利施設（以下「施設」という。）の使用については、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 施設は、本キャンパスの学生及び教職員の福利厚生を図るとともに、学生の課外活動の発展を促進することを目的とする。

（管理運営）

第3条 施設の管理運営は校長が行う。

2 施設の管理運営に関する必要事項は、学生委員会において審議する。

3 施設の管理運営に関する事務は学生課が行う。

（使用の範囲）

第4条 施設を使用できる者は、本キャンパスの学生及び教職員並びに校長が特に認めた者とし、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

（1） 学校行事

（2） 学生の課外活動

（3） 学生及び教職員の研修・会議

（4） その他校長が特に必要と認める場合

（使用時間及び休館日）

第5条 施設の使用時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、校長が特に認めた場合はこの限りではない。

（1） 開館時間 8時30分から19時まで

（2） 休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

2 売店、食堂の営業時間及び休業日については、校長が別に定める。

（使用の手続）

第6条 施設を使用しようとする者は、使用予定日の3日前までに別紙様式の福利施設使用許可願を学生課へ提出し、校長の許可を受けなければならない。

（使用者の義務）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 使用許可を受けた目的以外には使用しないこと。

（2） 使用時間を厳守すること。

（3） 施設の清潔、整頓に留意し、設備及び備品等を無断で所定の場所から移動させないこと。

（4） 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

（5） 使用後は、清掃、施錠、消灯、火気の後始末を厳重に行うこと。

（6） その他使用に際しては、係員の指示に従うこと。

（使用許可の取り消し）

第8条 使用者がこの規則に違反したとき、又は施設の管理運営上支障があると認められるときは、使用の許可を取り消すことがある。

（損害賠償）

第9条 使用者は、故意又は過失により、施設設備若しくは備品を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(6) 熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用規則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパス（以下「本キャンパス」という。）集会所（以下「集会所」という。）の使用については、この規則の定めるところによる。

(使用目的)

第2条 集会所は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 本キャンパス教職員の会議又は合宿研修
- (2) 本キャンパス学生の会議又は合宿研修等
- (3) その他校長が特に必要と認める場合

(使用期間等)

第3条 集会所の使用期間等は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特別の事情がある場合には、校長は、その使用期間等を変更することができる。

- (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで
- (2) 使用時間 午前9時から午後10時まで（ただし、合宿研修及び宿泊の場合は除く。）

(使用の申込み及び許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、原則として、使用予定日の7日前までに、別紙様式の集会所使用願に必要事項を記入の上、学生課に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(使用の変更等)

第5条 集会所の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が集会所の使用を取消し又は使用内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を学生課に申出なければならない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は、別に定める「使用心得」を遵守するほか、学生課の指示に従わなければならない。

第7条 使用者は、次の各号に定める場合には、学生課にその旨を報告しなければならない。

- (1) 集会所の使用開始及び終了のとき。
- (2) 集会所の設備等を滅失又はき損したとき。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失により集会所の施設・設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(7) 熊本高等専門学校熊本キャンパス集会所使用心得

集会所の使用に当たっては、使用規則に定めるもののほか、下記事項に十分留意すること。
記

- 1 使用者は、学生課から鍵を受取り、使用が終了したときは、鍵を学生課へ返却すること。
なお、終了時間が執務時間を過ぎたときは、翌日（翌日が土・日曜日又は祝・祭日にあたるときは、その翌勤務日）に学生課へ返却すること。
- 2 集会所の使用期間等は、次のとおりとする。
 - (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで
 - (2) 使用時間 午前9時から午後10時まで（ただし合宿研修及び宿泊の場合は除く。）
- 3 使用上の注意
 - (1) 設備、備品類は、丁寧に取扱い、外部へ持ち出さないこと。
 - (2) 使用後は責任を持って食器等を洗って所定の場所に納め、部屋の後片付けを行い、又、火気の始末及び戸締りの確認を厳重に行うこと。
 - (3) 使用者は、集会所の施設、設備、備品類を滅失又はき損したときは、学生課に申し出ること。その事由によっては、その損害を弁償しなければならない。
 - (4) 私物を持ち込んだ場合は、使用后直ちに持ち帰ること。
- 4 施設を学生が使用する場合には、指導教員が学生の指導・監督に当たるものとする。また、合宿研修及び宿泊をする場合は、必ず指導教員が宿泊し、学生の指導・監督に当たるものとする。
- 5 使用者は、この使用心得のほか、学生課の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から施行する。



(8) 熊本高等専門学校熊本キャンパスクラブ室使用内規

- 1 熊本高等専門学校熊本キャンパスのクラブ室の使用は、各クラブ（同好会を含む。）の学生及びクラブ顧問とし、部外者を入室させてはならない。
- 2 クラブ室の割当は、顧問会議に諮り、校長が決定する。
- 3 クラブ室の使用許可の期間は、各年度単位とする。
- 4 クラブ室の使用時間は、次のとおりとする。
夏季（4月～9月） 午後8時まで
冬季（10月～3月） 午後7時まで
ただし、上記の時間を超えて使用するとき及び休業日は、施設・設備等使用願（学生準則第19号様式）を学生課へ提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 5 クラブ室の管理責任者は、学生主事補（学生会担当）とし、各クラブ室の使用責任者はクラブ顧問とする。
- 6 使用者は、次の事項を守ること。
 - (1) 諸施設、器具、器材を大切にすること。
 - (2) 常に清掃を行い、整理整頓に努め、施錠に心がけること。
 - (3) 火気を使用しないこと。
 - (4) 無断で電気製品や器具等を持ち込まないこと。
 - (5) やむを得ず許可時間を延長して使用する場合は、クラブ顧問に願い出、警備員に届け出ること。
- 7 使用者は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。



(9) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会と称する。

(目的)

第2条 本会は学校の教育指導方針に基づき、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、教育目的の達成に資することを目的とする。

(目標)

第3条 学生は前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく豊かで規律の正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養をつちかい、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに、社会人としての資質を向上させる。

第4条 本会が活動を行うにあたっては、法令及び学則その他学校の定める諸規則に違反することなく、また学校の秩序を乱すようなことがあってはならない。

(会員)

第5条 本会は、熊本高等専門学校熊本キャンパスの学生会員（「専攻科生を除く。」以下同じ。）をもって構成され、学生は、入学と同時に本会の会員となる。

(会員の権利)

第6条 本会の会員は次の権利を有する。

- (1) 本会の運営と活動に参加すること。
- (2) 各機関の役員の選挙権と被選挙権
- (3) 本会の各機関の記録文書を閲読し、会議を傍聴すること。

(会員の義務)

第7条 本会の会員は、次の義務を負う。

- (1) 会費を納入すること。
- (2) 各機関の決定に従うこと。

第2章 組織

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 書記 若干名
- (6) 外部連携委員長 1名
- (7) 広報委員長 1名
- (8) 美化委員長 1名
- (9) 安全委員長 1名
- (10) 図書委員長 1名

- (11) 体育局長 1名
- (12) 文化局長 1名
- 2 会長は、会員の直接選挙により選出される。
- 3 会長は、当選の日より7日以内に副会長、各役職及び各機関の長を任命しなければならない。公募する場合は前日までに会員に対してその旨を周知しなければならない。
- 4 役員は、それぞれ次の任務を行う。
 - (1) 会長は、本会を代表し、その会務を総括するとともに執行委員会を招集する。
 - (2) 副会長は、会長の補佐を務め、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指命する副会長がその職務を代行する。
 - (3) 会計は、本会の経理一般を処理する。
 - (4) 庶務は、一般事務及びその他雑務にあたる。
 - (5) 書記は、各種会議を記録し、その保持にあたる。
- 5 役員の任期は、第10条の執行委員の任期とする。

第9条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 議決機関
 - ア 総会
 - イ 評議委員会
 - (2) 執行機関
 - ア 執行委員会
 - イ 外部連携委員会
 - ウ 広報委員会
 - エ 美化委員会
 - オ 図書委員会
 - カ 安全委員会
 - キ 局及び部
 - ク 学級会
 - (3) 選挙管理委員会
 - (4) 監査委員会
- (任期)

第10条 本会の各機関の委員等の任期を次のように定める。

- (1) 評議委員及び学級委員の任期は、4月1日から9月30日までと10月1日から翌年3月31日までの前期と後期の半年間とする。ただし、再任は妨げない。
 - (2) 執行委員の任期は、1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。
 - (3) 外部連携委員、広報委員、美化委員、図書委員、安全委員、局長、部長、学級会長、選挙管理委員及び監査委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。
 - 2 委員等に欠員が生じた場合は、直ちにこれを補充しなければならない。ただし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- (定足数)

第11条 各会合は別に定める場合を除き、所属会員の3分の2以上の出席をもって成立する。会員から提出された委任状は、出席者数に含めないものとする。

第3章 議決機関

第1節 総会

第12条 総会は本会の最高議決機関であり、会員はこれに出席しなければならない。

- 2 総会の議長は、評議委員会の議長があたる。
- 3 副議長は総会の議長が評議委員の中から指名する。
- 4 書記は、評議委員会の書記が兼ねる。

第13条 総会は年1回以上開く。ただし、次の各号に掲げる場合には、臨時に総会を開かなければならない。

- (1) 評議委員会から要請があったとき。
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 評議委員の3分の1以上の要請があるとき。
- (4) 休学者を除く在籍学生総数の4分の1以上の署名による要請があったとき。

(開会・審議・議決)

第14条 総会は、休学者を除く全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 総会における議決は別に定める場合を除き、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項について審議・議決する。
 - (1) 規約の改廃の承認
 - (2) 予算及び決算に関する報告又は承認
 - (3) 評議委員会及び執行委員会の解散
 - (4) 臨時総会に提出された事項
- 4 議決事項は、会長が直ちにこれを公示し、その期間を3日以上とする。

(招集)

第15条 総会は、会長がこれを招集する。

- 2 総会の招集期日・会場・議題の公示は、原則として開会日3日以前までに行わなければならない。

第2節 評議委員会

(地位)

第16条 評議委員会は、総会の代行議決機関として、本会の運営に関する事項を審議・議決する。

(構成)

第17条 評議委員会は、各学級より選出された2名の評議委員をもって構成する。

- 2 評議委員会には、議長・副議長及び書記各1名を置く。議長及び副議長の選出は、評議委員の互選とする。
- 3 評議委員会の書記は、議長が評議委員会の同意を得て、評議委員以外の者から指名する。
- 4 議長及び副議長に選ばれた学級は、新たに評議委員を選出しなければならない。

(任務)

第18条 評議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議・議決する。

- (1) 学級から提出された事項
- (2) 執行委員会から提出された事項
- (3) 局から提出された事項
- (4) 選挙管理委員会から提出された事項
- (5) 予算案及び決算

- (6) 監査委員会から提出された事項
 - (7) 総会に提出する事項
 - (8) 学校に対する要望事項
 - (9) その他必要と認められる事項
- (招集)

第19条 評議委員会は議長がこれを招集する。ただし、評議委員改選後の最初の評議委員会は会長がこれを招集する。

2 評議委員会の議長は、次の場合委員会を開かなければならない。

- (1) 執行委員会から要請がある場合
- (2) 評議委員の5分の1以上の要請があった場合
- (3) その他議長が必要と認めた場合

3 議長は、原則として評議委員会の開会日の前日までに評議委員に対して、期日、会場及び議題を公示しなければならない。

(議決)

第20条 評議委員会の議決は、出席委員の過半数の同意をもって成立する。

2 議長及び副議長は、評議委員会の議決に加わらないものとする。ただし、可否同数の場合には、議長がこれを決する。

3 議長が重要と認めた事項については、出席委員の3分の2以上をもって決する。

4 議決事項は議長が直ちにこれを公示し、その期間を3日以上とする。

(解散・辞任)

第21条 評議委員会の解散は、全評議委員の同意がある場合又は総会において不信任が成立した場合に行われる。

2 評議委員が辞任をしようとするときは、その属する学級の同意を経て、評議委員会の承認を得なければならない。

(権限)

第22条 執行委員会が解散した場合は、評議委員会は次の執行委員会の成立まで執行委員会の事務を代行する。なお、この代行事務は、次の執行委員会成立後最初の総会において承認を受けなければならない。

2 評議委員会は、部活動が第56条第1項に該当すると認めた場合その部の予算を凍結、又は回収することができる。回収した予算額は予備費に繰り入れる。

第23条 評議委員会は執行委員会と意見の一致を見ないときは、改めて学級会など幅広い会員の意見を聴取して、その可否を決めなければならない。

第24条 議長は、議題の審議にあたって執行委員の出席を求めなければならない。

2 議長は、必要あるときは参考人の出席を求めることができる。

第4章 執行機関

第1節 執行委員会

(地位)

第25条 執行委員会は、本会の最高執行機関とする。

(構成)

第26条 執行委員会は、本規約第8条の役員をもって構成する。

(任務)

第27条 執行委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 総会及び評議委員会への提出議案の作成

- (2) 予算案の作成及び決算の報告
- (3) 部及び同好会の存廃に関する提案
- (4) 行事の主宰
- (5) 会計の管理
- (6) 事業計画及び事業経過の報告
- (7) 評議委員会に出席して、その分掌に応じて提案・説明・答弁、ただし、議決権は有しない。

(解散・辞任)

第28条 執行委員会は、信任案が否決されたとき又は不信任案が可決されたときは解散しなければならない。

- 2 会長の罷免が成立した場合は、執行委員会は解散される。
- 3 会長が辞任を表明し、評議委員会がこれを承認した場合は、執行委員会は解散される。
- 4 会長以外の執行委員が辞任しようとするときは、会長の承認を得なければならない。
- 5 会長以外の執行委員の罷免が成立した場合は、その委員のみが辞任する。

(特別委員会の設置)

第29条 執行委員会は、評議委員会の同意を得て、特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会は、執行委員の出席を求めなければならない。
- 3 特別委員会の委員長は、委員の互選とする。
- 4 特別委員会の議決事項の執行にあたっては、必要により評議委員会又は総会の承認を得なければならない。

第2節 外部連携委員会

(設置)

第30条 外部の諸団体、組織との交流や連携を促進するために、外部連携委員会を置く。

(構成)

第31条 外部連携委員会は、各学級より1名ずつ選出された外部連携委員で構成する。

- 2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選出する。
- 4 委員長は、外部連携委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。

(任務)

第32条 外部連携委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 八代キャンパスとの交流事業に関すること。
- (2) 他の高専との交流行事に関すること。
- (3) 高等教育コンソーシアム熊本に関すること。
- (4) その他学外との交流、連携に関すること。

第3節 広報委員会

(設置)

第33条 学生会または学校内の活動を学生または学外に報知するために、広報委員会を置く。

(構成)

第34条 広報委員会は、各学級より1名ずつ選出された委員、または委員長が会員から選出した広報委員で構成する。

- 2 委員会に、委員長1名と副委員長1名を置く。

(選任)

第35条 委員長及び副委員長は、会長が評議委員会の同意を得て、会員のうちから選任する。

2 委員長は、広報委員会に関する事務を統括し、これを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。

4 委員は、委員長が評議委員会の同意を得て、会員から選任する。

(任務)

第36条 広報委員会は、次の任務を行う。

(1) 広報紙の発行に関すること。

(2) 学生会行事における広報活動全般を補佐すること。

(3) 学生会や学校内の活動を学内外へ広報すること。

(4) その他広報に関すること。

第4節 美化委員会

(設置)

第37条 学生の美化に関する意識を高め、校内美化を進めることを目的とし、美化委員会を置く。

(構成)

第38条 美化委員会は、各学級より3名ずつ選出された美化委員で構成する。

2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長は、美化委員会に関する事務を統括し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。

(任務)

第39条 美化委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 学生の校内清掃に関する指導を行うこと。

(2) 学校周辺の清掃奉仕に関すること。

(3) 清掃用具の点検に関すること。

(4) その他美化活動に関すること。

第5節 図書委員会

(設置)

第40条 図書館と学生との連絡を密にし、学生の図書館についての関心を高め、読書生活の習慣化の育成を目的とするため、図書委員会を置く。

(構成)

第41条 図書委員会は、各学級より1名ずつ選出された図書委員で構成する。

2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選出する。

4 委員長は、図書委員会に関する事務を統括し、これを代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(任務)

第42条 図書委員は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 学生の購入希望図書の取りまとめに関すること。

(2) 図書館だよりの編集に参加すること。

(3) その他図書館利用に関すること。

第6節 安全委員会

(設置)

第43条 学生の安全衛生に対する意識の向上を図り、交通マナーを改善するため、安全委員会を置く。

(構成)

第44条 安全委員会は、各学級より2名ずつ選出された安全委員で構成する。

- 2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、安全衛生委員会に関する事務を統括し、これを代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその任務を代行する。

(任務)

第45条 安全委員は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 登下校時における学校周辺での通学者に対する安全呼びかけに関すること。
- (2) 委員会主催の安全講習会及び講演会の実施に関すること。
- (3) 学生の保健衛生に対する呼びかけに関すること。

第7節 局及び部

第46条 健全な趣味・豊かな教養をつちかい、集団協力の態度を育成するため、局及び部の活動を行う。

第47条 会員はその自由意志に基づいて、いずれかの部に入部できる。

- 2 部及び同好会への加入は、2部以内とする。

第48条 局はこれを分けて文化局及び体育局の2局とし、両局には別に定める部を置く。

(局の構成)

第49条 両局にそれぞれ局長1名、副局長1名を置く。

- 2 局長は局の最高責任者であり、各部を統括するとともに必要に応じ評議委員会及び執行委員会に出席して意見を述べるができる。
- 3 両部長は局及び部の学生会顧問と密接な接触を保つとともに、それぞれの部長会を主宰するものとする。
- 4 副局長は局長を補佐し、局長に事故あるときはその任務を代行する。

(部長会)

第50条 各局にはそれぞれ部長会を置き、その局の部長をもって構成する。

- 2 局長は部長以外から部長会の書記1名を指名し、部長会の承認を得なければならない。

(招集)

第51条 部長会は次の場合局長がこれを招集する。ただし、部長改選後最初の部長会は会長がこれを招集する。

- (1) その局の部長の3分の1以上の要請ある場合
 - (2) 評議委員会又は執行委員会からの要請ある場合
 - (3) 監査委員からの要請ある場合
 - (4) その他局長が必要と認めた場合
- 2 部長会には執行委員の出席を求めなければならない。

(任務)

第52条 部長会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 部間の連絡
- (2) 評議委員会及び執行委員会への要望事項の決議
- (3) 予算に関する各部間の調整

(4) その他局及び部に関すること

(合同部長会)

第53条 両局間の調整連絡のため、両局合同部長会を開くことができる。

2 この場合の議長は、両局長より選出するものとする。

(部の組織)

第54条 部には部長1名、副部長1名及び会計1名を置き、部員の互選とする。

2 部長は部の最高責任者であり、部の学生会顧問と密接な接触を保って部を統括する。

3 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その任務を代行する。

4 会計は部の経理にあたる。

(活動・義務)

第55条 部はその活動にあたって、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 部は学生会顧問の指導助言の下に自発的にその活動を行う。

(2) 経理その他の事務的事項については、執行委員会の監督を受ける。

(3) 部には部員名簿・備品簿・出納簿・活動記録簿を各1部ずつ常備する。

(4) 部はクラブ室の使用について体育局の内規に従い、それぞれの備品を管理する義務と責任を負う。

(5) 部は学年の初期及び末期において帳簿書類を会長の指示する期日までに、執行委員会に提出しなければならない。

(6) 部長は部員に異動を生じた場合には、すみやかにこれを局長に報告しなければならない。

(廃部その他)

第56条 部が次の各号に掲げる事項に該当した場合は、本規約の手続きによって、部の予算の凍結又は廃部の措置を受けることがある。

(1) 部が本会の目的に反しその義務を怠った場合

(2) 部員が3名以下になった場合

(3) 体育局の内規に従い、活動が著しく不活発であると明らかに認められた場合

(4) その他正当と認められる理由のある場合

2 前項により廃部の措置をとる場合は、執行委員会は、局及び部に関する内規に従い評議委員会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

(同好会)

第57条 本会には部に準ずるものとして、同好会を置くことができる。

第58条 同好会は本会の目的に合致し、かつ本規約を遵守しなければならない。

2 同好会を結成する場合は、執行委員会に結成願を提出し、その後半年間程度の活動結果を評議委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 同好会は、その経費の一部について本会からの援助を希望する場合は、執行委員会に申請しなければならない。

第59条 同好会の代表はそれぞれ関連ある部長会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(昇格等)

第60条 同好会は次の各号に該当する場合には、部への昇格願を学生会長に提出することができる。

(1) 2年以上の活動をした場合

(2) 廃部後1年以上の活動をした場合

2 学生会長は昇格願が提出された場合は、執行委員会において昇格許可の審議を行う。執行

委員の3分の2以上の賛成で昇格許可とし、執行委員会における昇格許可決定後、評議委員会の承認を経て、総会で報告しなければならない。

3 同好会は年度末の更新手続きを経て、次年度の活動を認める。

第8節 学級会

第61条 学級会は学生活動の基盤をなすもので、学級の全員をもって構成する。

(学級委員及びその任務)

第62条 各学級にはその活動を行うため、学級委員（庶務及び副庶務各1名）を置き、学級員の互選とする。

2 学級委員（庶務）は、学級会を代表し学級会の運営を総括するとともに、ホームルームを主宰する。

3 学級委員（副庶務）は庶務担当の委員を補佐し、これに事故あるときはその任務を代行する。

第63条 学級委員は、学級担任をはじめ関係教員と密接な接触を保ってその任務を果さなければならない。

第64条 学級委員は、必要に応じて複数の学級による学級会及び学級委員会を開くことができる。

第5章 監査機関

第1節 選挙管理委員会

(設置)

第65条 会長の選挙及びこれに関連する事務を管理するために、選挙管理委員会を置く。

(構成)

第66条 選挙管理委員は、各学級から1名ずつ選出された選挙管理委員で構成する。

2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選出する。

4 委員長は選挙管理委員会に関する事務を統括し、これを代表する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(招集)

第67条 委員長は、選挙管理委員会を招集する。

第68条 選挙管理委員が会長に立候補する場合は、これを辞任しなければならない。

第69条 選挙管理委員は、選挙にあたって公正中立の立場を守らなければならない。

第70条 選挙に関する細則は、別に定める。

第6章 監査委員会

(設置)

第71条 本会の運営を秩序正しく円滑に行うため、監査委員会を置く。

(構成)

第72条 監査委員会は、第4学年以上の各学級より1名ずつ選出された監査委員で構成する。

2 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選出する。

4 委員長は、監査委員会に関する事務を統括し、これを代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその任務を代行する。

(任務)

第73条 監査委員は、本会のすべての会計・経理及び諸活動を監査する。

- 2 監査委員は、会計・経理面と活動面とに2分し、それぞれに主査を置く。主査は委員の互選により選出する。
- 3 監査委員は監査にあたっては、会計の執行及び機関の活動が本規約の定めるところに従ってなされているかを調査確認しなければならない。
- 4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、前項の規定による監査をしなければならない。
- 5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときはいつでも第1項の規定による監査をすることができる。
- 6 監査委員は各機関に関する事項について、次の場合監査しなければならない。
 - (1) 評議委員会の要求ある場合
 - (2) 執行委員会の要求ある場合
 - (3) 会員の5分の1以上の連署を添え、その代表者からの要求があった場合
- 7 監査委員は監査のため必要があると認めるときは、関係人の説明又は関係帳簿・書類・その他の記録の提出を求めることができる。
- 8 監査委員は監査の結果をその要求者及び関係機関の長に報告し、かつこれを公表しなければならない。
- 9 監査委員は監査の結果必要があると認めるときは、前項の報告に添えて意見を提出することができる。

第74条 監査委員はその任務の遂行にあたっては、いかなる干渉・制約をも受けない。

第7章 会計

(会計年度)

第75条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(会費その他)

第76条 本会の経費は、会費・入会金及び雑収入をもってあてる。

- 2 会費は年額5,400円とし、4月及び10月にそれぞれ半額を納入しなければならない。
- 3 入会するときは、入会金800円を納入しなければならない。

第77条 必要により臨時会費を徴収することができる。ただし、この場合は総会の承認を得なければならない。

第78条 既納の会費及び入会金は返還しない。

第79条 本会の会計について評議委員会の要求があったときは、中間報告をしなければならない。

第80条 各部の年度予算決定方法は内規に定める。

第81条 会計に関する細則は別に定める。

第8章 学生会主催行事

第82条 学生会の主催行事(学園祭、クラスマッチ等)についての規約は、内規に定める。

第9章 解任及び規約の改正

(会長の解任)

第83条 会長の解任の請求は、会員の3分の1以上の連署を添えその代表者から選挙管理委員会に対して行う。この場合選挙管理委員会は会員の投票を行い、その結果過半数の同意があれば会長は解任される。

(委員などの解任)

第84条 委員などの解任の請求は、会員の3分の1以上の連署を添えその代表者から会長に対して行う。この場合会長はこれを評議委員会に諮り、出席委員の4分の3以上が同意すれば、当該委員などは解任される。ただし、評議委員の解任の場合は、その当該委員は評議委員会に出席することができない。

第85条 本規約の改正は、評議委員会において全評議委員の3分の2以上の同意をもって評議委員会が総会に発議し、休学者を除く在籍会員総数の過半数の同意をもって成立する。

2 規約の改正が成立したときは、会長は直ちにこれを公示する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。



(10) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会会計に関する細則

第1条 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会（以下「本会」という。）の予算・会計に関しては、学生会規約及び熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会会計に関する細則によるものとする。

（予算の作成）

第2条 執行委員会は、学生会規約第27条の規定により、予算案の作成にあたる。

2 会長は、予算案の作成にあたって各機関の長に、年間経費・積算書及び年間事業計画書を指定する期日までに提出させる。

3 予算案には、予備費として相当と認める金額を計上しなければならない。

（予備費及び補正予算）

第3条 予備費の支出は、執行委員会の責任で支出することができる。ただし、事後評議委員会に報告しなければならない。

2 予備費が必要以上に増えた場合、又は著しく不足した場合は、補正予算を組むことができる。

3 補正予算の作成及び執行は、予算のそれに準ずる。

第4条 予算が成立したときは、執行委員会は各機関の長に対し、予算書を配布しなければならない。

（購入）

第5条 予算に計上されている品目の購入は自由とする。

2 予算に計上されていない品目への変更、又は残余额の流用は、評議委員会の承認を得なければならない。ただし、1会計年度中1,000円以内の範囲ではその限りではない。

（支出）

第6条 予算の支出については、本細則別紙の手続によるものとする。

2 予算の支出後7日以内に執行委員会会計に領収書を提出しなければならない。

3 前項の場合、執行委員会会計は領収書の内容を審査し、その支出が該当予算項目及び予算額に適用しているかを確認しなければならない。

（徴収）

第7条 会費及び入会金などを徴収した場合は、その領収書を交付しなければならない。

第8条 臨時会費を徴収する場合は、その納入日の10日以前に会員に告知しなければならない。

2 臨時会費についても、本細則の第7条及び第10条を適用する。

第9条 休学者・復学者及び学年の中途入学者の会費については、授業料の場合に準じて取扱う。

2 退学者の会費についても授業料の場合に準じて取扱う。

（保管）

第10条 本会の会計事務は、会長の責任において、執行委員会会計が取扱う。

2 本会の収入金は、本会名をもって所定の銀行又は郵便局に預ける。

3 現金の収納並びにその保管については、本校事務部長に委託するものとする。

（寄附等）

第11条 寄附行為等の申込みがあった場合は、評議委員会の承認を得るものとする。

（弁償）

第12条 本会の財産に損害を与えた会員に対して、会長は関係者と協議の上、その弁償を求めることができる。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

学生会費による物品の購入・支払い手順について

学生会費で物品を購入する場合、以下のいずれかの方法で支払い手続きを行います。代金後払が可能ならばⅠを、それ以外はⅡまたはⅢの方法を取ること。

Ⅰ. 代金後払い

学生が、必要書類を業者から取り、学生支援係に業者への振り込みを依頼する。

必要書類→支出伺、見積書、納品書、請求書

Ⅱ. 本人立替払い（ネット・代引きを含む）

学生が、業者へ立替払いを行い、学校から立替払人の口座へ振り込みを行う。

必要書類→支出伺、立替払請求書、振込先届出書、領収書、納品書

Ⅲ. その他

本人立替が高額で困難であり、書類が揃わない場合（Ⅰ及びⅡに該当しない場合）

従来どおり、預り金（学生会費）から、学生課長名義の口座に振り込む。

学生支援係は、現金化し学生に渡し、学生が業者へ支払う。

必要書類→支出伺、見積書

※別表（P113）を参照の上、以下の支払手続きを確認してください。

Ⅰ 代金後払いの場合

学生（クラブ会計）は、『支出伺』を次の①から③のように作成し、必要な書類を添えて、学生支援係へ提出する。

- ① クラブ顧問教員から購入許可を得、『支出伺』の「顧問」欄に㊟を貰う。
- ② 執行委員会（会長・会計）に申請し、『支出伺』の「学生会会長」及び「学生会会計」欄に㊟を貰う。
- ③ 学生委員会（学生主事・学生主事補）に申請し、『支出伺』の「学生主事・学生主事補」欄に㊟を貰う。
- ④ 業者から物品を購入し、見積書・請求書・納品書を貰う。
- ⑤ 学生（クラブ会計）は、『支出伺』に上記④の書類を添付し、学生支援係へ提出する。
（学生支援係は財務係に支払いを依頼し、財務係は所定の日に預り金（学生会費）から業者へ支払いを行う。）
- ⑥ 業者から受領した領収書は、学生支援係に提出し、確認を受ける。

Ⅱ 本人立替払いの場合

学生（クラブ会計）は、『支出伺』を次の①から③のように作成し、必要な書類を添えて、学生支援係へ提出する。

- ① クラブ顧問教員から購入許可を得、『支出伺』の「顧問」欄に㊟を貰う。
- ② 執行委員会（会長・会計）に申請し、『支出伺』の「学生会会長」及び「学生会会計」欄に㊟を貰う。
- ③ 学生委員会（学生主事・学生主事補）に申請し、『支出伺』の「学生主事・学生主事補」欄に㊟を貰う。
- ④ 学生（立替払人）は、業者から物品を購入し、代金を支払い、納品書・領収書を貰った後、立替払請求書と振込先届出書を作成し、学生（クラブ会計）に渡す。
- ⑤ 学生（クラブ会計）は、『支出伺』に上記④の書類を添付し、学生支援係へ提出する。
（学生支援係は財務係に支払いを依頼し、財務係は所定の日に預り金（学生会費）から学

生（立替払人）の口座へ入金する。）

Ⅲ その他の場合

学生（クラブ会計）は、『支出伺』を次の①から③のように作成し、必要な書類を添えて、学生支援係へ提出する。

- ① クラブ顧問教員から購入許可を得、『支出伺』の「顧問」欄に㊟を貰う。
- ② 執行委員会（会長・会計）に申請し、『支出伺』の「学生会会長」及び「学生会会計」欄に㊟を貰う。
- ③ 学生委員会（学生主事・学生主事補）に申請し、『支出伺』の「学生主事・学生主事補」欄に㊟を貰う。
- ④ 学生（クラブ会計）は、業者から見積書を貰う。
- ⑤ 『支出伺』に上記④の書類を添付し、学生支援係へ提出する。
（学生支援係は財務係に支払いを依頼し、財務係は所定の日に預り金（学生会費）から学生課長名義の口座へ入金する。学生支援係は銀行で入金された金額を現金化する。）
- ⑥ 学生支援係から現金を受領する。
- ⑦ 物品を購入し現金を支払い、領収書を受領する。領収書は、学生支援係に提出し、確認を受ける。



別表

学 生（クラブ会計）	学生課 学生支援係	管理課 財務係
【Ⅰ 代金後払い】		
『支出伺』作成		
①クラブ顧問教員から購入許可（押印）		
②執行委員会（会長・会計）に申請 学生会会長・学生会会計（押印）	⑤提出 →	
③学生委員会に申請 学生主事・学生主事補（押印）		
④物品購入		
見積書、請求書、納品書 受領	⑤提出 →	支払依頼 →
⑥業者から 領収書 受領	提出 →	所定日に預り金（学生会費）から業者へ支払い
【Ⅱ 本人立替払い】		
『支出伺』作成		
①クラブ顧問教員から購入許可（押印）		
②執行委員会（会長・会計）に申請 学生会会長・学生会会計（押印）		
③学生委員会に申請 学生主事・学生主事補（押印）	⑤提出 →	
④立替払人 物品購入、業者へ支払い		
納品書、領収書 受領		
立替払請求書、振込先届出書 作成		
提出 ↓		
⑤学生（クラブ会計） →	提出 →	支払依頼 →
		所定日に預り金（学生会費）から立替払人の口座へ入金
【Ⅲ その他】		
『支出伺』作成		
①クラブ顧問教員から購入許可（押印）		
②執行委員会（会長・会計）に申請 学生会会長・学生会会計（押印）		
③学生委員会に申請 学生主事・学生主事補（押印）	⑤提出 →	
④業者から 見積書 受領	⑤提出 →	支払依頼 →
⑥現金受領	←	銀行で入金された金額を現金化
⑦物品購入、現金支払い 領収書 受領	提出 →	所定日に預り金（学生会費）から学生課長名義の口座へ入金

(11) 熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会選挙細則

第1条 会長の選挙は、学生会規約及び熊本高等専門学校熊本キャンパス学生会選挙細則によるものとする。

(任務)

第2条 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は次の事務を行なう。

- (1) 選挙日時及び投票所の告示、選挙日時の決定にあたっては、立候補受付期間を3日以上、受付締切日より投票日までを5日以上おくものとする。
- (2) 立候補届出手続に関する告示、及び立候補届出の受理
- (3) 推薦用紙及び投票用紙の指定
- (4) 少なくとも、1回の立会演説会の開催のための日取り及び方法の決定、実施
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 当選者の氏名、その他当選に関する必要な事項の告示
- (7) その他選挙に関する一切の事務

(選挙の時期)

第3条 選挙は通常11月に行なう。ただし、会長の辞任・罷免等による補充選挙は、会長の欠けた日から20日以内に行なう。

(立候補届)

第4条 会長に立候補を希望する者は、選挙に関する責任者1名及び推薦者10名の署名を添えて、委員会に届出なければならない。

(選挙運動)

第5条 選挙運動を行なう場合は、委員会が定める次の事項を厳守しなければならない。

- (1) ポスターの枚数・大きさ及びその掲示場所
- (2) 立会演説会の場所とその日時
- (3) その他必要な事項

(選挙の方法)

第6条 選挙は投票により行ない、1人1票に限る。ただし、不在者投票及び委任投票は認めない。

2 投票は、所定の投票用紙を用い、単記無記名投票とする。

3 投票用紙は、選挙の当日投票所において会員に交付する。

(開票)

第7条 開票は原則として投票の当日に行なう。

第8条 投票の効力は、委員会の決定による。その決定にあたっては、第9条の規定に反しない限りにおいてその投票した会員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

第9条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の用紙を用いないもの
 - (2) 2人以上の候補者の氏名を記載したもの
 - (3) 候補者以外の者の氏名を記載したもの
 - (4) 候補者の氏名の外、他事を記載したもの。ただし、学年・組・敬称・住所の類を記入したものは、この限りでない
 - (5) どの候補者の氏名を記載したか確認し難いもの
- 2 同姓同名又は同姓の候補者が2人以上ある場合、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は、前項第5号の規定にかかわらず有効とする。ただし、この場合その有効票数を、該当す

る候補者に均等に配分する。

第10条 立候補者が1名のときは、信任投票を行ない、有効投票総数の過半数の信任を必要とする。

第11条 立候補者のない場合、又は第10条における信任を得られなかった場合は、委員会はすみやかに評議委員会に推薦候補者の選出を要請しなければならない。

2 この場合、評議委員会は原則として3名の推薦候補者を、立候補締切又は第10条における信任を得られなかった日の翌日から5日以内に選出しなければならない。

(再選挙)

第12条 総会で選挙が公正を欠いたと認められた場合は、再選挙を行なう。

(当選の決定)

第13条 当選は第10条の規定を除いて有効投票総数の3分の1を規定得票数と定め、規定得票数を得た者のうち、最高点者を当選とする。

2 当選の決定後1カ月以内に会長を欠いた場合は、次点者を繰上げ当選とする。ただし、この場合、その次点者の得票数は規定得票数を満たしていなければならない。

3 最高得点者が2名以上の場合は、決選投票を行なう。ただし、この場合は得票数の多い者を当選とする。

4 いずれの候補者も規定得票数に満たない場合は、上位2名について決選投票を行なう。この場合の当選は前項を適用する。

第14条 委員会は、その任務の遂行にあたっては、いかなる干渉・制約をも受けない。

第15条 この細則の改廃は、学生会規約の改廃に準ずる。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。



(12) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス図書館利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター規則第9条第2項の規定に基づき、熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス図書館（以下「図書館」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(図書館資料の管理)

第2条 熊本高等専門学校熊本キャンパス（以下「本キャンパス」という。）の図書館資料は、全て図書館において管理する。

(図書館の整理)

第3条 図書館において管理する図書は、日本十進分類法によって分類し、整理するものとする。

(利用者及び閲覧の範囲)

第4条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本キャンパス教職員（以下「教職員」という。）
 - (2) 本キャンパスの学生（研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生を含む。）（以下「学生」という。）
 - (3) 本キャンパスで研究等に従事することが許可された者（以下「研究員」という。）
 - (4) 別に定める「熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス図書館一般公開利用要項」に従い図書館の利用を申し出た前3号に該当しない者（以下「一般利用者」という。）
 - (5) その他、校長が認めた者
- 2 前項の者は閲覧室の図書館資料を閲覧することができる。
- 3 第1項に掲げる者のうち第4号を除く者は、図書館職員に申し出ることによって書庫内の図書館資料を閲覧することができる。

(開館及び休館)

第5条 図書館の開館及び休館は、次のとおりとする。

- (1) 開館
 - ア 月曜日から金曜日（夏季4月～9月） 8時30分から20時まで
月曜日から金曜日（冬季10月～3月） 8時30分から19時まで
ただし、春季・夏季・冬季末休業期間中は8時30分から17時までとする。
 - イ 土曜日 10時から12時まで、及び13時から16時まで
ただし、春季・夏季・冬季末休業期間中は休館とする。
 - (2) 休館
 - ア 日曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ウ 12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで
- 2 校長は、特別な事情があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

(館内閲覧及び規律)

第6条 利用者は、館内で閲覧する場合には、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 閲覧室への入室に際しては、教職員及び学生にあっては身分証明書を提示し、一般利用者については利用証を提示し、それ以外のものにあっては、氏名・住所等を所定の受付簿に記載し、入室すること。
- (2) 閲覧室へは、学習用具以外は、持ち込まないこと。

- (3) 閲覧室へは、飲食物を持ち込まないこと。
 - (4) 館内では、静粛を旨とし、館内の秩序を乱し、または閲覧者の妨害になるような行為は厳に慎むこと。
 - (5) 図書館資料・器具及び設備等を汚損しないこと。
 - (6) 閲覧が終わった図書館資料は、正確に元の位置へ返すこと
 - (7) その他 図書館職員の指示に従うこと
- 2 校長は、前項の規定に従わない者に対しては、退館を命ずることができる。

(館外閲覧)

第7条 図書館資料は、閲覧室以外の場所で閲覧すること（以下「館外閲覧」という。）ができる。

- 2 図書館資料の館外閲覧をしようとするときには、利用者は、第10条に定める図書館資料の貸出 процедуруをとらなければならない。

(館外閲覧の禁止)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる図書館資料は、館外閲覧ができない。

- (1) 貴重図書及び特殊図書
- (2) 辞書及び事典等の参考図書
- (3) 新着雑誌

(貸出しの種類、貸出期間及び貸出冊数)

第9条 図書館資料（視聴覚資料を除く。）の貸出しの種類、貸出期間及び貸出冊数については、次表に定めるとおりとする。

貸出しの種類	借受者	貸出期間	貸出冊数	備 考
一般貸出	教 職 員	2 週間	3 冊以内	
	学 生	2 週間	3 冊以内	
	一般利用者	2 週間	3 冊以内	
長期貸出	教 職 員	2 か月	5 冊以内	教育及び研究に必要な図書館資料に限る。
	学 生	夏季及び冬季休業期間中	5 冊以内	貸出冊数には一般貸出しの冊数を含む。
	卒業研究及び特別研究を履修する学生	2 か月	5 冊以内	卒業研究及び特別研究に必要な図書館資料に限る。
特別貸出	教 員	制限なし	制限なし	各教員の研究費で購入した図書館資料に限る。
	学生の実験又は実習の指導を補助する職員	制限なし	制限なし	学生の実験又は実習を支援する費用で購入した図書館資料に限る。

- 2 校長は、前項の規定にかかわらず、研究その他特別の理由があると認められるときには、特別の措置を設けることができる。

(貸出 procedure)

第10条 図書館資料の館外への帯出を希望する者は次に掲げる事項に基づき帯出することができる。

- (1) 学生は学生証を提示し、借り受けようとする図書館資料を図書館職員に提出すること。
- (2) 教職員は身分証明書を提示し、借り受けようとする図書館資料を図書館職員に提出す

ること。

(3) 一般利用者は一般利用者入館証を提示し、借り受けようとする図書館資料を図書館職員に提出すること。

(4) その他校長が貸し出しを認めた者は、所定の事項を貸出し簿に記入し、借り受けようとする図書館資料を図書館職員に提出すること。

2 貸出期間を更新しようとするときには、改めて前項の手続をとらなければならない。

(返却及び督促)

第11条 借り受けた図書館資料は、貸出期間内に返却しなければならない。

2 利用者は、その身分を離れるときは、前項に規定にかかわらず、速やかに借り受けた図書館資料を返却しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、借り受けた図書館資料を返却しない者に対しては、掲示その他の方法で督促を行うものとする。

4 貸出期間を過ぎても図書館資料を返却していないものに対しては、その返却が終わるまでの間、新規の図書館資料の貸出は停止する。

(転貸の禁止)

第12条 借り受けた図書館資料は、転貸してはならない。

2 転貸によって生じた事故の責めは、図書館から借り受けた者が負うものとする。

(図書館資料の紛失、汚損又は棄損)

第13条 図書館資料を紛失、汚損又は棄損したときは、速やかに届け出て、同一又は相当の図書館資料又は相当代金をもって弁償しなければならない。

(他の図書館の利用)

第14条 教職員、学生、研究員、一般利用者が、教育、研究及び学習のため、八代キャンパスの図書館の資料を利用しようとするときは、本キャンパス図書館職員に申し出るものとする。

2 教職員及び研究員が、教育、研究及び学習のため、本校外の図書館の資料を利用しようとするときは、本キャンパス図書館職員に申し出るものとする。

3 教職員及び研究員が、教育、研究及び学習のため、本校外の図書館の資料を利用しようとするときで、国立大学等図書館の文献の複写を依頼する場合には、別に定める「熊本高等専門学校ICT活用学習支援センター熊本キャンパス図書館文献複写要領」に従うものとする。

(希望等の申し出)

第15条 利用者は、図書館の利用又は図書館資料の購入に関し、館内に設置された『希望の声』箱に投函することにより意見又は希望を申し出ることができる。

(罰則)

第16条 校長は、図書館の諸規則若しくは指示に従わない者又はその他の不都合な行為のあった者に対して、図書館の利用を停止することがある。

(個人情報の漏えい防止)

第17条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報(公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。)については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則第40条の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第18条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に貸し出している図書館資料については、この規則により貸し出したものとみなす。

附 則

この規則は、昭和56年10月20日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年3月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年9月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

(13) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス利用細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター（以下「センター」という。）利用規則第10条の規定に基づき、センターの利用に関し必要な事項を定める。

第2章 ICT ホール

(使用者の範囲)

第2条 ICT ホール（以下「ホール」という。）を使用することができる者（以下「ホール使用者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 熊本高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員
- (2) 本校の学生
- (3) 校長が許可した学外者

(使用目的)

第3条 ホールは、次の各号に掲げる目的で使用するすることができる。

- (1) 本校の教職員が行う教育研究および広報活動
- (2) 本校の学生会の課外活動等、学生が行う文化活動
- (3) 地域の教育機関又は団体が行う文化活動
- (4) その他校長が特に許可したもの

(使用期間等)

第4条 ホールの使用期間等は、原則として次の各号に定めるとおりとする。ただし、特別の事情があるときには、校長はその使用期間等を変更することができる。

- (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで（土・日曜日及び祝・祭日を除く。）
- (2) 使用時間 8時30分～20時00分（ただし、10月～3月の冬季は19時00分）

(使用の申込み及び許可)

第5条 本校教職員がホールの使用を希望するときは、事前に設備予約システムから予約するものとする。

2 本校学生がホールの使用を希望するときは、原則として使用予定日の7日前までに、指導教員の許可を得て、施設・設備使用願に必要事項を記入の上、学生課学生支援係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 ホールの使用を希望する者が学外者のときは、施設・設備使用願に必要事項を記入の上、学生課教務係（以下「教務係」という。）に提出し、校長の許可を受けなければならない。

(使用の変更等)

第6条 ホール使用者がホールの使用を取消し又は使用内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を教務係に申し出なければならない。

(使用者の義務)

第7条 ホール使用者は、指導教員、教務係の指示に従わなければならない。

第8条 ホール使用者は、次の各号に該当したときには、教務係またはセンター窓口の学生課図書係（以下「図書係」という。）にその旨を報告しなければならない。

- (1) ホールの使用開始及び終了のとき。
- (2) ホールの設備等を滅失又はき損したとき。
- (3) その他異常のとき。

(損害賠償)

第9条 ホール使用者は、故意又は重大な過失によりホールの施設及び設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第3章 メディア制作スタジオ

(使用者の範囲)

第10条 メディア制作スタジオ（以下「スタジオ」という。）を使用することができる者（以下「スタジオ使用者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本校の教職員
- (2) 本校の学生
- (3) 校長が許可した学外者

(使用目的)

第11条 スタジオは、次の各号に掲げる目的で使用するすることができる。

- (1) 本校の教職員が行う教材等のメディア制作、その他教育研究活動
- (2) 本校の学生が行うビデオ映像等のメディア制作、その他放送広報活動
- (3) 地域の教育機関又は企業及び団体が行うメディア制作活動
- (4) その他校長が特に許可したもの

(使用期間等)

第12条 スタジオの使用期間等は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特別の事情があるときには、校長はその使用期間等を変更することができる。

- (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで（日曜日及び祝・祭日を除く。）
- (2) 使用時間 8時30分～20時00分（ただし、10月～3月の冬季は19時00分）

(使用の申込み及び許可)

第13条 本校教職員がスタジオの使用を希望するときは、図書係に申し出なければならない。

2 本校学生がスタジオの使用を希望するときは、原則として使用予定日の7日前までに、指導教員の許可を得て、施設・設備使用願に必要事項を記入の上、図書係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 スタジオの使用を希望する者が学外者のときは、連携する本校教職員の下承を得て、施設・設備使用願に必要事項を記入の上、図書係に提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、連携する本校教職員がいないときは、図書係に申し出るものとする。

(使用の変更等)

第14条 スタジオ使用者がスタジオの使用を取消し又は使用内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を図書係に申し出なければならない。

(使用者の義務)

第15条 スタジオ使用者は、指導教員、連携する本校教職員、図書係の指示に従わなければならない。

第16条 スタジオ使用者は、次の各号に該当したときには、図書係にその旨を報告しなければならない。

- (1) スタジオの使用開始及び終了のとき。
- (2) スタジオの設備等を滅失又はき損したとき。
- (3) その他異常のとき。

(損害賠償)

第17条 スタジオ使用者は、故意又は重大な過失によりスタジオの施設及び設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 ICT 活用学習ルーム

(使用者の範囲)

第18条 ICT 活用学習ルーム（以下「学習ルーム」という。）を使用することができる者（以下「学習ルーム使用者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本校の教職員
- (2) 本校の学生
- (3) 校長が許可した学外者

(使用目的)

第19条 学習ルームは、次の各号に掲げる目的で使用する事ができる。

- (1) 本校の教職員が行う教育研究活動
- (2) 本校の学生が行う自学自習活動
- (3) その他校長が特に許可したもの

(使用期間等)

第20条 学習ルームの使用期間等は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特別の事情があるときには、校長はその使用期間等を変更することができる。

- (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで（日曜日及び祝・祭日を除く。）
- (2) 使用時間 8時30分～20時00分（ただし、10月～3月の冬季は19時00分）

(パソコンの使用)

第21条 学習ルーム内のパソコンを利用するときは次の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する有害情報を含んだサイトを故意に閲覧すること。
- (2) オークションやショッピング等の電子商取引サイトへ参加すること。
- (3) 電子メール、電子掲示板等インターネットを介して他人を誹謗中傷すること。
- (4) 施設設置のパソコンにソフトウェアをインストールすること。
- (5) 違法ダウンロード・アップロード。
- (6) 教育・研究、就職活動、学生会活動に関係のないファイルを、割り当てられた個人用のディスク領域内に保存しておくこと。
- (7) 自己のユーザIDを他の者に使用させること。
- (8) 法律に違反する行為

(AV コーナーの使用申込み及び許可)

第22条 本校教職員及び学生が学習ルーム内にある AV コーナー（以下「AV コーナー」という。）の使用を希望するときは、図書係に申し出て、使用簿に記入しなければならない。

2 AV コーナーの使用を希望する者が学外者のときは、施設・設備使用願に必要事項を記入の上、図書係に提出し、校長の許可を受けなければならない。

第23条 学習ルーム使用者は、図書係の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第24条 AV コーナーを使用する者は、次の各号に該当したときには、図書係にその旨を報告しなければならない。

- (1) 使用終了のとき。
- (2) AV コーナー内の設備等を滅失又はき損したとき。
- (3) その他異常のとき。

(使用者の義務)

第25条 学習ルーム使用者は、故意又は重大な過失により学習ルーム内の施設及び設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

第5章 ICT 演習室

(使用者の範囲)

第26条 ICT 演習室（以下「演習室」という。）を使用することができる者（以下「演習室使用者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 本校の教職員
- (2) 本校の学生
- (3) 校長が許可した学外者

(使用目的)

第27条 演習室は、次の各号に掲げる目的で使用するすることができる。

- (1) 本校の教職員が行う教育研究および広報活動
- (2) 地域の教育機関又は団体が行う文化活動
- (3) その他校長が特に許可したもの

(使用期間等)

第28条 演習室の使用期間等は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特別の事情があるときには、校長はその使用期間等を変更することができる。

- (1) 使用期間 1月4日から12月28日まで（土・日曜日及び祝・祭日を除く。）
- (2) 使用時間 8時30分～20時00分（ただし、10月～3月の冬季は19時00分）

(パソコンの使用)

第29条 演習室内のパソコンを利用するときは次の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する有害情報を含んだサイトを故意に閲覧すること。
- (2) 電子メール、電子掲示板等インターネットを介して他人を誹謗中傷すること。
- (3) 施設設置のパソコンにソフトウェアをインストールすること。
- (4) 違法ダウンロード・アップロード。
- (5) 自己のユーザ ID を他の者に使用させること。
- (6) 法律に違反する行為

(使用の申込み及び許可)

第30条 本校教職員が演習室の使用を希望するときは、事前に設備予約システムから予約するものとする。

2 本校学生が演習室の使用を希望するときは、指導教員の指導のもと使用しなければならない。

3 演習室の使用を希望する者が学外者のときは、連携する本校教職員の下承を得て、施設・設備使用願に必要事項を記入の上、教務係に提出し、校長の許可を受け使用しなければならない。ただし、連携する本校教職員がいないときは、教務係に申し出るものとする。

(使用の変更等)

第31条 演習室使用者が演習室の使用を取消し又は使用内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を教務係に申し出なければならない。

(使用者の義務)

第32条 演習室使用者は、指導教員、連携する本校教職員、教務係の指示に従わなければならない。

第33条 演習室使用者は、次の各号に該当したときには、教務係または図書係にその旨を報告しなければならない。

- (1) 演習室の使用開始及び終了のとき。
- (2) 演習室の設備等を滅失又はき損したとき。
- (3) その他異常のとき。

(損害賠償)

第34条 演習室使用者は、故意又は重大な過失により演習室の施設及び設備等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第35条 この細則に定めるもののほか、センター利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 熊本高等専門学校熊本キャンパスメディア制作スタジオ使用要項は廃止する。



(14) 熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター熊本キャンパス利用心得

平成25年2月15日副センター長裁定

熊本高等専門学校 ICT 活用学習支援センター（以下「センター」という。）熊本キャンパス利用細則第35条の規定に基づき、センターの具体的利用に関しては、この利用心得の定めるところによる。

（ICT ホール）

- 1 使用者は、学生課教務係（以下「教務係」という。）から鍵を受取り、使用が終了したときは、鍵を同係へ返却すること。ただし、終了時間が教務係の執務時間を過ぎたときは、守衛室警備員へ返却すること。
- 2 使用上の注意
 - （1） 設備及び機器類は丁寧に取扱い、外部へ持ち出さないこと。
 - （2） 機器類は使用后必ず電源を切ること。
 - （3） 使用後は設備及び機器類を元の位置に戻し部屋の後片付け・掃除を行い、窓や機材室を含む施錠の確認を厳重に行うこと。
 - （4） 私物を持ち込んだときは、使用后直ちに持ち帰ること。
 - （5） ICT ホール（以下「ホール」という。）内に飲食物を持ち込まないこと。ただし、水分補給のために500cc以下のペットボトル等（横転しても流出しない容器）は、1本まで持ち込むことができる。
 - （6） その他ホールの使用に際しては教務係の指示に従うこと。

（メディア制作スタジオ）

- 3 使用者は、センター窓口の学生課図書係（以下「図書係」という。）から鍵を受取り、使用が終了したときは、鍵を同係へ返却すること。ただし、終了時間が図書係の執務時間を過ぎたときは、守衛室警備員へ返却すること。
- 4 使用上の注意
 - （1） 設備及び備品類は丁寧に取扱い、外部へ持ち出さないこと。ただし、カメラ等の備品類をやむを得ず外部へ持ち出す必要があるときは、施設・設備等使用願にその旨を明記し、許可を受けること。
 - （2） 使用後は責任を持って使用した備品を所定の場所に納め、部屋の後片付けを行い、又施錠の確認を厳重に行うこと。
 - （3） 私物を持ち込んだときは、使用后直ちに持ち帰ること。
 - （4） メディア制作スタジオ（以下「スタジオ」という。）内に飲食物を持ち込まないこと。ただし、水分補給のために500cc以下のペットボトル等（横転しても流出しない容器）は、1本まで持ち込むことができる。
 - （5） その他スタジオの使用に際しては図書係の指示に従うこと。

（ICT 活用学習ルーム）

- 5 使用上の注意
 - （1） 室内の整理整頓をすること。
 - （2） 使用後は必ず機器の電源を切ること。
 - （3） 施設、設備及び備品等を用途以外に利用しないこと。
 - （4） 飲食物は持ち込まないこと。ただし、水分補給のための500cc以下のペットボトル等（横転しても流出しない容器）は1本まで持ち込むことができる。
 - （5） 携帯電話を使用しないこと。

- (6) ICT活用学習ルーム（以下「学習ルーム」という。）内の演習室（パソコンコーナー）は、所定の場所でスリッパに履き替えて入室すること。また、演習室使用後はスリッパを所定の場所に戻しておくこと。
特に下足に土汚れのある場合は、演習室に限らずスリッパに履き替えること。
- (7) 大声を出すなどの迷惑行為を行わないこと。
- (8) その他学習ルームの使用に際しては図書係の指示に従うこと。

（ICT 演習室）

- 6 使用者は、学生課教務係（以下「教務係」という。）から鍵を受取り、使用が終了したときは、鍵を同係へ返却すること。ただし、終了時間が教務係の執務時間を過ぎたときは、守衛室警備員へ返却すること。
- 7 使用上の注意
 - (1) 設備及び機器類は丁寧に取扱い、外部へ持ち出さないこと。
 - (2) 機器類は使用后必ず電源を切ること。
 - (3) 施設、設備及び備品等を用途以外に利用しないこと。
 - (4) 飲食物は持ち込まないこと。ただし、水分補給のための500cc以下のペットボトル等（横転しても流出しない容器）は1本まで持ち込むことができる。
 - (5) 私物を持ち込んだときは、使用后直ちに持ち帰ること。
 - (6) 下足で入室しないこと。下足は所定の下足棚に片付けること。
 - (7) 使用後は設備及び機器類を元の位置に戻し部屋の後片付け・掃除を行い、窓や機材室を含む施錠の確認を厳重に行うこと。
 - (8) 大声を出すなどの迷惑行為を行わないこと。
 - (9) その他 ICT 演習室の使用に際しては教務係の指示に従うこと。

附 則

- 1 この心得は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 熊本高等専門学校熊本キャンパスメディア制作スタジオ使用心得は廃止する。



(15) 熊本高等専門学校情報セキュリティ学生規則

平成24年11月20日制定

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構熊本高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティの維持向上のために本校の学生が遵守すべき事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）別表、及び独立行政法人国立高等専門学校機構情報格付規則（機構規則第99号）の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は本校内で学生が使用する情報システム（学生個人が所有する情報システムを含む。）を対象とする。

(一般的遵守事項)

第4条 本校の学生は、情報セキュリティ関連法令、独立行政法人国立高等専門学校機構の情報セキュリティポリシー及び実施規則を遵守しなければならない。

(一般的禁止事項)

第5条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 差別、名誉毀損、誹謗中傷、人権侵害、ハラスメントにあたる情報の発信
- (2) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (3) 守秘義務に違反する情報の発信
- (4) 著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する情報の発信
- (5) 公序良俗に反する情報の発信
- (6) 本校の社会的信用を失墜させるような情報の発信
- (7) ネットワークを通じて行う通信の傍受等、通信の秘密を侵害する行為
- (8) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に定められアクセス制御を免れる行為、又はこれに類する行為
- (9) 過度な負荷等により円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (10) その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- (11) 上記の行為を助長する行為

(本校の情報システムの利用に係わる禁止事項)

第6条 本校の学生は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本校の教育研究以外の目的で本校の情報システムを利用すること、及び利用資格のない者に利用させること。
- (2) 学校管理下のシステムにおいては、情報セキュリティ管理者の許可を得ることなしに、新たにソフトウェアをインストールすること及びコンピュータの設定の変更を行うこと。
- (3) 担任、学科長、科目担当教員、指導教員又は寮務委員（以下「関連教員」という。）を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、新たにコンピュータシステムを本校内に設置すること及び本校のネットワークに接続すること。
- (4) 関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者の許可を得ることなしに、情報公開を行うこと。
- (5) 本校内通信回線と本校外通信回線を接続すること。
- (6) ネットワーク上の通信を監視し、又は情報システムの利用情報を取得すること。

(7) 本校の情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知すること。

2 ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2P ソフトウェアについては、利用してはならない。

(ユーザーIDの管理)

第7条 本校の学生は、本校の情報システムに係わるユーザーIDについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自分に付与されたユーザーID以外のユーザーIDを用いて、本校の情報システムを利用しないこと。

(2) 自分に付与されたユーザーIDを他者が情報システムを利用する目的のために付与又は貸与しないこと。

(3) 自分に付与されたユーザーIDを、他者に知られるような状態で放置しないこと。

(主体認証情報の管理)

第8条 本校の学生は、本校の管理区域・安全区域への入退場又は本校の情報システムの利用認証に係わる主体認証情報について、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 パスワード認証について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他者に知られないようにすること。

(2) 他者に教えないこと。

(3) 容易に推測されないものにする。

(4) パスワードを定期的に変更するように定められている場合は、その指示に従って定期的に変更すること。

3 生体認証について、本人の情報システム利用目的以外に使用しないこと。

4 第2項及び前項の主体認証情報が他者に使用され又はその危険が発生した場合は、本校の学生は直ちに関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ副責任者にその旨を報告しなければならない。

(情報システムの取扱と注意事項)

第9条 本校の学生がPCを利用する場合は、「PC取扱ガイドライン」に従って取り扱い、当該PCおよび扱う情報を適切に保護しなければならない。

第10条 本校の学生は、自己の管理するPCについて、情報セキュリティの維持を心がけるとともに、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

(1) アンチウイルスソフトウェアを導入し、ウイルス感染を予防できるよう努めること。

(2) インストールされているOSやアプリケーションソフトの脆弱性が通知された場合は、速やかに当該ソフトウェアのアップデートを実施するか、代替措置を講じること。

(3) 自己の管理するPCの第三者による不正な遠隔操作を予防するための対策を講じること。

(4) 無許可で利用されることがないように、部屋に施錠する、アクセス制限をかける等の対策を講じること。

2 前項以外の情報セキュリティ対策については、別に定める「コンピュータシステム情報セキュリティ対策実施手順」及び「モバイルPC情報セキュリティ対策実施手順」によるものとする。

(電子メールの利用)

第11条 本校の学生が電子メールを利用する場合は、「電子メール利用ガイドライン」及び「本校外情報セキュリティ水準低下防止手順」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意す

ること。

(2) 学修及び学生生活に必要なこと以外での通信を行わないこと。

(3) 電子メール使用上のマナーに反する行為を行わないこと。

(ウェブの利用)

第12条 本校の学生がウェブブラウザを利用する場合は、「ウェブブラウザ利用ガイドライン」及び「本校外情報セキュリティ水準低下防止手順」に従うと共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意しなければならない。

(2) 学修及び学生生活に必要なこと以外でのウェブの閲覧を行わないこと。

(本校支給以外の情報システムからの利用及び本校支給以外の情報システムの持込)

第13条 本校の学生が本校支給以外の情報システムから公開ウェブ以外の本校情報システムへアクセスする場合又は本校支給以外の情報システムを利用し本校の教育を受ける場合又は研究を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事前に関連教員を通して情報セキュリティ推進責任者に報告すること。

(2) 利用する当該情報システムには、可能な限り強固な認証システムを備えること。

(3) 当該情報システムに可能な限りアンチウイルスソフトウェアをインストールし、最新のウイルス定義ファイルに更新すること。

(4) 当該情報システムを許可された者以外に利用させない措置を講ずるとともに、不正操作等による情報漏えい及び盗難防止に注意すること。

(5) 当該情報システムで動作するソフトウェアがすべて正規のライセンスを受けたものであること。

(物理的入退場管理)

第14条 本校の学生は、物理的セキュリティについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 本校の敷地及び建物内では、学生証を携帯すること。

(2) 実験室、研究室、その他本校の情報資産を有する部屋を無人にする場合は、施錠するなど安全対策を講じること。

(3) 立入り権限のない敷地及び建物内には立入らないこと。

(情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第15条 本校の学生は、「情報セキュリティ教育実施手順」に従って、情報セキュリティ教育を受講しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの発生時における報告と応急措置)

第16条 本校の学生が情報セキュリティインシデント（以下「インシデント」という。）を発見したときは直ちに教職員にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、次の措置をとるものとする。

(1) 当該インシデントが発生した際の対処手順の有無を確認し、当該対処手順を実施できる場合は、その手順に従うこと。

(2) 当該インシデントについて対処手順がない場合又はその有無を確認できない場合は、その対処についての指示を受けるまで被害の拡大防止に努めるものとし、指示があった時はその指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成24年11月20日から施行する。

§ 6. ICT 活用学習支援センター

1. 図書館

(1) 閲覧室

閲覧室には、分類記号順に約2万3千冊の図書が配架しており、大型図書は利用しやすいように低書架に配架してあります。

シラバス掲載の参考図書や資格・検定に関する図書、雑誌やブックハンティングで学生の皆さんが選んだ図書等もあります。座席は63席あり、開館中は自由に利用できます。

事務室には図書係があります。図書の貸出・返却を行うほか、図書や文献検索の相談に応じる等のサービスを行っています。また、図書係はICT活用学習支援センターの窓口でもあり、センター施設の使用に関する事務等も行っています。

① 検索用パソコン

図書検索用パソコンが2台設置しており、自由に検索できます。

検索された図書の場所がわからないときは、図書係員にお尋ねください。

② グループ学習室

図書館内に2室あります。

使用するときはカウンターにある使用簿に必要事項を記入して、図書係員の許可を受けてください。使用時間は2時間までとしますが、次の予約がなければ引き続き使用できます。

(2) 書庫

書庫には、古くなった図書、製本雑誌、他の高等専門学校等の研究報告書等が所蔵されています。書庫所蔵の図書を利用したいときは、図書係員に申し出てください。

(3) 蔵書数

◎蔵書数

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	工学	産業	芸術	語学	文学	計
和書	6,795	3,234	5,555	6,976	11,040	19,214	1,160	3,086	3,284	13,856	74,200
洋書	585	21	51	34	757	1,724	21	27	1,120	1,021	5,361
計	7,380	3,255	5,606	7,010	11,797	20,938	1,181	3,113	4,404	14,877	79,561

◎雑誌

和雑誌	103種
洋雑誌	8種

◎視聴覚資料

種別	DVD	ビデオ	CD	LD
数量	222巻	790巻	620枚	190枚

(平成25年1月31日現在)

(4) 開館時間・休館日

① 開館時間

平日 8時30分～20時(夏季－4月から9月)

8時30分～19時(冬季－10月から3月)

(ただし、春季・夏季・冬季休業期間中は、8時30分～17時)

土曜日 10時～16時(ただし、春季・夏季・冬季休業期間中は休館)

② 休館日

ア 日曜日

イ 国民の祝日、国民の休日

ウ 12月28日から1月4日まで

③ その他

臨時休館又は開館時間変更の場合は、電子掲示板及びホームページ等でその都度お知らせします。

(5) 利用方法

① 利用資格

- ア 本校の教職員及び学生
- イ その他校長が特に許可した者
- ウ 図書館の利用を申し出た一般の利用者

② 利用上の心得

図書館の利用にあたっては、次のことを必ず守ってください。守らないときには、退館を命ずることがあります。

- ア 館内では常に静粛にし、他人の迷惑にならないように心掛けること。
- イ 館内の秩序は乱さないこと。
- ウ 館内では、飲食はしないこと。
- エ 図書・器具及び設備等を汚損しないこと。
- オ 図書は大切に取扱い、頁を切り取ったり書込みをしないこと。
- カ 図書を無断で持ち出さないこと。
- キ 図書館では携帯電話、PHS は使用しないこと。
- ク その他係員の指示に従うこと。

③ 図書の配架場所

- ア 開架書架 イ 書庫 ウ 雑誌架 エ 洋書架
- オ シラバス参考図書 カ 郷土資料 キ 文庫架

④ 図書を探す方法

ア 開架書架から直接探す方法

書架の中から、読みたい図書を探してください。

本校図書は日本十進分類法に基づいて配架していますので、日本十進分類表を知っていると、図書を探すのがより容易になります。

イ 検索用パソコンで探す方法

読みたい図書が見つからないときには、現在貸出中やそれ以外のところに配架されていること等が考えられますので、検索用パソコンで検索してください。

ウ その他

本校以外の図書館を利用することもできますので、図書係員に相談してください。

⑤ 図書の閲覧

ア 室内閲覧

閲覧室内では、どんな図書（例えば禁帯出図書）でも、また何冊でも閲覧できます。閲覧の終わった図書は、元の場所へ返却してください。閲覧室で閲覧するときには、(5) 利用方法の②「利用上の心得」を守ってください。

イ 室外閲覧

貸出しの手続をすることによって、自宅、学寮などの閲覧室以外で図書を閲覧することができます。ただし、貸出しできない図書や、貸出し冊数に制限があります。

⑥ 図書の貸出手続

借りたい図書に学生証を添えて、図書係員に申し出てください。

なお、5年生で卒業研究用及び専攻科生で特別研究用として借りるときには、その旨申し出てください。

⑦ 図書の貸出期間及び貸出冊数

貸出期間及び貸出冊数は、下記のとおりです。

区分	貸出期間	貸出冊数
一般貸出	1 週間以内	3 冊まで
長期貸出	春季、夏季、冬季休業期間中	5 冊まで
卒業研究・特別研究用	2 ヶ月以内	5 冊まで

* 卒業研究・特別研究用の 5 冊は、卒業研究及び特別研究に必要な図書に限る。

⑧ 図書の返却手続

⑦の貸出期間内またはカウンターに示された期限日までに返却してください。

⑨ その他

ア 貸出期間内に返却しなかった者は、一定の期間図書の貸出しを停止することがあります。

イ 卒業や退学する場合には、速やかに貸出図書を返却してください。

ウ 図書館の図書を紛失、汚損又は毀損した者は、図書館利用規則等により弁償しなければなりません。

エ 貸出図書は、借用者が保管の責任を負い、他に転貸してはいけません。

オ 購入希望の図書・A V 資料や図書館に対する要望があれば、図書館備付けの「希望の声」の用紙に記入して、箱へ入れてください。

カ 「禁帯出」と表示された図書以外でも、新着雑誌等貸出しを行わない図書もあります。

2. ICT 活用学習ルーム

図書館の開館時間にあわせて、自由に利用できます。

(1) パソコンコーナー

自学学習用のパソコンが32台あります。利用するときは、下足をスリッパに履き替えてください。

(2) AV コーナー

映像の視聴ができる AV コーナーが2室あり、図書館所蔵の DVD 等が視聴ができます。利用したいときは、図書係員に申し出てください。

①利用上の注意

ア 備品、設備類は丁寧に取扱い、外部へ持ち出さないでください。

イ 利用後は、電源及び戸締りの確認をしてください。

ウ 設備、備品等を故意または重大な過失により、毀損または破損したときは、その損害を弁償しなければなりません。

エ 飲食は禁止です。

(3) 就職支援資料コーナー

就職や大学編入学に関する資料が閲覧できるコーナーです。

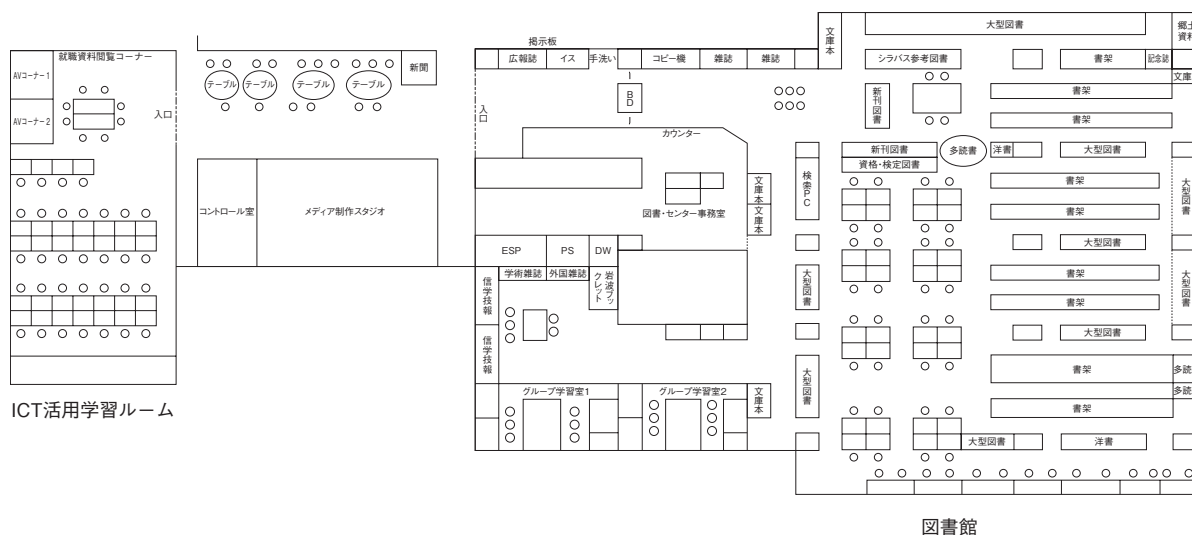


図1 ICT 活用学習支援センター 2階概略図

3. その他の施設

1階には150名収容できるICTホールがあり、通常の授業のほか講演会やセミナーに利用できます。2階には、全国高専でも珍しい高解像度化に対応した最新の映像撮影・編集機材が設置されたメディア制作スタジオ、3階にはパソコン50台を設置し授業やセミナーに利用できるICT演習室やLL教室があります。

利用については、熊本高等専門学校ICT活用学習支援センター熊本キャンパス利用細則及び利用心得を参照してください。



§ 7. 学寮について

1. 学寮の概要

学寮は、「明和寮」と称し、南・北棟の2棟に分かれています。

平成20年度の後期から北棟を整備し、女子寮として使用しています。現在の収容可能人数は南棟（男子）140名、北棟（女子）36名です。

居室は1人部屋と2人部屋で各室冷暖房完備、インターネット接続可能な設備、学習机と椅子、本棚、ベッド、ロッカー等が設置され、共用部分として食堂、休養室、洗面洗濯室、パソコン室、コミュニティールーム、図書室、創作工房室、補食談話室などが設備されています。

入寮を希望する学生は、「入寮願」と「誓約書」を提出し、許可を受けなければなりません。入寮した学生が負担する主な経費は次のとおりです。

- ① 寄宿料 月額 800円（1人部屋）、700円（2人部屋）
- ② 管理費 月額 2,800円
- ③ 給食費 日額 1,000円
- ④ 電気料 月額 個人の電気使用量
- ⑤ 寮生会費 月額 500円



2. 寮に関する諸規則

(1) 熊本高等専門学校学寮規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本高等専門学校（以下「本校」という。）学則第67条第3項の規定に基づき、学寮の管理運営について必要な事項を定める。

(設置の目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設として学生の修学に便宜を供与し、かつ、人間形成を助長して、教育目標の達成に資することを目的とする。

(学寮生活の基本)

第3条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(名称)

第4条 熊本キャンパスの学寮は、明和寮と称する。八代キャンパスの男子寮は八龍寮、女子寮は夕葉寮と称する。

(管理運営責任者等)

第5条 学寮は、校長が管理する。

2 学寮の管理運営に関する事項は、校長の命を受けて寮務主事が処理する。

3 寮務主事は、学生主事と緊密な連絡を保ち、寮生の教育及び生活の指導監督に当たるものとする。

(寮務委員会)

第6条 学寮の管理運営に関する事項は、寮務委員会において審議する。

2 寮務委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(入寮)

第7条 学寮に入寮できる者は本校学生、又は校長が許可する者とする。

2 学寮に入寮を希望する者は、入寮願（別紙様式第1号）を学級担任、寮務主事を経て校長に提出しなければならない。

(入寮期間)

第8条 入寮期間は、当該年度限りとし、引き続き在寮を希望する者は、改めて入寮願を校長に提出しなければならない。

(入寮選考及び許可)

第9条 入寮希望者の選考は、寮務委員会で行い、校長が許可する。

2 入寮を許可された者は、入寮時に誓約書（別紙様式第2号）を提出しなければならない。

(退寮)

第10条 学寮を退寮しようとする者は、退寮願（別紙様式第3号）を学級担任、寮務主事を経て校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 寮生が、次の各号のいずれかに該当するときは、校長は退寮を命ずる。

(1) 本校学生の身分を失ったとき。

(2) 第14条に定める経費の納付を怠ったとき。

(3) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認めたとき。

(4) その他学寮の管理運営上著しく支障をきたす行為があったとき。

(教育的措置)

第11条 寮生で、本規則、学則及び学生準則並びに別途定める規則に違反した者は、寮務主事

が教育的措置を講ずる。

2 寮生の処分手続きについては別に定める。

(生活規律)

第12条 寮生は、別に定める「寮生心得」を遵守しなければならない。

2 寮生が寮内において集会を開くときは、事前に寮務主事の許可を受けなければならない。

(寮生会)

第13条 寮生は、校長の承認する範囲内において寮生活を自律的に運営するための組織（以下「寮生会」という。）を設けることができる。

2 寮生会の活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、本校諸規則等に違反しないものでなければならない。

3 寮生会については、別に定める。

(寄宿料及び諸経費)

第14条 寄宿料は、別に定める金額を、別に定める期日までに納付しなければならない。

2 寮生は、食費その他寮生活に必要な各キャンパスごとに定める諸経費を納付しなければならない。

3 寄宿料の免除については、別に定める。

(防火安全)

第15条 寮生は、火災その他の災害防止について常時注意するとともに、学校の行う防火訓練その他の措置について協力しなければならない。

2 火気の使用は、指定の場所以外で使用してはならない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合は、直ちに臨機の処置をとるとともに関係教職員に報告し、その指示に従って行動しなければならない。

4 学寮における火災発生時の避難心得については、別に定める。

(保健衛生)

第16条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、学寮内外の清潔に努めなければならない。

2 学校が実施する健康診断及び予防接種は、必ず受けなければならない。

3 疾病にかかった者は直ちに寮務主事に申し出て、その指示に従わなければならない。

(施設、設備の使用)

第17条 学寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(損害賠償)

第18条 寮生は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(閉寮)

第19条 本校の長期休業中は、原則として学寮を閉鎖する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項はキャンパス毎に別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(2) 熊本高等専門学校明和寮寮生心得

寮生は、学寮規則等を遵守するほか、次の各項によって秩序ある生活をしなければならない。

1. 日課について

日課表

1・2年生

日 課 区 分	時刻・時間帯	備 考
起 床	7:00	
寮 内 清 掃	7:05～7:30	各階のゴミ出しを含む。
朝 食	7:30～8:10	休日は8:30～9:10
登 校	8:20	
昼 食	12:00～12:50	
入 浴	17:00～21:50	浴槽の湯抜き (22:00)
夕 食	18:20～19:50	
点 呼	20:30	寮役員による点呼
自 習 時 間	20:30～21:30	
女子寮門限 (点呼)	22:00	寮監による女子寮点呼
寮 内 清 掃	22:00～22:30	風呂・廊下等
男子寮門限 (点呼)	22:30	寮監による男子寮点呼
学 習 時 間	22:30～23:30	自室で静粛に勉強
消 灯 ・ 就 寝	23:30	2人部屋は天井灯を消灯

- (注) 1. 門限以降の外出・外泊はできない。
2. 学習時間中は自室に居て、他室の訪問を禁止する。
3. 延灯は、翌日1:00までとし、それ以降は必ず就寝すること。

2. 学寮を勉強できる場とするために

寮内で努めて静かにし、他の迷惑となる行為をしないこと。

(1) 自習時間

自習時間中は静粛にし、みんなが勉強できる雰囲気を作るため、必要あってラジオ等を聞く時は、イヤホンを使用すること。また、みだりに他人の居室を訪問しないこと。

(2) 学習時間

学習時間中は自室で机に向かい静粛に勉強すること。携帯電話、テレビ等の電源を切り、勉強に集中する。また、他人の居室を訪問してはいけない。

3. 食事、補食、入浴について

(1) 食事

- ① 食事は所定の時間に食堂でとること。
- ② 自室等食堂以外への食事・食器の持ち出しは禁止する。「おかゆ」等を希望する者は、事前に寮事務室へ申し出ること。
- ③ 健康のため、食事は必ずとること。

- ④ クラブ活動、卒業研究、学生会活動等により、夕食を時間内（18：20～19：50）にとれない場合は、19時までに寮事務室に申し出て延食することができる。ただし、延食時間は21：30までとする。

（2） 補食

- ① 学習時間中の補食はできない。
- ② 補食の調理（インスタント食品等）は、必ず補食談話室で行うこと。
- ③ 電磁調理器の使用については、危険、火災予防に十分注意すること。
- ④ 電気冷蔵庫内は、常に清潔に保つこと。

（3） 入浴

- ① 入浴は、定められた時間内に済ますこと。ただし、シャワーの使用時間は翌日1：00までとする。
- ② 浴場で洗濯してはならない。

4. 自己の所在を明らかにするために

（1） 点呼

- ① 点呼は、同じ寮棟に居住している者が、人間的なつながりを深め、共同意識を強め、かつ健在かを確かめ合う場であるから、必ず出席しなければならない。
- ② 当番の寮役員は、点呼の結果を寮生日誌に記入して点呼後すみやかに寮監に提出すること。

（2） 外泊・外出

- ① 平常日の外泊及び門限後の外出は許可しない。ただし、特別な理由がある者は、寮監又は寮務主事の許可を受けること。
- ② 外泊又は特別な理由があつて門限後外出するときは、所定の外泊外出者名簿に記入し、寮監の許可を受けること。なお、帰寮後は直ちに寮監に帰寮報告をすること。また、同室又は隣室者にも行き先、帰寮日時等を知らせておくこと。
- ③ 女子の外泊は、原則として事前に保護者から電話を受けて許可する。緊急時には、寮事務室あるいは寮監室で、学生が保護者に電話をし、事務職員あるいは寮監が確認する。また、保護者が寮に迎えに来たときも事務職員あるいは寮監の確認により外泊を許可する。なお、女子は帰寮時に「外泊証明書」を寮監に提出しなければならない。
- ④ 外泊又は外出中許可された時間内に帰寮できないときは、すみやかにその理由と帰寮予定時刻を寮監に連絡し許可を受けること。
- ⑤ 寮に寮監がいない時間帯に、外出又は外泊の許可を受けたいときは、寮事務室に申し出て、所定の用紙に記入しその日の寮監（不在の場合は寮務主事）の許可を受けること。
- ⑥ 就職活動・編入学試験などの特別な事由により、外泊許可を申請するときは、担任及び関係教員の許可を得て事前に「特別外泊許可書」を提出すること。

（3） 登下校・欠席・早退

- ① 登校後下校までは、原則として寮内に出入りしてはならない（昼食時の食堂を除く。）。必要なときは、寮事務室に申し出て出入りすること。
- ② 学校を欠席するときは、本人（やむを得ないときはその代理の者）が、学級担任に連絡した上で、後日欠席届に寮監及び学級担任の認印を受けて学生課教務係に提出すること。
- ③ 学校を早退するときは、早退届に学級担任の認印を受けて学生課教務係に提出した後、寮事務室に申し出て寮に入ること。
- ④ 登校時は、自室の施錠を確認し、8：20までに登校すること。

5. 秩序・風紀について

(1) 日常

- ① 男子が女子寮に、女子が男子寮に立ち入ることを厳禁する。
- ② 所定の室に居住し、他室に泊まらないこと。
- ③ 飲酒、喫煙、麻雀、賭事、物品の売買、ゲーム機（パソコンゲームも含む）全般の持ち込み・使用等は禁止する。したがって、これらに関係のある物品は所持しないこと。
- ④ 寮の構内における掲示については、寮務主事の許可を受けること。
- ⑤ 寮内では土足を禁止する。
- ⑥ 不審者の侵入を防止するため、各階非常階段への出口は平常時には閉めておくこと。
- ⑦ 寮内の施設・設備を使用するときは、公共のものであることを常に意識し、別に定める学寮施設設備使用規則を遵守すること。
- ⑧ アルバイトは、原則として禁止する。特別の事情がある場合に限り、学級担任を経て校長の許可を受けることができるが、門限までに帰寮しなければならない。
- ⑨ オーディオ、テレビ、パソコン、携帯電話などの電気機器は、他の迷惑とならないように使用すること。
- ⑩ テレビ、インターネットの使用は許可を受けること。また、インターネットの不正使用をしてはならない。

(2) 外来者

- ① 外来者の宿泊は、禁止する。
- ② 外来者は、入室させてはならない。ただし、特別の理由があるときには、寮監又は寮事務室の許可を受けて入室させることができる。
- ③ 外来者との面会は、指定された場所（1階玄関ホール又は面会コーナー）で行うこと。

(3) 暴力行為等の防止

- ① 寮生は、いかなる場合においても絶対に、暴力行為及び威圧行為を行ってはならない。
- ② 寮生は互いに人権を尊重し、強制指導行為・使役行為等を行ってはならない。

(4) 生活委員による指導

生活委員が生活指導を行う場合は、寮監又は寮務担当教員に申し出て許可を受けること。

6. 保健衛生について

- ① 健康に留意し病気のときは、本人又は同室者、友人等がすみやかに寮監又は寮事務室に届け出る。治療のための「健康保険証」を用意しておくこと。
- ② 衣類、夜具、学用品等は所定の位置に整理し、夜具や日常の被服は、清潔に保ち日光消毒等も時おり行うこと。
- ③ 寮内は指定の上履を使用すること。下履は指定の靴箱に入れること。玄関に放置してはならない。
- ④ 応急手当のため、寮事務室に薬品類が常備してあるので、使用することができる。
- ⑤ 学校伝染病により出席停止となった寮生は、帰省すること。なお、やむを得ない理由により帰省することができない場合は、寮務主事が指定した場所で医師の許可が出るまで静養すること。

7. 清掃について

- ① 居室は、各自毎日清掃すること。
- ② 共用の場所は、当番及び曜日を決めて清掃すること。
- ③ 清潔な環境を維持するために、原則として週1回生活委員は、共用の場所及び各居室を

巡回し、清掃の良否を点検し指導すること。

- ④ ゴミは種類ごとに分別し、指定された容器に入れること。

8. 火災予防について

- ① 火気の使用については、所定の場所、時間を守ること。
- ② 寮内では、暖房器具、カセットガスコンロ、マッチ、ライター、ローソク、お香（蚊取線香を含む。）等の持込み、使用を禁止する。
- ③ 電気器具は、次のものに限り所持することを認め、その他のものは禁止する。
 - ア 使用許可を必要としないもの
電気スタンド、携帯電話、オーディオ機器、ヘアドライヤー、電気かみそり、鉛筆削り等の学習に必要なもの
 - イ 使用許可を必要とするもの
テレビ（3年生以上）、パソコン（本体及び周辺機器を含む。）、加湿器
 - ウ その他寮務主事が許可したもの
- ④ 前項の電気器具の使用は、次のとおりとする。
 - ヘアドライヤー、電気かみそり
7：00から22：30までに使用すること。また、使用後は必ずコンセントを抜くこと。
- ⑤ アイロンは備え付けのアイロンを指定の場所（補食談話室）でのみ使用すること。
- ⑥ 許可なく居室以外のコンセントを使用しないこと。
- ⑦ 備え付けの、消火用器具の配置場所及び使用法を確かめておくこと。

9. 盗難予防について

- ① 居室を留守にするときは、必ず施錠すること。
 - 鍵は、本人が責任をもって管理すること。
 - 鍵は必要なときは、寮監又は寮事務室に保管を依頼することができる。
 - 鍵を紛失したときは、寮監又は寮事務室に届け出ること。
 - この場合は、別に定める金額を弁償しなければならない。
- ② 所持品には、すべて氏名を書いておくこと。
- ③ 貴重品の保管には留意し、所定の用紙に必要事項を記入して寮事務室に届け出ておくこと。また、自分でも番号等を手帳等に控えておき、管理を十分に行うこと。
- ④ 現金等の貴重品は、備付けの貴重品ロッカーを利用すること。
- ⑤ 盗難にあったときは、直ちに寮監又は寮事務室に届け出ること。

10. 自転車等の使用について

- ① 自転車を使用する場合は、許可願を寮務主事に提出し、その許可を受けること。
- ② 自転車は、自転車置場に施錠して置き、その他の場所には置かないこと。
- ③ 寮生は、バイク、自動二輪車及び自動車等を所持しないこと。また、寮及びその周辺に持ち込まないこと。

11. 施設・設備の使用について

- ① 寮の施設設備の使用については、次の事項を守らなければならない。
 - ア 施設・設備に工作を加えないこと。
 - イ 施設・設備を滅失又は汚損したときは、すみやかに寮監又は寮事務室に申し出て、その指示を受けること。

- ② 寮の施設設備の使用については、別に定める学寮施設設備使用内規によること。
- ③ 寮の施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。



(3) 熊本高等専門学校明和寮における火災発生時の避難心得

1. 状況の通報

火災発見者は、大声で近くの寮生に知らせるとともに非常ベル（火災報知機）を鳴らし、直ちに寮監に通報する。

2. 避難

寮生は、通報があったら速やかに避難する。特に避難する場合は、次のことに留意すること。

- (1) 冷静かつ敏速に行動する。
- (2) 部屋の窓は閉め（カーテンは閉めない。）、最後に部屋を出る者は、逃げ遅れている者はいないか確認してドアを閉める。
- (3) 廊下、階段を通る時は、先を争って前の人を押したり追い越したりしない。もし、転倒者がいた場合は、手を高く挙げ大声で止まれと指示し、後続者は停止して待つ。
- (4) 煙が多い場合は、タオル、ハンカチ（なるべく水にぬらしたもの）で鼻、口をおおい、姿勢を低くして逃げる。
- (5) 火炎に巻かれた場合は、上着や毛布等を頭からかぶり、火炎の弱い方向を見定めて一気に走り抜ける。
- (6) 一度屋外に避難した後、再度屋内にもどってはならない。
- (7) 屋外に出たら、駆け足で避難場所（寮側テニスコートの南側）に集合し、各階ごとに整列し点呼を受ける。

3. 避難人員の確認（点呼）

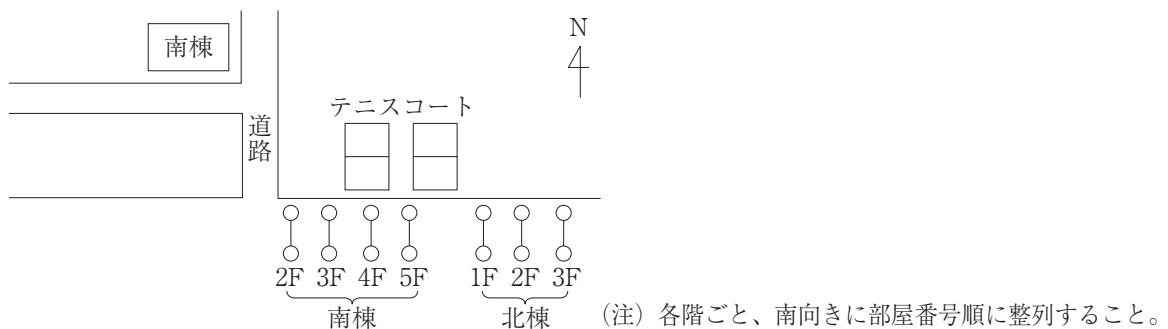
- (1) 避難後は、直ちに別図のように整列し点呼を受ける。
- (2) 各階の寮役員は、正確に人員、負傷者の有無を把握し、男子は男子寮長、女子は女子寮長に報告する。
- (3) 男子及び女子寮長は、点呼の結果を寮務主事（主事不在の場合は、寮務主事補又は寮監）に報告する。

4. 避難器具の使用

避難経路は、原則として屋外の非常階段を使用するものとするが、状況に応じては避難はしご（各階西側に設置）の使用もできる。

5. 初期消火

出火の状況によっては、寮監の指示に従い消火器及び消火栓を用いて初期消火を行う。



(4) 熊本高等専門学校明和寮施設設備使用内規

(趣旨)

第1条 本校明和寮に入寮した学生が明和寮の施設設備を使用する場合には、別に定めがあるもののほか、この内規の定めるところによる。

(会議室、創作工房、図書室及びパソコン室)

第2条 会議室、創作工房、図書室及びパソコン室の使用は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

月曜日～金曜日

7時～8時20分

放課後～22時30分（女子は22時）

土曜日・日曜日（休日を含む。）

8時30分～22時30分（女子は22時）

(補食談話室)

第3条 補食談話室の使用は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日

放課後～翌日1時

土曜日・日曜日（休日を含む。）

8時30分～翌日1時

(休養室)

第4条 休養室を使用するときは、寮監又は寮事務室の許可を受けなければならない。

(食堂)

第5条 食堂を食事以外の目的に使用するときは、寮務主事の許可を受けなければならない。

(洗濯機、アイロン)

第6条 洗濯機、アイロンの使用は、次のとおりとする。

(1) 洗濯機の使用時間は、7時から22時30分までとする。

(2) アイロンの使用場所は、補食談話室とする。

(共同テレビ)

第7条 テレビは、補食談話室に設置する。

2 テレビの視聴時間は、次のとおりとする。

月曜日～金曜日

放課後～22時30分

土曜日・日曜日（休日を含む。）

8時30分～22時30分

(電話)

第8条 寮事務室の電話は、発信には使用しないこと。

(備品等の持出禁止)

第9条 各室に備えている備品等を室外に持出してはならない。

(損害賠償)

第10条 寮生は、施設・設備等を故意又は重大な過失により滅失又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する

(5) 熊本高等専門学校明和寮寮費徴収要項

(趣旨)

第1条 本校学寮規則第14条第2項の規定に基づき、明和寮に入寮した学生（以下「寮生」という。）の生活上必要な経費で、各人が負担すべきもの（以下「寮費」という。）の額及び徴収方法等については、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項で「給食費」とは、寮生の給食に要する経費をいう。

2 この要項で「管理費」とは、寮生の使用する共用部分の電気、ガス、下水道及び風呂燃料等に係る経費並びに寮生の生活向上のため必要とする消耗品等の購入に要する経費をいう。

3 この要項で「電気料」とは、寮生の居室において使用する電気代をいう。

4 この要項で「寮生会費」とは、寮生会主催のレクリエーションの賞品代や雑誌等の購入に要する経費をいう。

(区分及び額)

第3条 寮費の区分及び額は、次表のとおりとする。

区 分	額	備 考
給 食 費	日額 1,000円 (消費税を含む。)	朝食 250円 昼食 350円 夕食 400円
管 理 費	月額 2,800円	
電 気 料	個人の電気使用量による	
寮生会費	月額 500円	

(寮費の徴収方法及び時期)

第4条 寮費は、予め届け出のあった保護者又は学生名義の金融機関等の預金口座からの引き落としにより徴収する。

(1) 給食費は、第3条に定める額に、その月の給食日数を乗じて得た額（ただし、月の途中で入寮した学生は、入寮したときからその月末までの間の給食日数を乗じて得た額）を徴収する。

(2) 管理費は、第3条に定める額を徴収する。月の途中の入退寮であっても月額を徴収する。

(3) 電気料は、個人の使用量にかかる料金を使用月の翌月に徴収する。

(4) 寮生会費は、第3条に定める額を収納する。月の途中の入退寮であっても月額を徴収する。

2 徴収は、毎月26日とする。ただし、3月分は2月に一括して徴収する。なお、この日が休日の場合は、その翌日とする。

(返金)

第5条 収納した寮費のうち、給食費及び管理費については、次条及び第7条の規定に基づき、返金する。

第6条 給食費は、欠食（帰省等により外泊し、かつ、3食以上続けて欠食するときに限る。以下同じ。）する日の3日前までに、欠食することを別紙様式により学寮事務室を通じ、委託業者に届け出たときに限り、次項の規定に基づき、返金する。また、月の途中で退寮することにより欠食する場合についても、同様とする。

この場合、前段の「別紙様式」は「退寮願」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により、欠食を始めてからそれが終わるまでの期間の給食材料費相当（給食費の約70%）を返金する。

第7条 管理費は、在寮した日が全くなかった月の分は返金する。

（電気料の精算）

第8条 電気料は、月の中で退寮することになった場合、退寮日までの電気使用量で精算する。

（事務）

第9条 寮費の徴収その他寮費に関する事務は、学生課が所掌する。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、事務部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。



(6) 熊本高等専門学校明和寮寮生会会則

(名称)

第1条 本会は、熊本高等専門学校明和寮寮生会と称する。

(目的)

第2条 本会は、規律ある共同生活を自主的に運営し、その活動を円滑に行うことを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、本校の寮生全員をもって構成する。寮生は、入寮と同時に本会の会員となる。

第4条 本会の決議事項は、寮務主事を経て校長に承認を受けなければならない。

(機関)

第5条 本会に、第2条の目的を達成するため次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 生活委員会
- (4) 専門委員会

(役員)

第6条 本会に、男女各々次の役員を置く。

- (1) 寮長 1名
- (2) 副寮長 1名
- (3) 生活委員長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名
- (6) イベント委員長 1名
- (7) フロア長 各階から1名

第7条 寮長は、寮生総会において選出する。

第8条 副寮長、寮役員、生活委員長及び会計は、会員の中から寮長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。

(任期)

第9条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 寮長は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。
- (2) 副寮長、寮役員及び会計は、4月1日から9月30日まで、10月1日から翌年3月31日までの2期とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 生活委員長は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。

(任務)

第10条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 寮長は、本会を代表し、役員の指揮をして寮の全般的な運営に当たる。
- (2) 副寮長は、寮長を補佐し、寮長に事故ある場合は、その任務を代行する。
- (3) 会計は、本会の予算決算その他会計に関する事務を行う。
- (4) 寮役員は、寮長の指示により次の任務を行う。
 - ① 各階の点呼に関すること。
 - ② 寮の諸行事に関すること。
 - ③ 火災、盗難の予防に関すること。

④ その他寮生活に関すること。

(5) 生活委員長は、生活委員会を組織し、寮の秩序、風紀に関する指導を行う。

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員によって構成する。

第12条 総会は、4月、10月の2回とする。ただし、次の場合は、臨時に総会を開くことができる。

- (1) 役員会がその必要を認めたとき。
- (2) 会員の過半数が必要と認めたとき。
- (3) 寮務委員会が必要と認めたとき。

第13条 総会は、寮長が招集する。

第14条 総会は、次の事項について審議議決する。

- (1) 本会の事業計画に関すること。
- (2) 本会の予算決算に関すること。
- (3) 本会会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の信任、不信任に関すること。
- (5) 専門委員会に関すること。
- (6) 会計に関すること。
- (7) 監査に関すること。
- (8) その他重要事項に関すること。

第15条 総会の議長は、寮長とする。

2 議長に事故のあるときは、副寮長がその職務を代行する。

(役員会)

第16条 役員会は、寮長、副寮長、生活委員長、会計、監査、イベント委員長及びフロア長によって構成する。

第17条 役員会は、寮長が必要に応じ招集する。

第18条 役員会の議長は、寮長とする。

(生活委員会)

第19条 生活委員会の委員は、生活委員長が会員の中から依嘱する。

第20条 生活委員会委員の任期は、10月1日から翌年3月31日まで、又は4月1日から翌年9月30日までとする。

第21条 生活委員会の活動に必要な事項は別に定める。

(専門委員会)

第22条 専門委員会は、寮長が必要と認めた場合置くことができる。

第23条 専門委員会の委員長及び委員は、会員の中から寮長が委嘱する。

第24条 専門委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

第25条 専門委員会の議長は、委員長とする。

(開会)

第26条 各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

第27条 会議における議決は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は、議長が決定する。

(会費)

第28条 本会の会費は、毎月500円とする。ただし、3月は徴収しない。

第29条 必要により臨時会費を徴収することができる。ただし、この場合は総会の承認を得な

ければならない。

(会計)

第30条 会費の徴収及び支出は、会計が行い、常に収支を明確にしておかなければならない。

2 会計は、任期終了後監査を受けなければならない。

(監査)

第31条 本会に監査員2名を置く。

第32条 監査員は、総会において選出する。

第33条 監査員の任期は1年間とする。

第34条 監査は、役員の任期ごとに会計及び備品等の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。



(7) 熊本高等専門学校明和寮寮生の処分手続きに関する細則

(趣旨)

第1条 熊本高等専門学校学寮規則第11条第2項の規定に基づき、明和寮寮生の処分を行う場合の手続きは、この細則の定めるところによる。

(違反行為の確認)

第2条 寮務主事は、処分に相当すると思われる寮生の行為（以下「事案」という。）を知ったときは、直ちに校長に報告するとともに、当該事案について、調査及び事実の確認に当たるものとする。

(事情の聴取等)

第3条 寮務主事は、調査に当たり、当該寮生に対し、事情の聴取を行うものとする。

2 前項の事情の聴取に当たっては、当該寮生が弁明する機会を与えるものとする。

(寮務委員会審議)

第4条 寮務主事は、調査結果に基づき、寮務委員会において処分の要否及び種類・程度を審議し、その結果を校長に報告するものとする。

(処分の決定)

第5条 校長は、寮務主事の報告に基づき、処分の種類及び程度を決定するものとする。

2 前項の処分の種類及び程度の決定に当たっては、必要に応じ、運営会議の議を経るものとする。

(処分の申し渡し)

第6条 寮務主事は、校長の命により、当該寮生に対し処分を申し渡すものとする。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、処分の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

§ 8. 諸納金、諸手続一覧

1. 諸納金

(1) 授業料等

種 別	金 額	納 期	備 考
授 業 料	234,600円	前期 4月 後期 10月	前期 117,300円 後期 117,300円
寄 宿 料	月額 (二人部屋) 700円 (一人部屋) 800円	毎月指定 期日まで	寮生のみ
日本スポーツ振興センター 共 済 掛 金	年額 1,520円	4 月	

(2) その他

種 別	金 額	納 期	備 考
学生会費	年額 5,400円	前期 4月 後期 10月	前期・後期に分割
学生会入会金	800円	入学時	
同窓会正会員費等	11,000円	5年時10月	会 費 10,000円 名簿代 1,000円
熊本県 PTA 共済掛金	年額 800円	4 月	
奨学後援会費	年額 20,000円	前期 4月 後期 10月	前期・後期に分割
奨学後援会入会金	3,000円	入学時	
研修旅行積立金	12万円程度		(注)

(注) 旅行業者による徴収(口座振替)を予定しています。納入方法は、入学後、別途お知らせします。なお、研修旅行は、4年生の秋に実施します。



2. 諸手続一覧

* 交付申請書、提出、届出用紙は各担当窓口で交付します。

(1) 交付を受けるもの

種 類	提出先	時 期	備 考
学生証	教務係	毎学年の初め	
在学証明書	〃	その都度	事前に申し込むこと
学業成績証明書	〃	〃	〃
卒業（見込）証明書	〃	〃	〃
修了（見込）証明書	〃	〃	〃
科目履修証明書	〃	〃	〃
調査書	〃	〃	5 日前までに申し込むこと
その他身分並びに成績に関する証明書	〃	〃	〃
通学証明書	学生支援係	〃	事前に申し込むこと
学生運賃割引証	〃	〃	〃
在寮証明書	学寮係	〃	〃

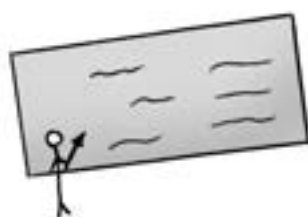
(2) 提出又は届出をするもの

種 類	提出先	時 期	備 考
誓約書	教務係	入学直後	寮生は入寮の寮事務室にも提出すること
保証人住所変更届	〃	その都度	
保証人変更届	〃	〃	
氏名変更届	〃	〃	
欠席・欠課・遅刻・早退届	〃	〃	定期試験中の欠席・欠課及び欠席 7 日以上の際は、医師の診断書が必要
生活実態調査票	学生支援係	毎学年の初め	
住所変更届	〃	その都度	
対外試合結果報告書	〃	〃	
奨学生関係諸届	〃	〃	
日本スポーツ振興センター共済適用の災害発生報告書	保健室	〃	災害発生後速やかに届け出ること
熊本県 P T A 共済金請求書	学生支援係	〃	〃
欠食届	学寮係	〃	3 日前までに申し込むこと

(3) 願い出をするもの

種 類	提出先	時 期	備 考
学生証交付願	教務係	その都度	事前に願い出ること
休学願	〃	〃	〃

復学願	教務係	その都度	事前に願い出ること
退学願	〃	〃	〃
転学願	〃	〃	〃
公欠願	〃	〃	〃
忌引願	〃	〃	〃
追試験願	〃	〃	〃
校外受験（受講）願	〃	〃	〃
国家試験受験願	〃	〃	指定した日までに願い出ること
学生団体結成（継続）願	学生支援係	〃	事前に願い出ること
校外団体加入（継続）願	〃	〃	〃
集会・行事願	〃	〃	〃
印刷物発行・配布及び販売願	〃	〃	〃
印刷機及び原紙使用許可願	〃	〃	〃
施設・設備使用願	〃	〃	〃
異装願	〃	〃	〃
アルバイト許可願	〃	〃	〃
旅行願	〃	〃	〃
課外活動用具使用願	〃	〃	〃
自転車通学願	〃	〃	〃
バイク通学願	〃	〃	〃
入寮願	学寮係	〃	誓約書を添えて願い出ること
退寮願	〃	〃	事前に願い出ること
外出許可願	〃	〃	〃
外泊許可願	〃	〃	〃
残寮願	〃	〃	〃
寮生大会開催願	〃	〃	〃
寮役員会開催願	〃	〃	〃



付 録

1. 熊本キャンパスの案内図



■ 交通案内

① 熊本電鉄（バス）

ア. JR 熊本駅から北1・北3系統の菊池温泉行又は菊池プラザ行（田島経由を除く。）に乗車（約50分）。「熊本高専前」下車、徒歩2分

イ. 熊本市内の交通センター（乗り場18番）から北1・北3系統の菊池温泉行又は菊池プラザ行（田島経由を除く。）に乗車（約40分）。「熊本高専前」下車、徒歩2分

② 熊本電鉄（電車）

ア. 「藤崎宮前」から御代志行に乗車（約25分）。「熊本高専前」下車、徒歩2分

イ. 「上熊本」から北熊本行に乗車（約10分）。「北熊本」で御代志に乗り換え（約20分）、「熊本高専前」下車、徒歩2分

③ 九州自動車道バス

ア. 「西合志」下車、徒歩約25分

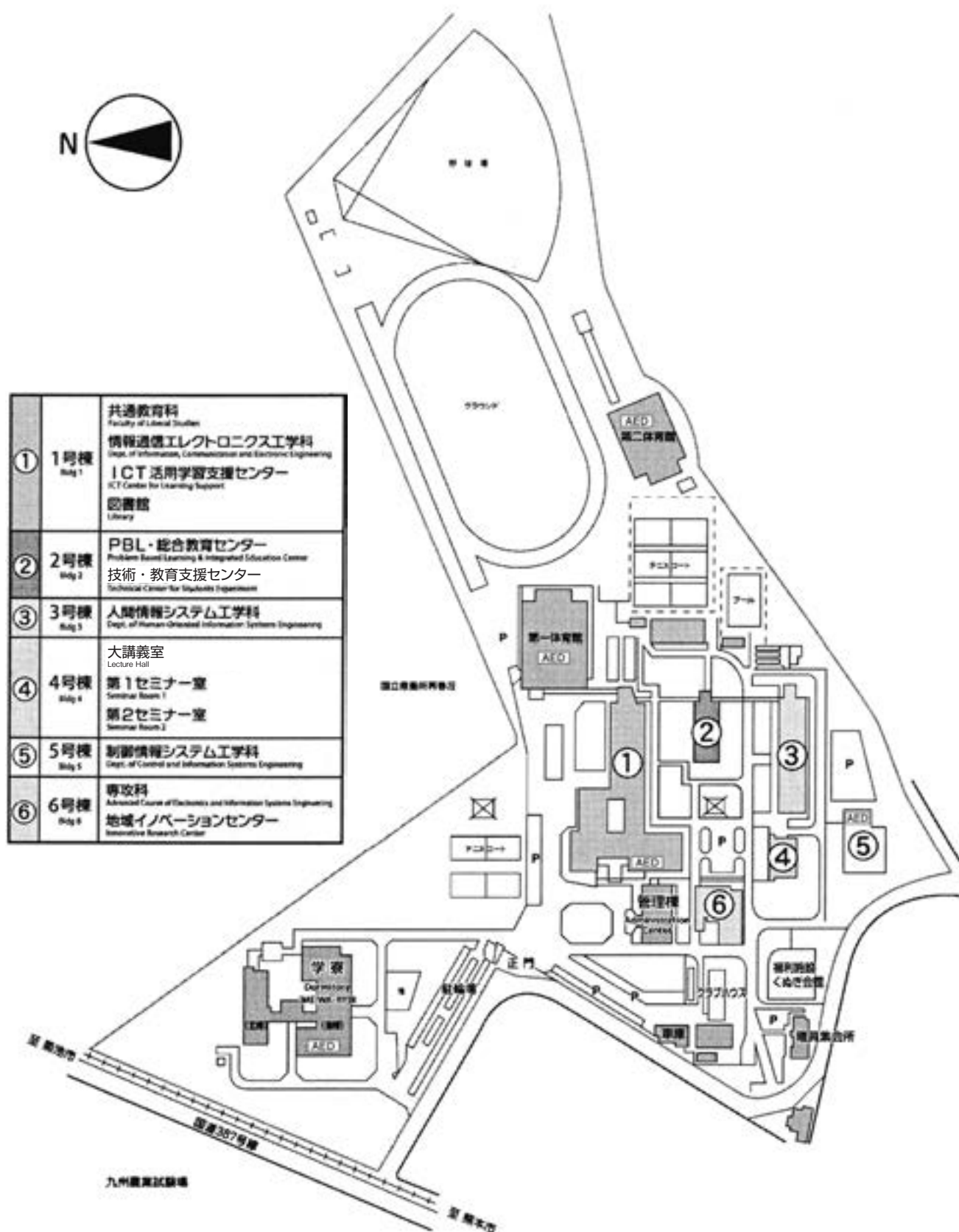
イ. 「西合志」下車、菊池温泉行又は菊池プラザ行の熊本電鉄（バス）「黒石下」に乗車（約3分）。「熊本高専前」下車、徒歩2分

ウ. 「西合志」下車、御代志行の熊本電鉄（電車）「三石」に乗車（約3分）。「熊本高専前」下車、徒歩2分

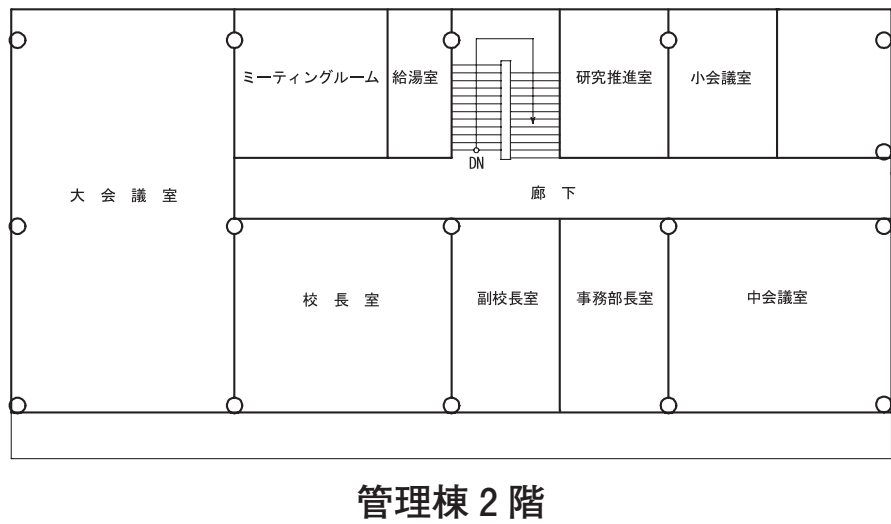
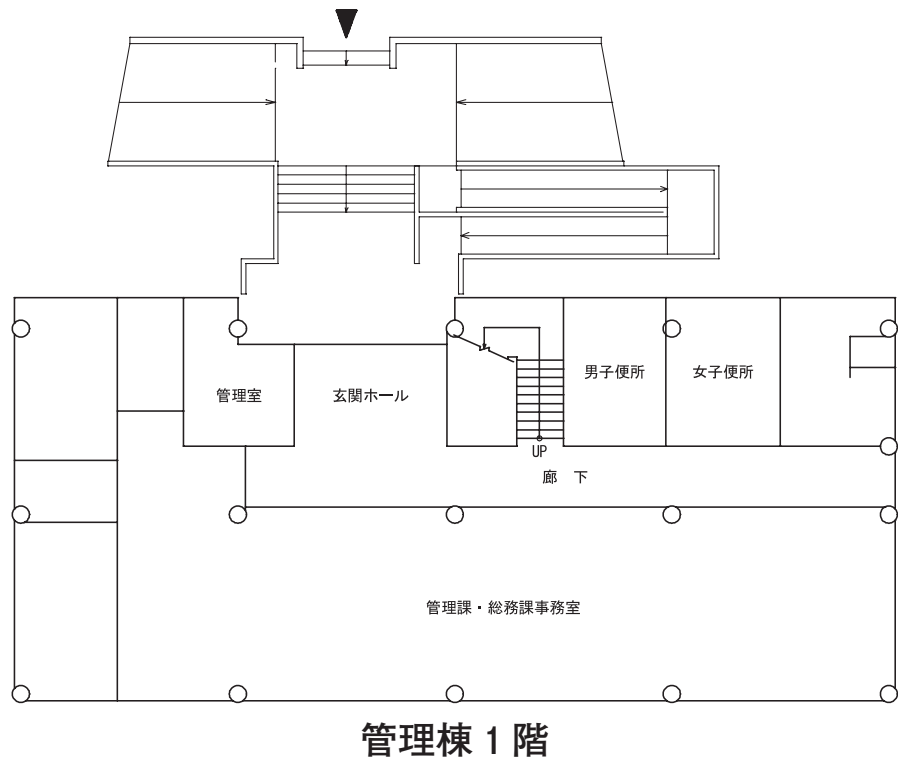
④ 航空機

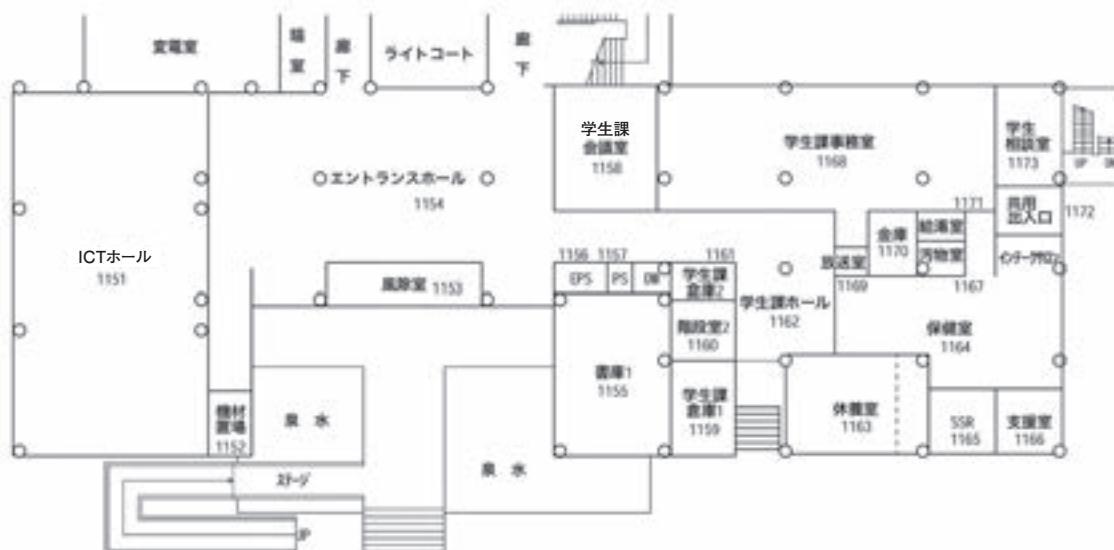
阿蘇くまもと空港から車で約40分

2. 熊本キャンパス建物配置図

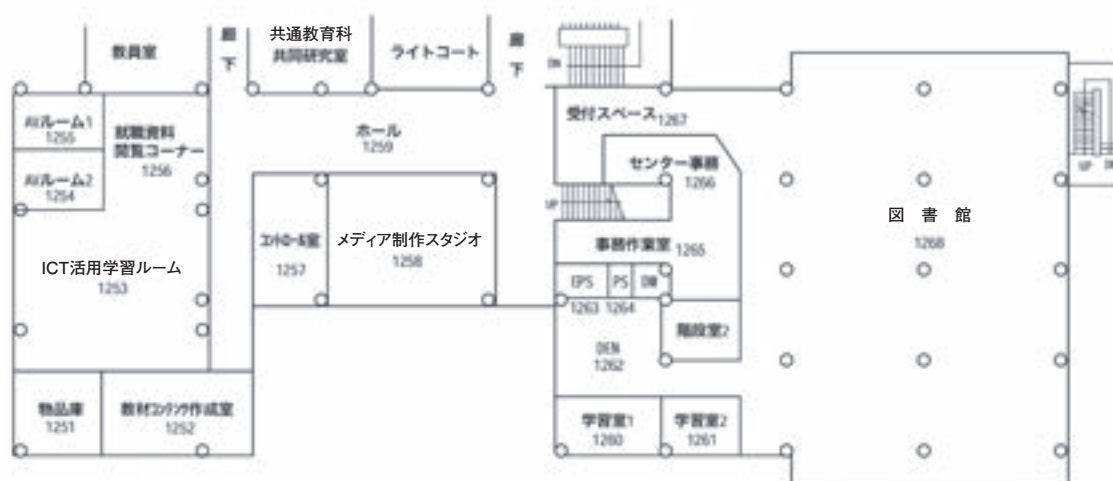


3. 熊本キャンパス施設平面図

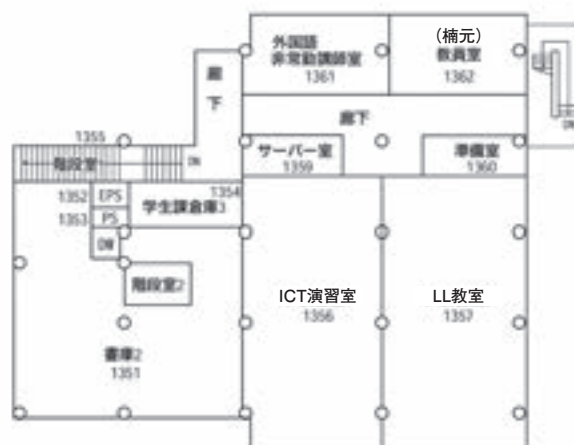




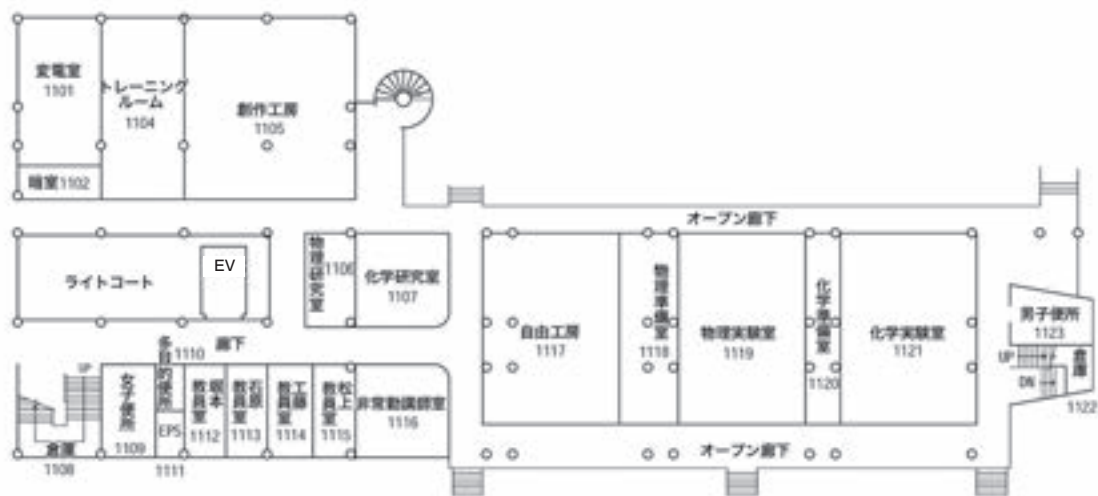
1号棟（ICT活用学習支援センター・図書館）1階



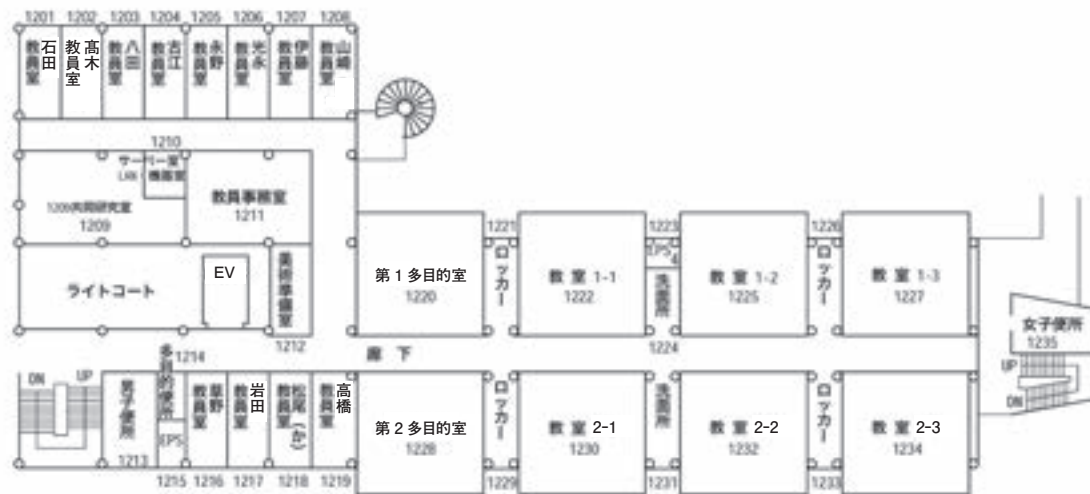
1号棟（ICT活用学習支援センター・図書館）2階



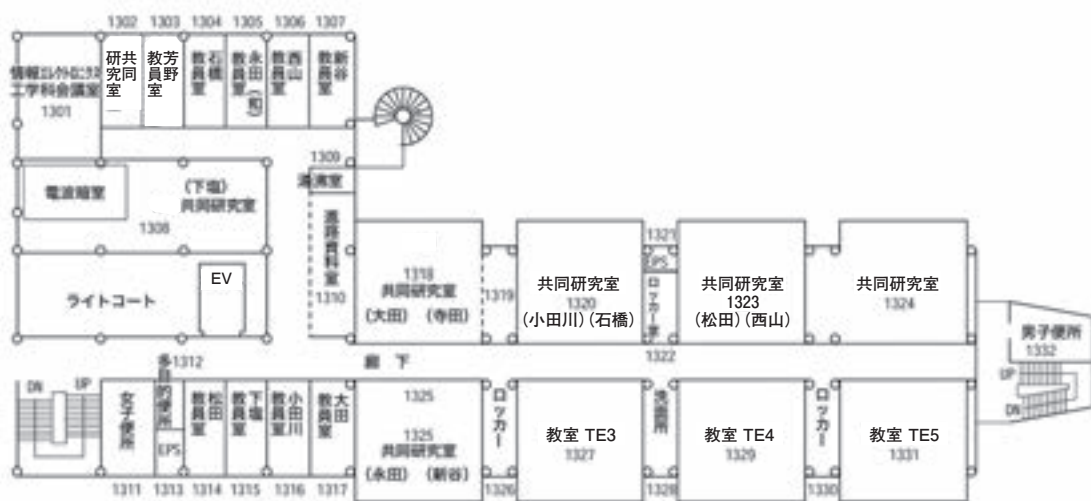
1号棟（ICT活用学習支援センター・図書館）3階



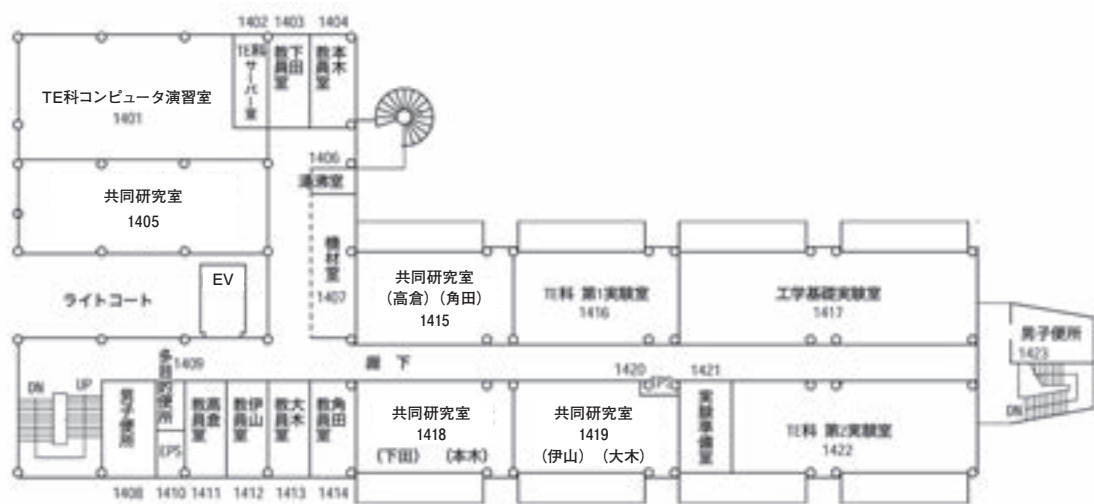
1号棟 1階



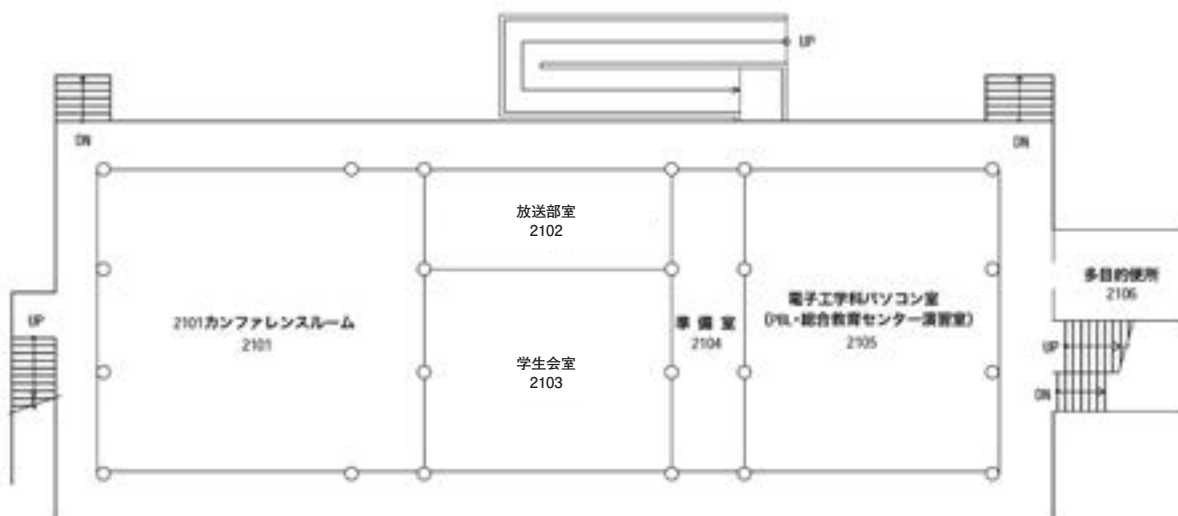
1号棟 2階



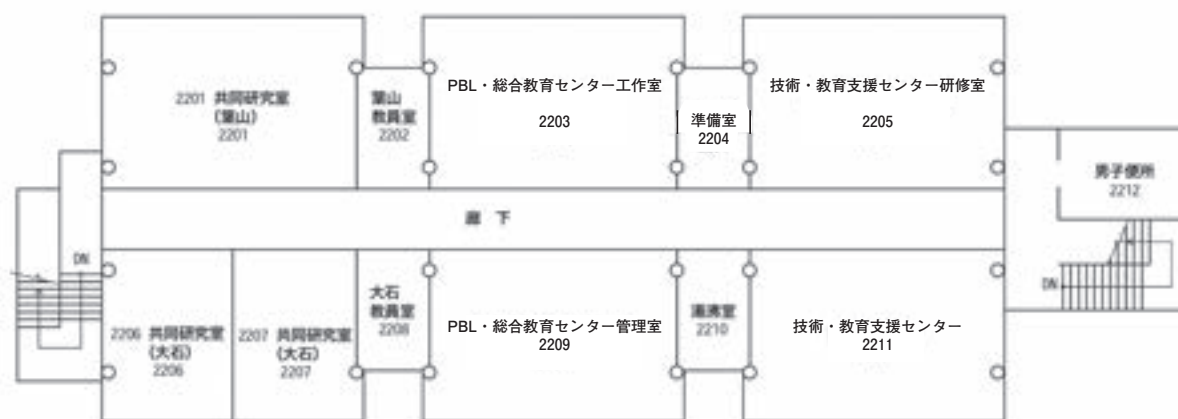
1号棟3階



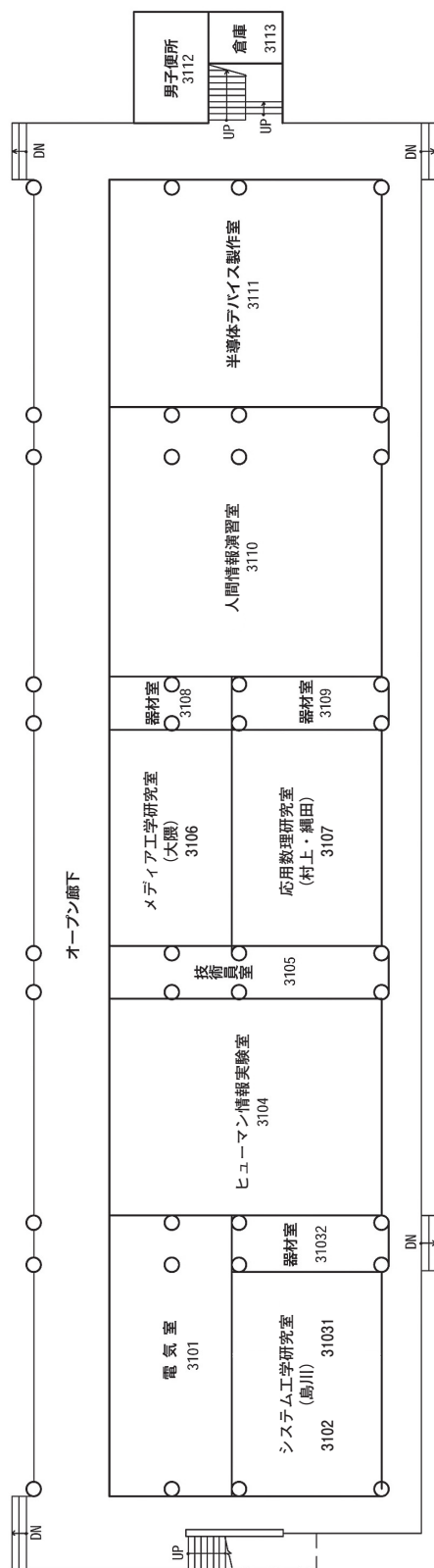
1号棟4階



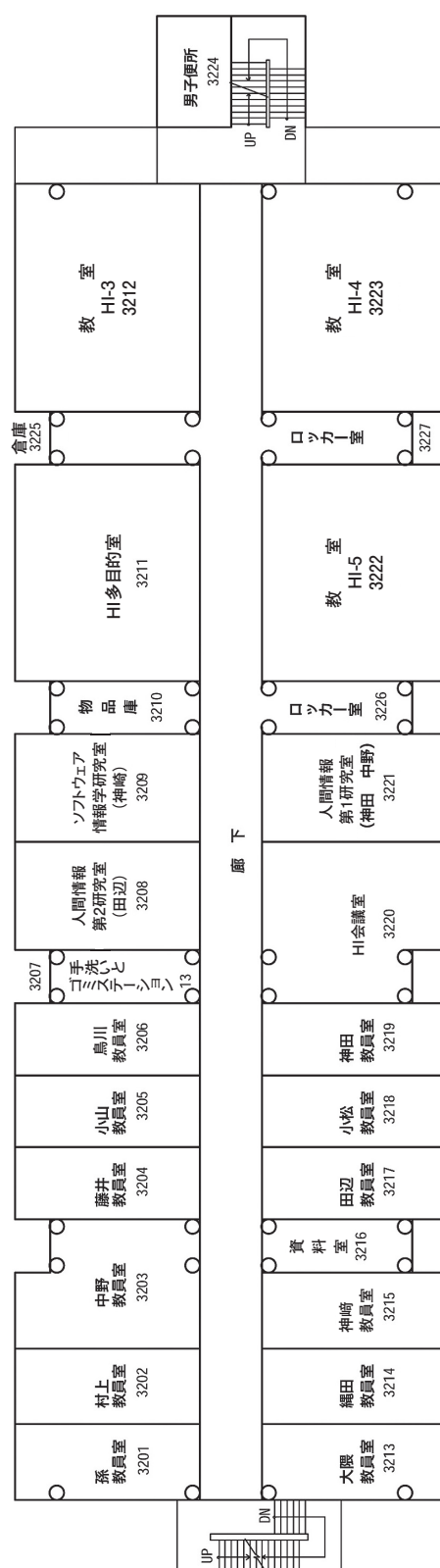
2号棟 1階

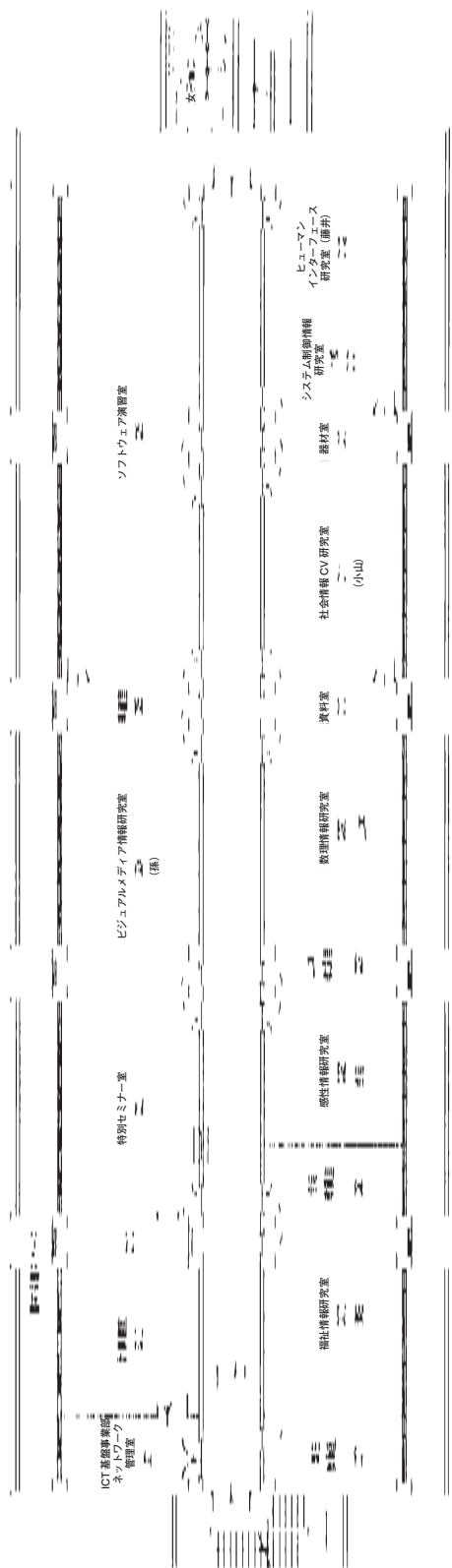


2号棟 2階

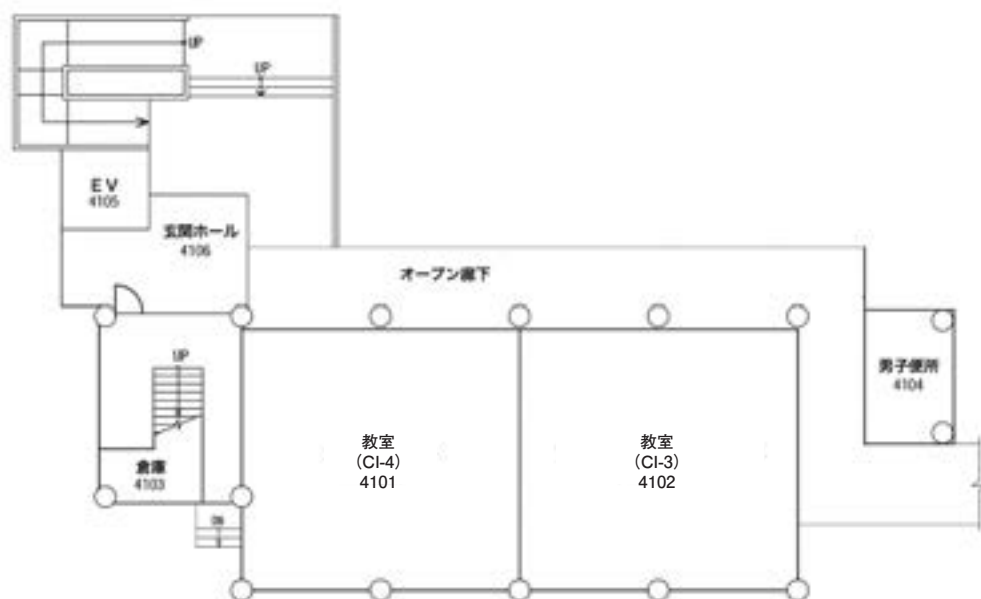


3号棟 1階

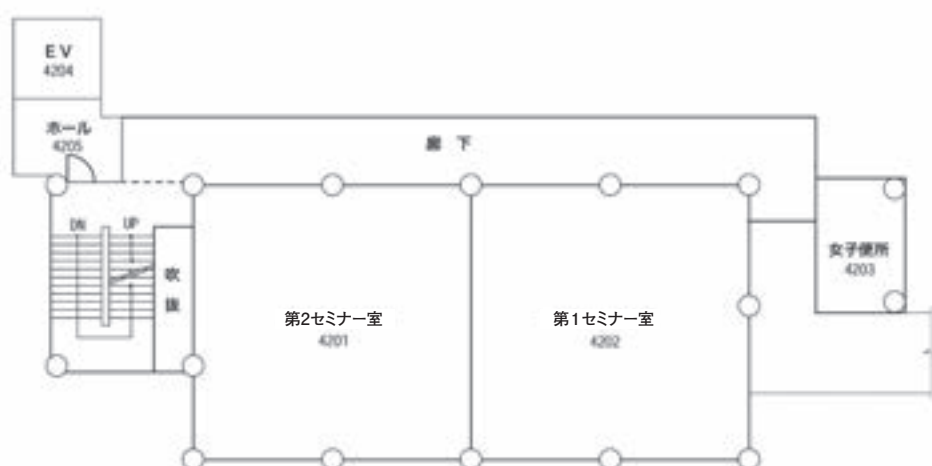




3号棟3階



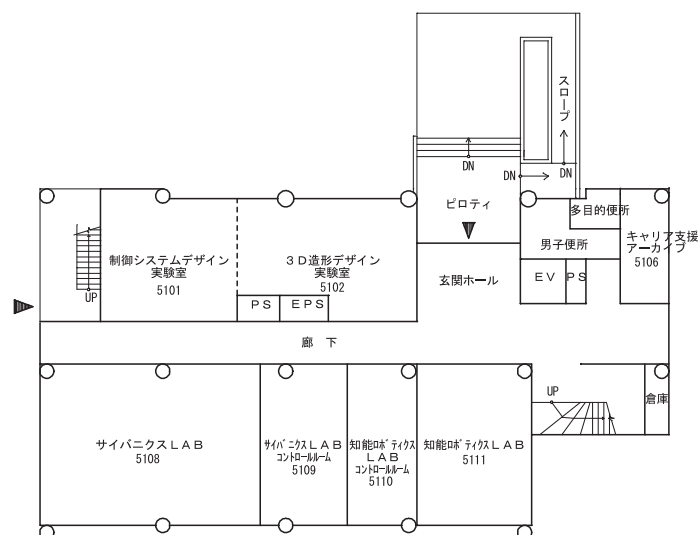
4号棟 1階



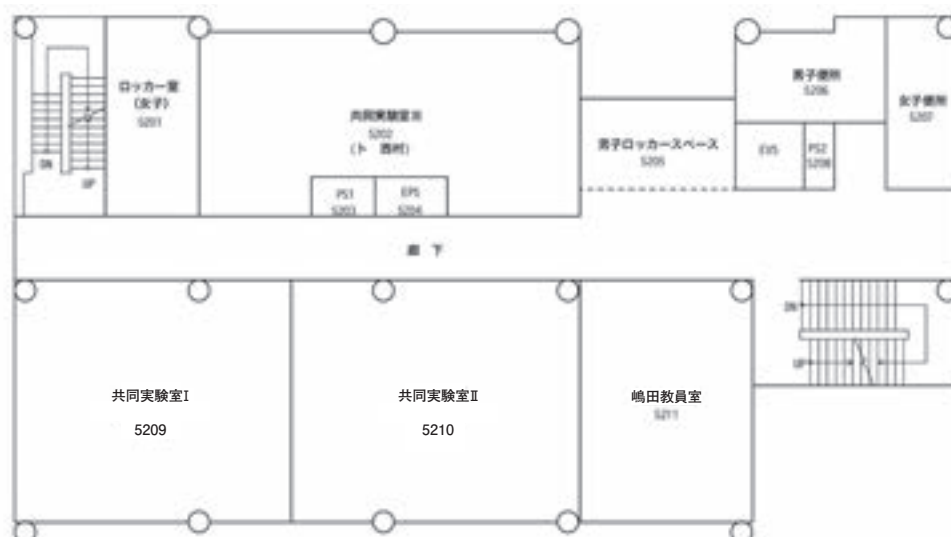
4号棟 2階



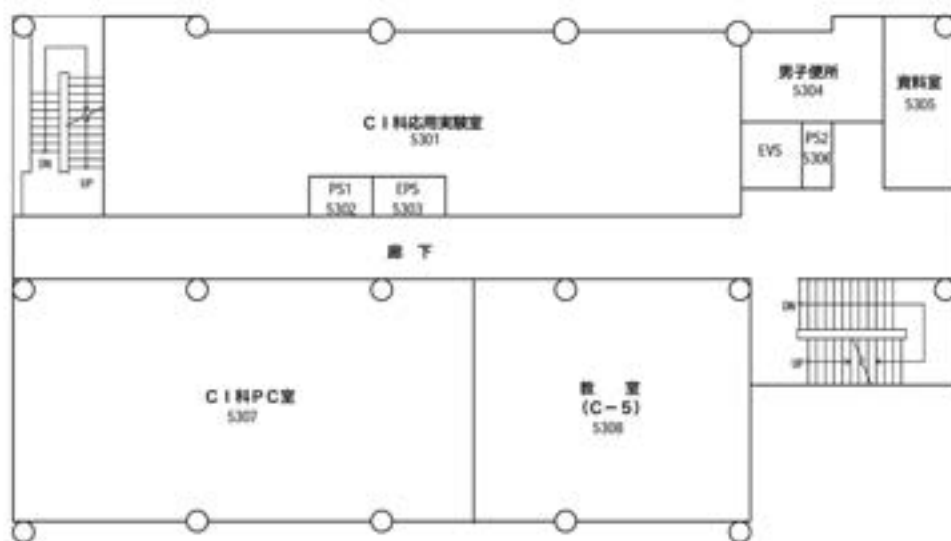
4号棟 3階



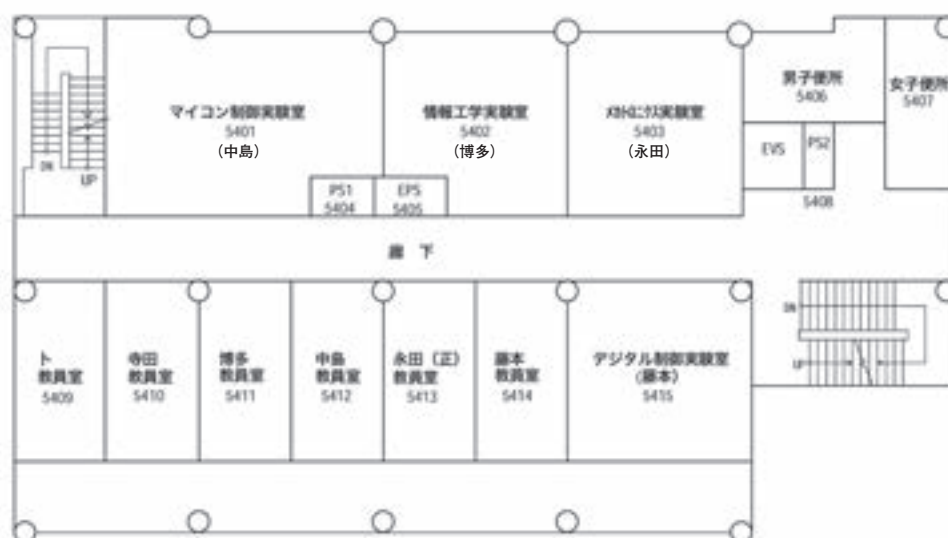
5号棟 1階



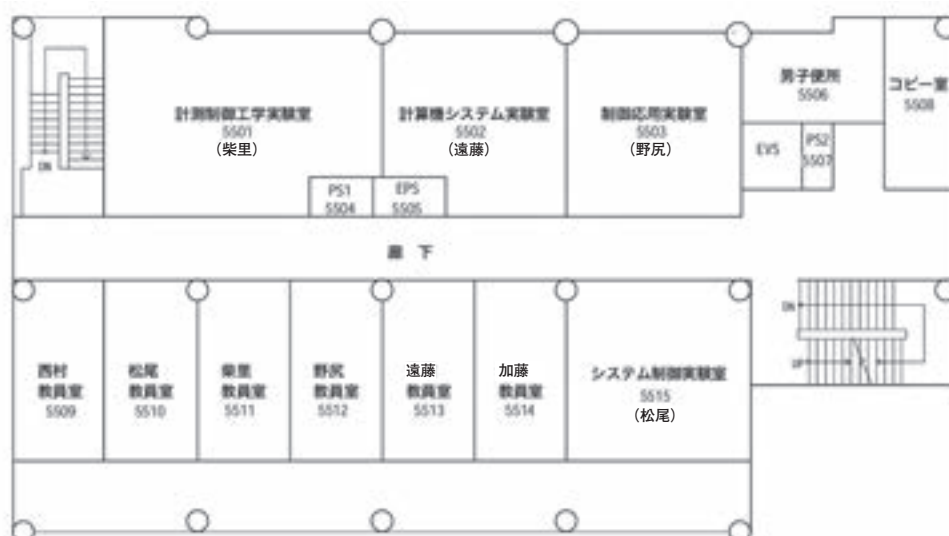
5号棟 2階



5号棟 3階

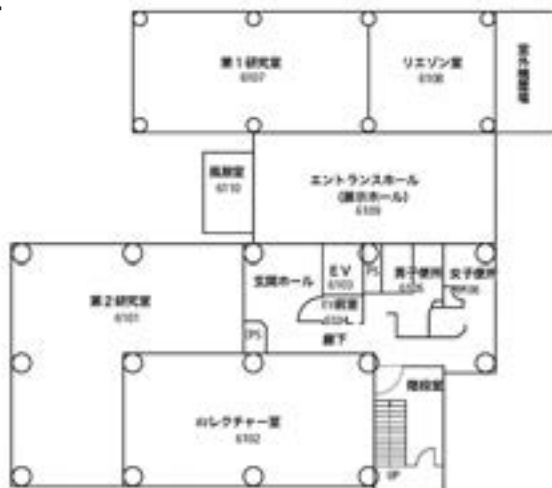


5号棟4階

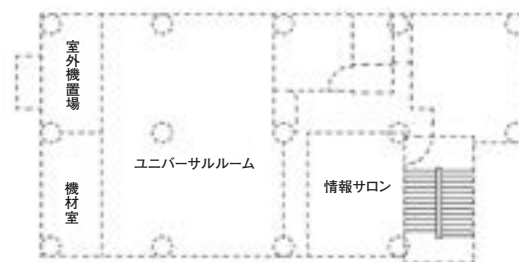
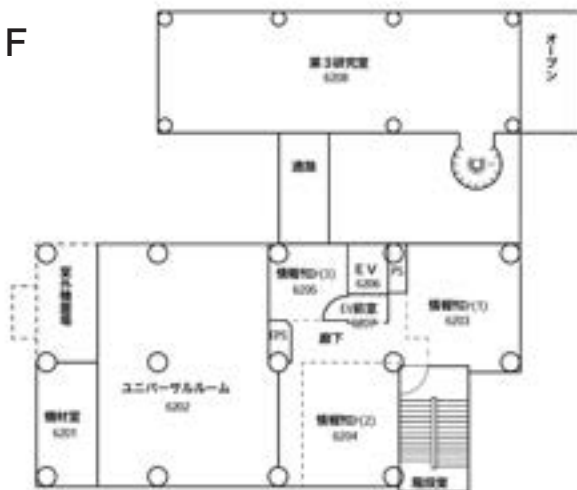


5号棟5階

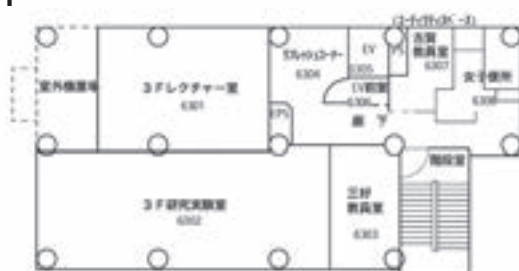
1 F



2 F



3 F

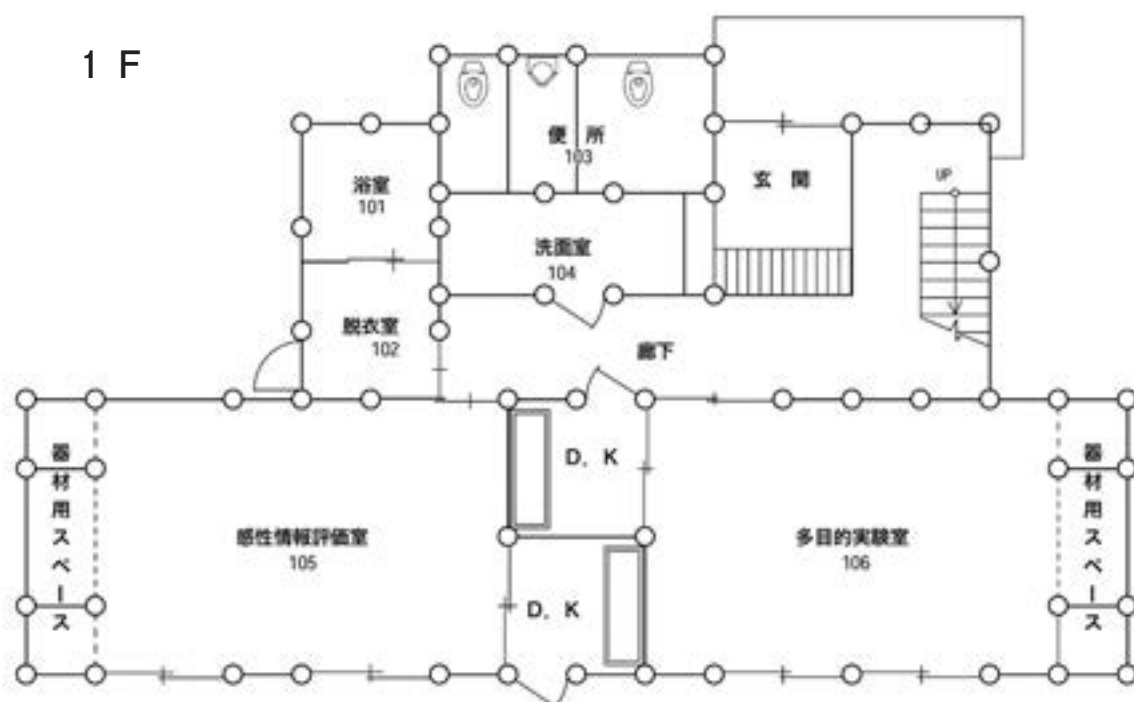


4 F

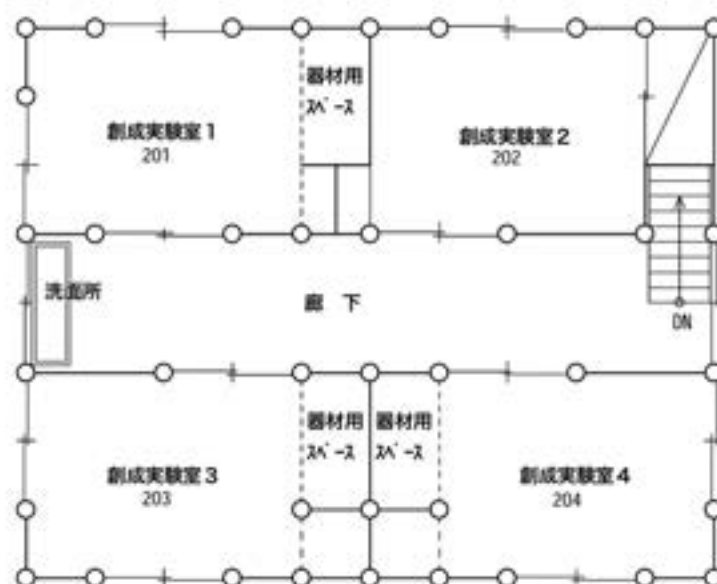


6号棟 (専攻科・地域イノベーションセンター)

1 F

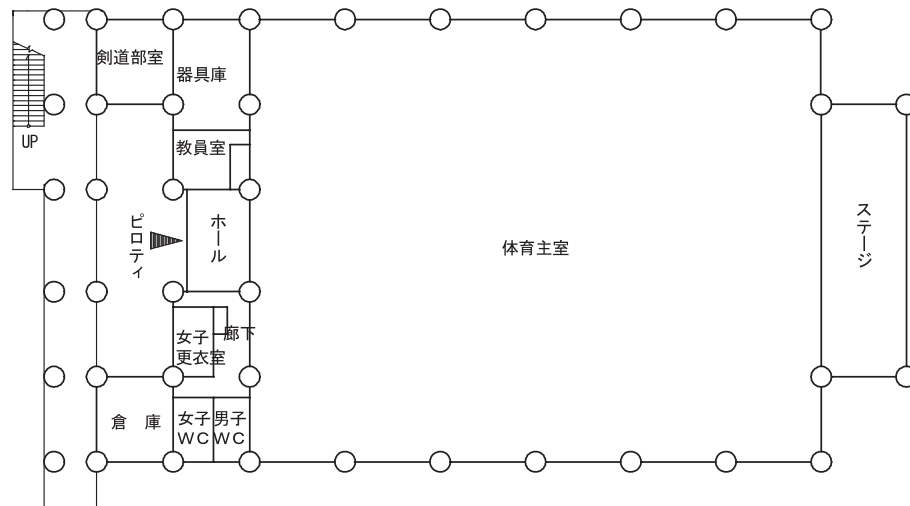


2 F

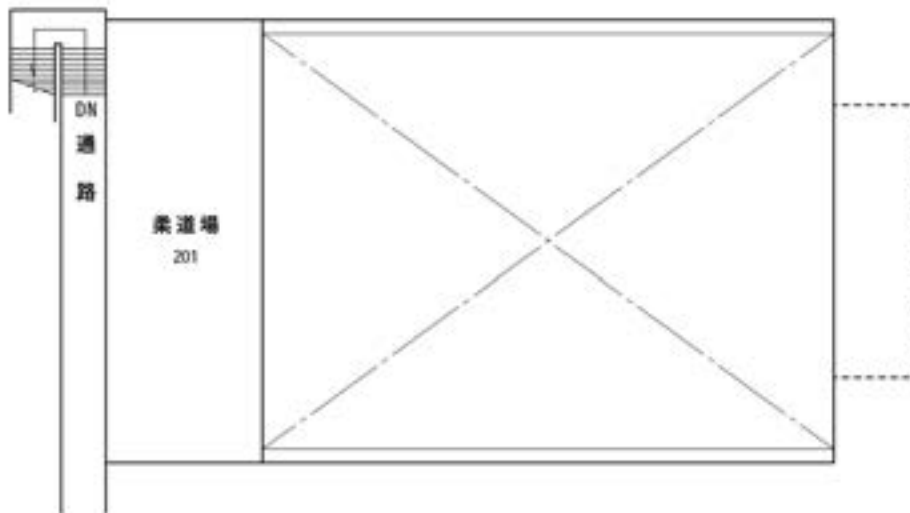


創成・総合評価実験実習施設

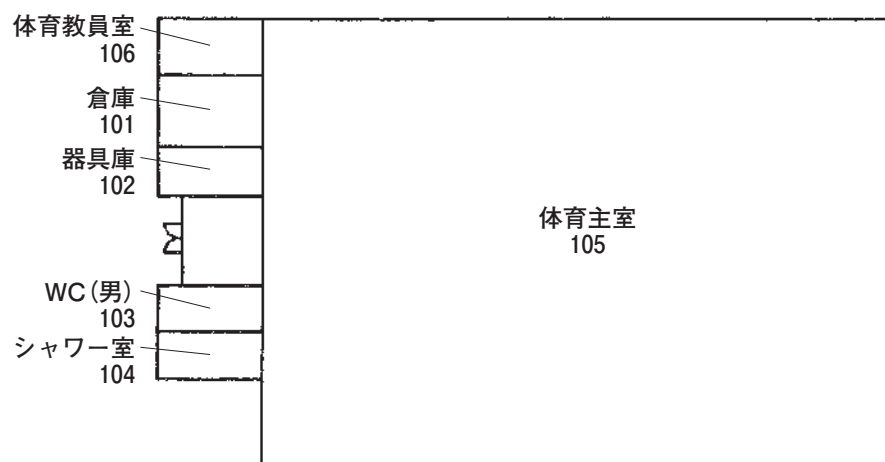
1 F



2 F

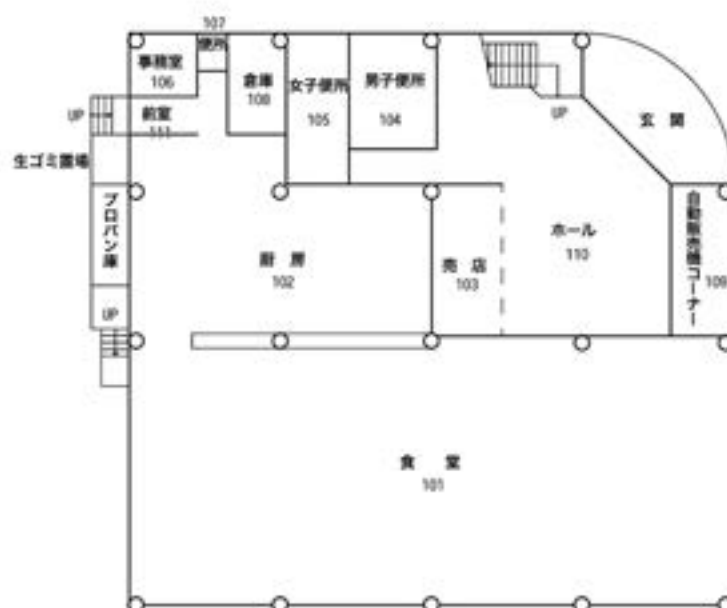


第一体育館

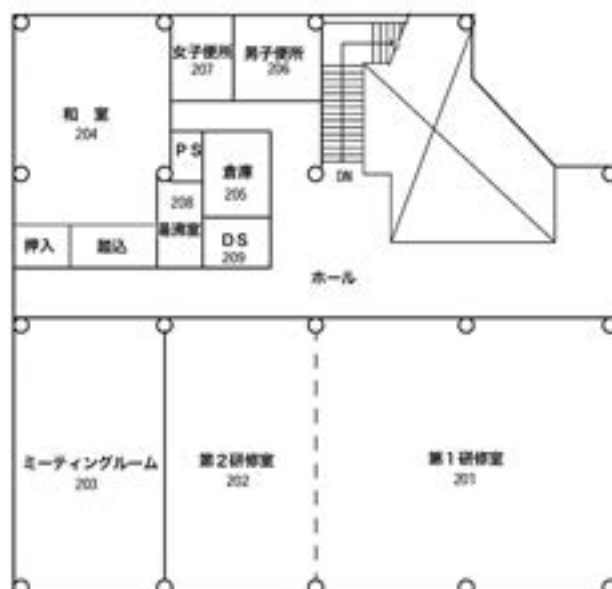


第二体育館

1 F

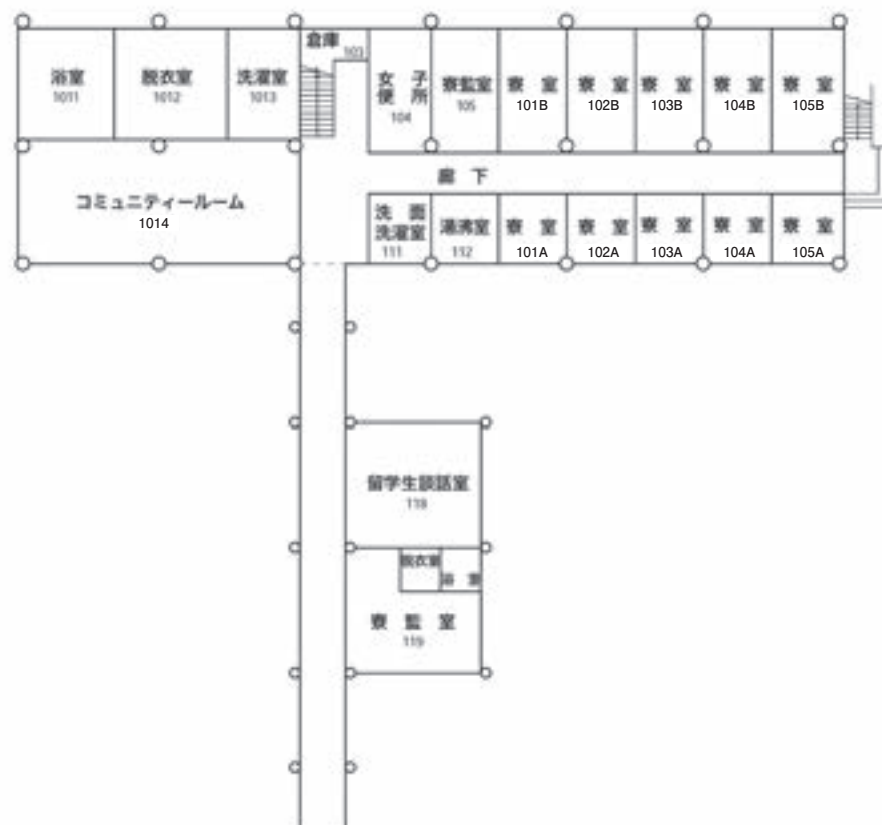


2 F

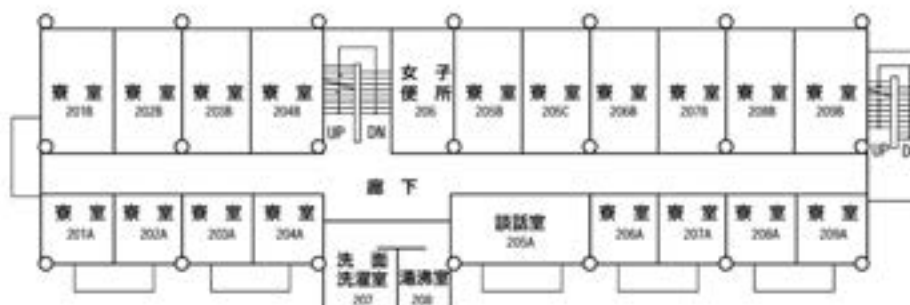


福利施設（くぬぎ会館）

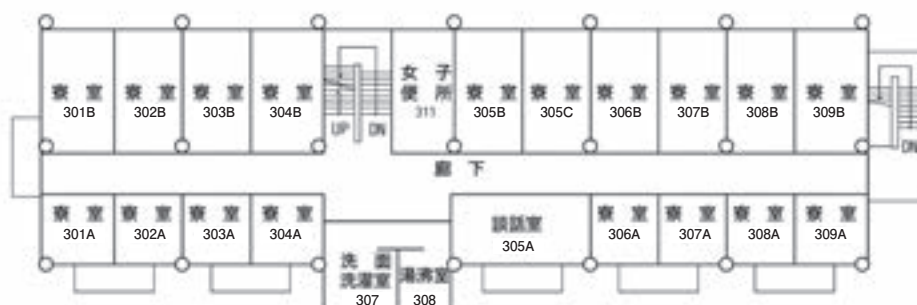
北棟 1 F (女子寮)



北棟 2 F (女子寮)

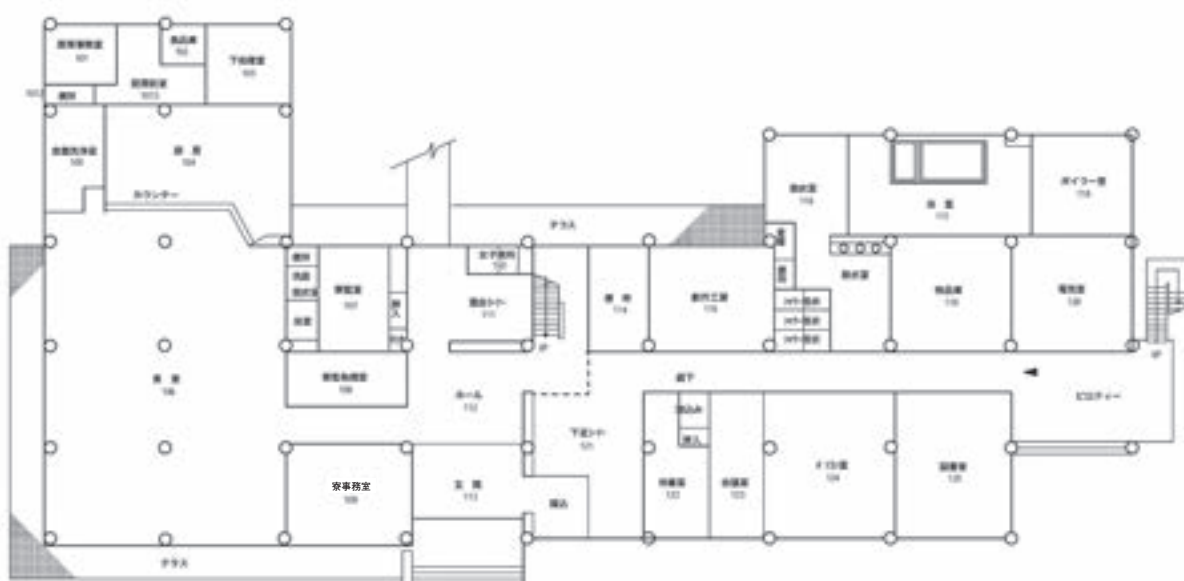


北棟 3 F (女子寮)

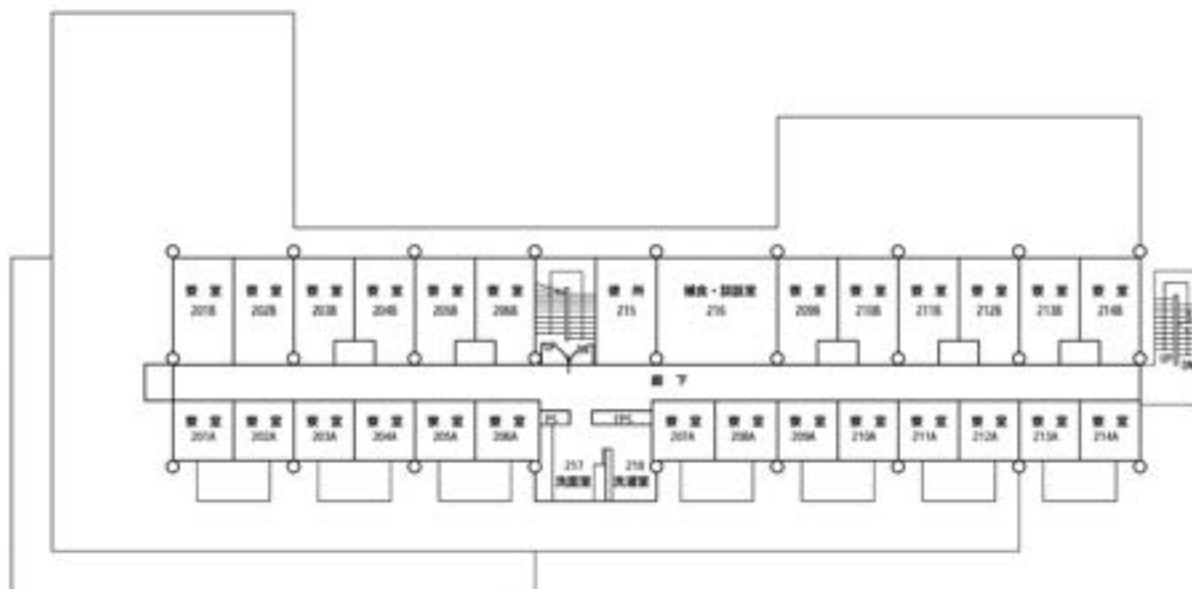


学 寮

南棟 1 F

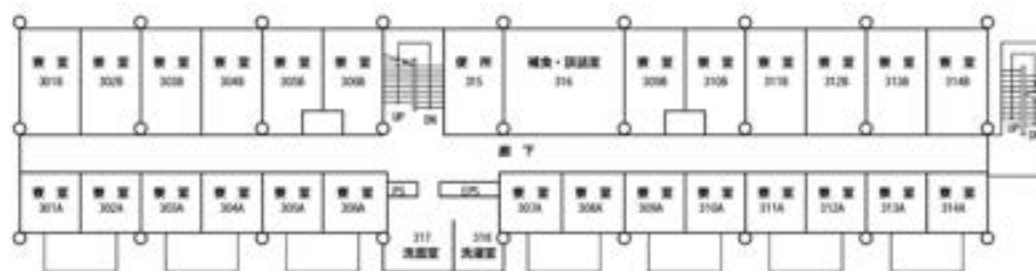


南棟 2 F

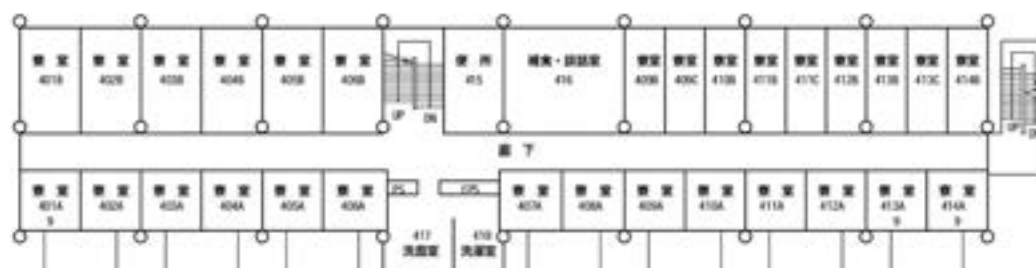


学 寮

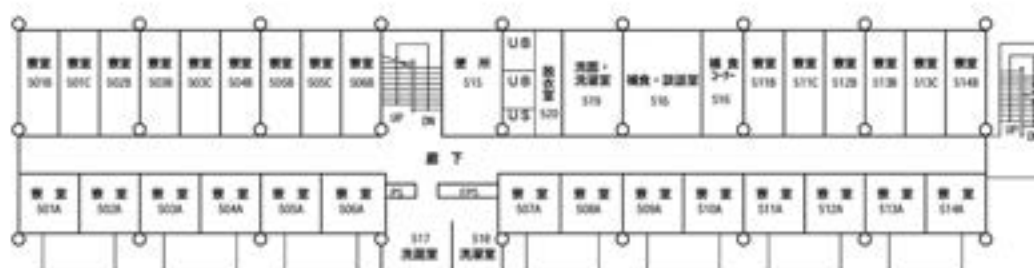
南棟 3 F



南棟 4 F



南棟 5 F



学 寮



Let's Enjoy Camous Life!